

96
11577



内架中出

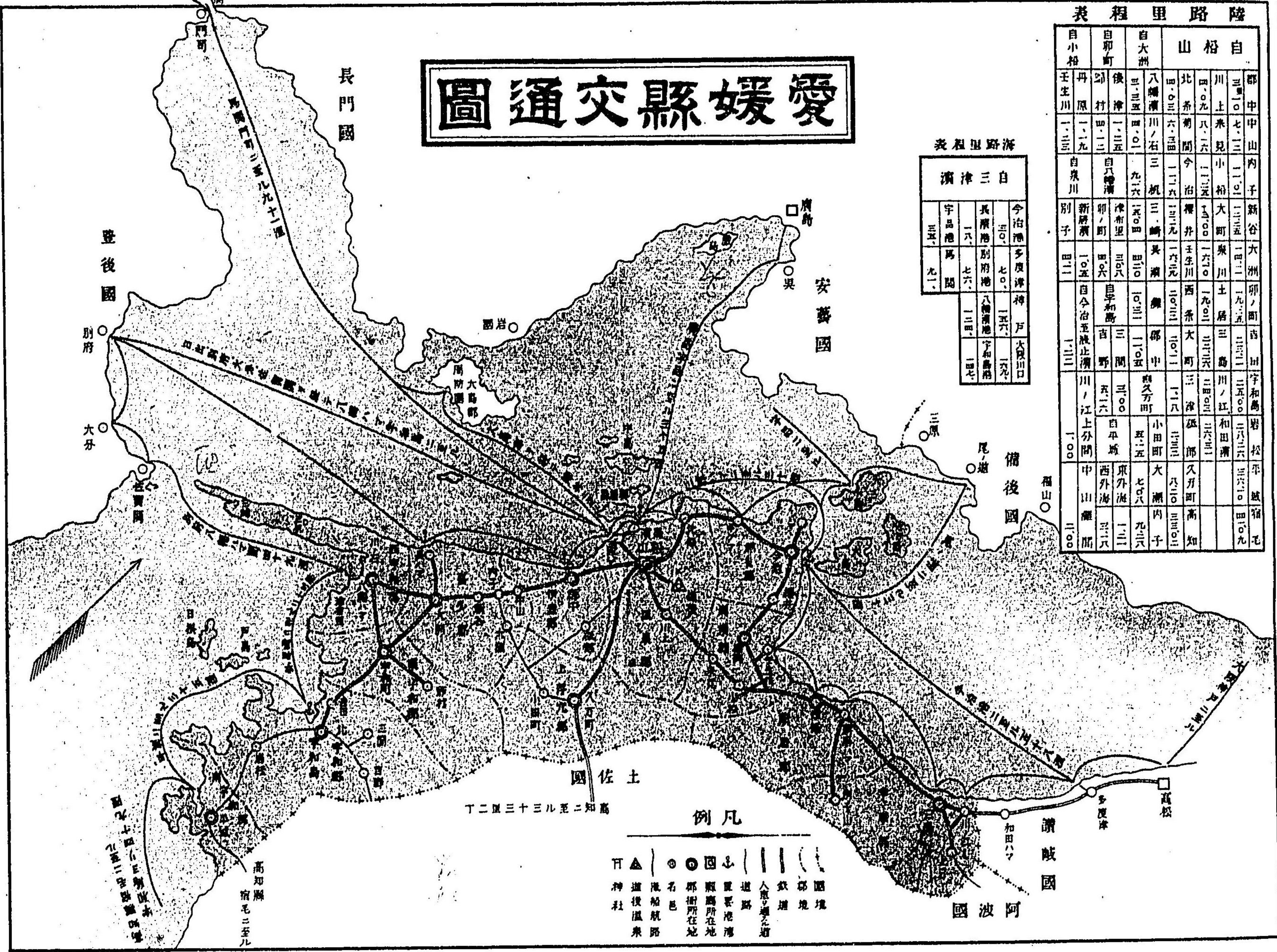
96-457



縣案内

明治
43. 5. 7
内案

愛媛縣交通圖



陸路里程表

自山		自大洲		自松山		自新谷		自大洲		自卯ノ町		自吉田		自宇和島		自松山		自宇和島		自松山	
自小松	自卯町	自大洲	自松山	自新谷	自大洲	自卯ノ町	自吉田	自宇和島	自松山	自宇和島	自松山	自宇和島	自松山	自宇和島	自松山	自宇和島	自松山	自宇和島	自松山	自宇和島	自松山
11.3	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9	11.5	11.9
1.3	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9	1.5	1.9

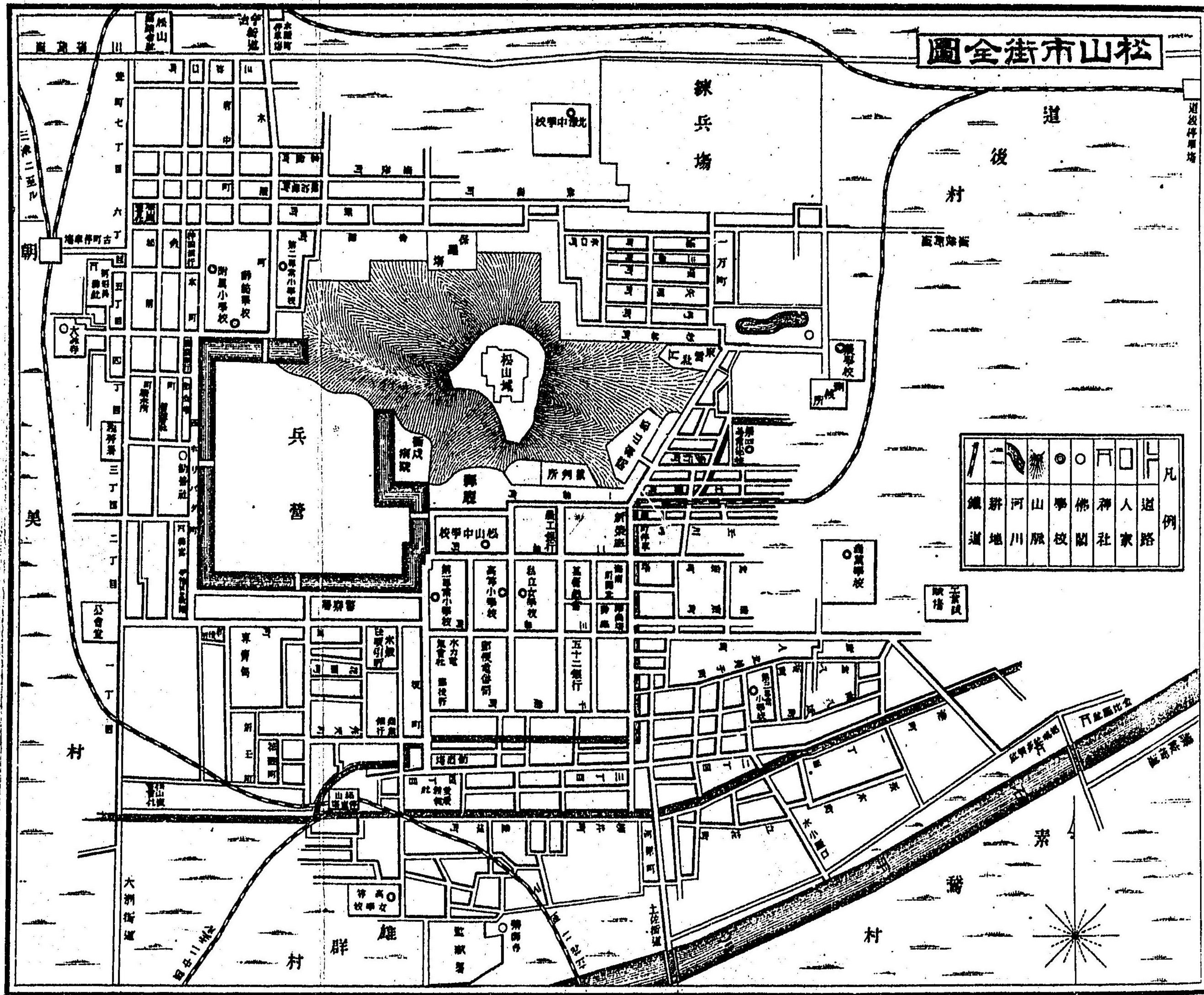
海路里程表

自津三		自津三		自津三		自津三		自津三		自津三		自津三	
津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三	津三
1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8

凡例

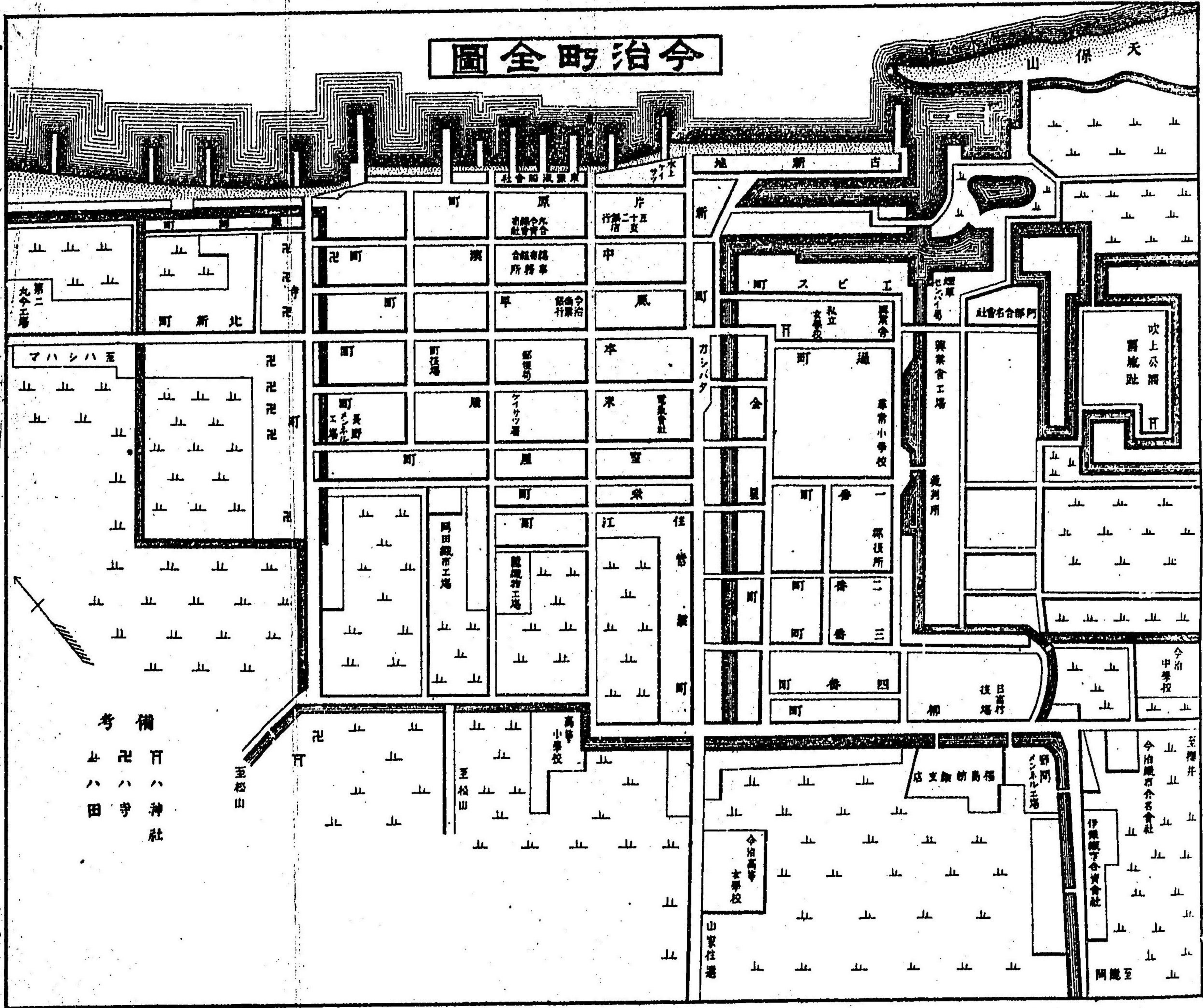
- △ 神社
- 船渠
- ⊙ 船渠
- ⊚ 船渠
- ◉ 船渠
- 船渠
- 船渠
- 船渠
- 船渠
- 船渠
- 船渠

松山市街全圖



鐵道	河川	山脈	學校	佛閣	神社	人家	道路	凡例
鐵道	河川	山脈	學校	佛閣	神社	人家	道路	凡例

今治町全圖



天保山

古新地

東洋製紙

片行二十五番

原

町

池町

町新北

第二

マハシハ五

池

町

町江

町

本

町

町

町

カシバ

町

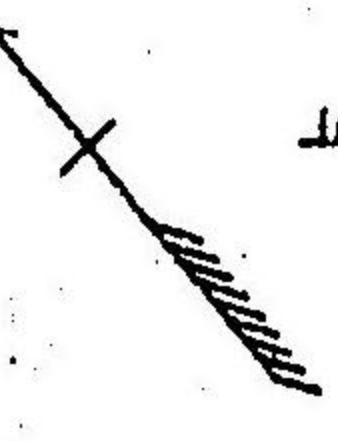
町

町

町

町

町



考備
 八田神社
 八田寺

至松山

至松山

高等
 小学校

今治高等
 小学校

山家住道

店支庫助島福

野岡
 マンセル工場

伊藤製紙
 合資会社

今治
 中学校

今治
 合資会社

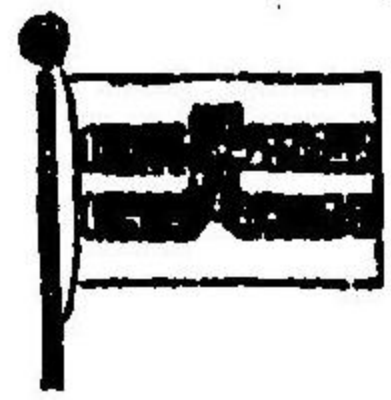
伊藤製紙
 合資会社

今治
 中学校

今治
 合資会社

阿波至

伊豫國高濱港



南	北	船客御待合所
大阪宿毛線 大阪内海線 ノ各船ハ南 棧橋ニ繋留	大阪門司線 宇品高濱線 ノ各船ハ北 棧橋ニ繋留	南北兩棧橋 共ニ待合所 ノ設備アリ 休憩御隨意 手荷物無料 運搬可仕候

●大阪行

前八時發 丁日
前九時發 毎日
後八時發 毎日

●門司行

前六時發 半日

●宿毛行

前八時半發 毎日

●内海行

後二時半發 毎日

●宇品行

前八時發 三回
但此便ハ宮島ニ
延航ス

後一時五十分發
後七時二十分發



大阪商船株式會社高濱支店

○漁船被着時刻表、全運賃表ハ本書卷末ニ詳ナリ

○南北棧橋共ニ伊豫鐵道高濱停車場ニ接近シ御昇降共人力車ヲ要シ不申候

國產伊豫綉

玉

玉共合會社

伊豫鐵道松山驛



伊豫鐵道線全圖



資本金壹百貳拾萬圓

伊豫鐵道株式會社

電話

長七番
二〇七番
三七三番

本社
運輸課
保線課
松山驛
用

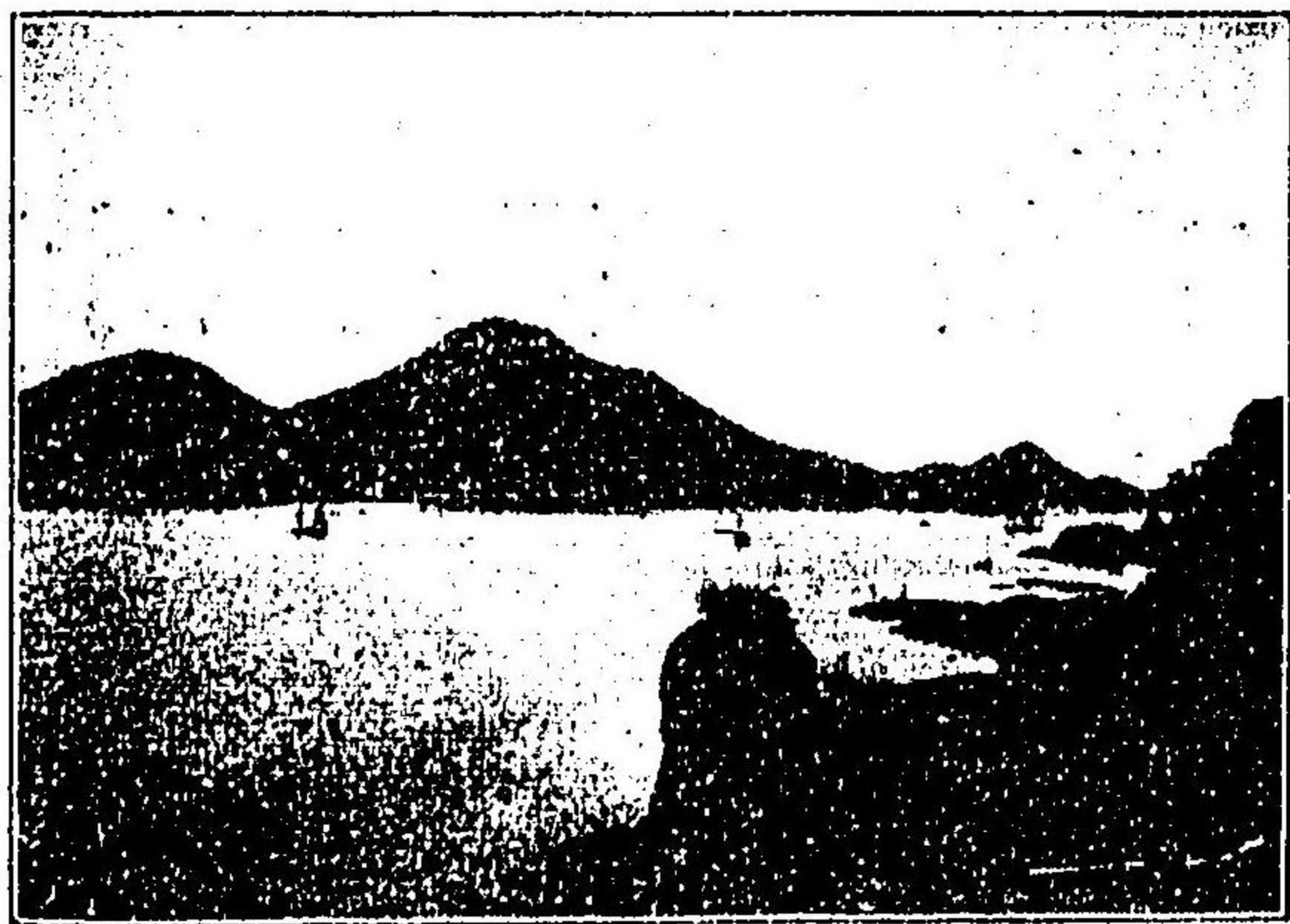
明治二十一年開業營業線二十七哩



伊
豫
か

小
富

す
り



印 土

店 郎 一 周 村 吉

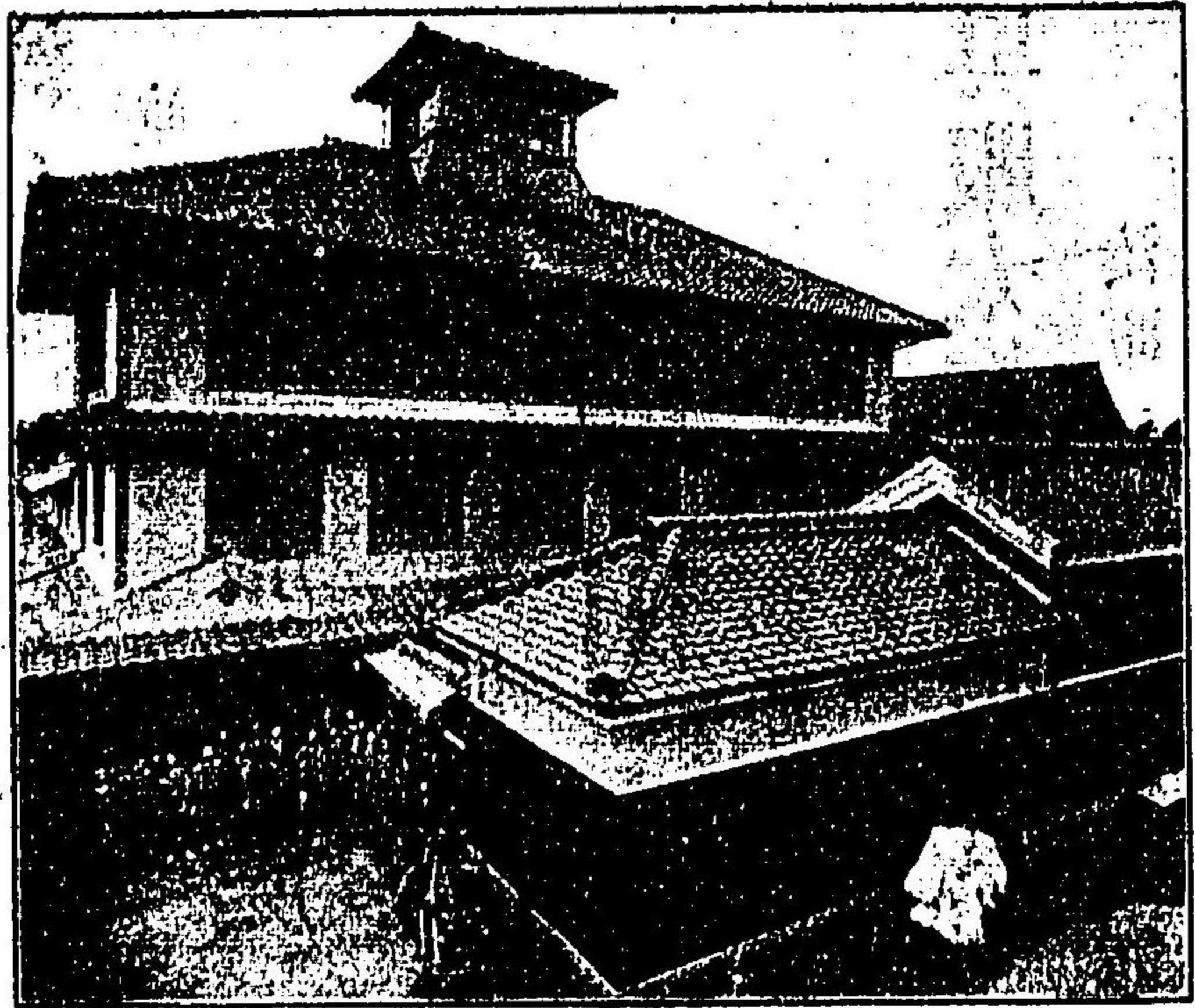


事 周 氣 和

鮎屋旅館

道後温泉 (道後停車場ヨリ僅カニ貳丁)

電話長三三三番



伊 豫 絁

製 造
販 賣

松山市豊坂町一丁目

田 内 機 織 所

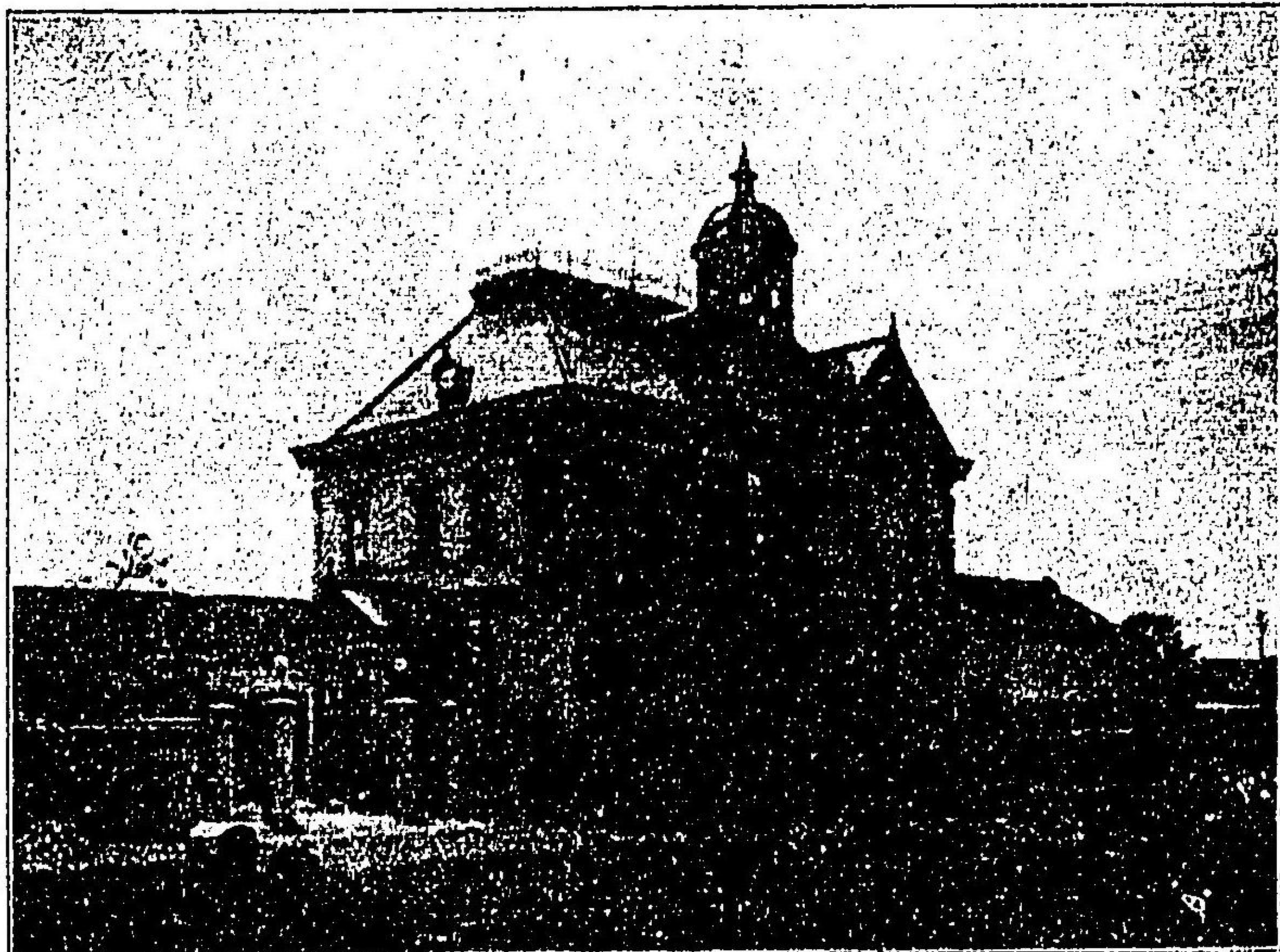
電話五四番

松山市本町一丁目

田 内 機 織 所 販 賣 店

長電話一五〇番

支店及工場外觀



才賀電機商會松山支店

(松山市大字藤原)電話二十四番

電氣其他諸機械輸入及製造販賣

電氣土木機械事業

工事設計監督請負

會 主 才 賀 藤 吉

内外雜貨商

洋傘帽子袋物

並二

高等洋服調進處

松山市大街道

前田商會

電話三百四十五番

吳服太物陳列販賣

湊町三丁目大街道筋

(近日開店)

紡績落綿糸屑古物屑物商

見切品吳服太物卸商

諸官衙會社拂下品改造卸賣

松山市唐人町

前田竹治郎

電話園百六番



緒言

近時案内記は一種の流行の如く、各府縣ともに案内記を刊行して自家を紹介することに努め居れり、然るに我愛媛縣には未だ一部の案内書もなく、自個を紹介することに甚だ迂にして爲に世人の誤解を招き易き嫌ひあり、吾々は常に之を遺憾とせり、故に今回名古屋に於て第十回關西府縣聯合共進會の開催せらるゝを機とし大に本縣の事情を紹介すべく本書の編纂を思ひ付きたる也
然れども其思付きや甚だ晩かりしかば其編纂の如きも、急ぎに急ぎて僅々半ヶ月足らずにヤリ上げたる、所謂倉卒の間の事業なれば調査、考證等も自ら粗漏杜撰を免れず而已ならず印刷の都合上數名分擔して執筆したるが爲め全編を通じて首尾統一を缺き文字文章の熟せざるもの勘からざるは吾々の深く慚愧に耐へざる所にして、近き將來に於て理想的完全なる案内書を編纂し、以て今日の誤りを訂さんと欲す
本書に載する所の諸調査は多く明治四十二年三月末現在の統計に據れるものなり

四十三年晚春

編者識す

川之江港

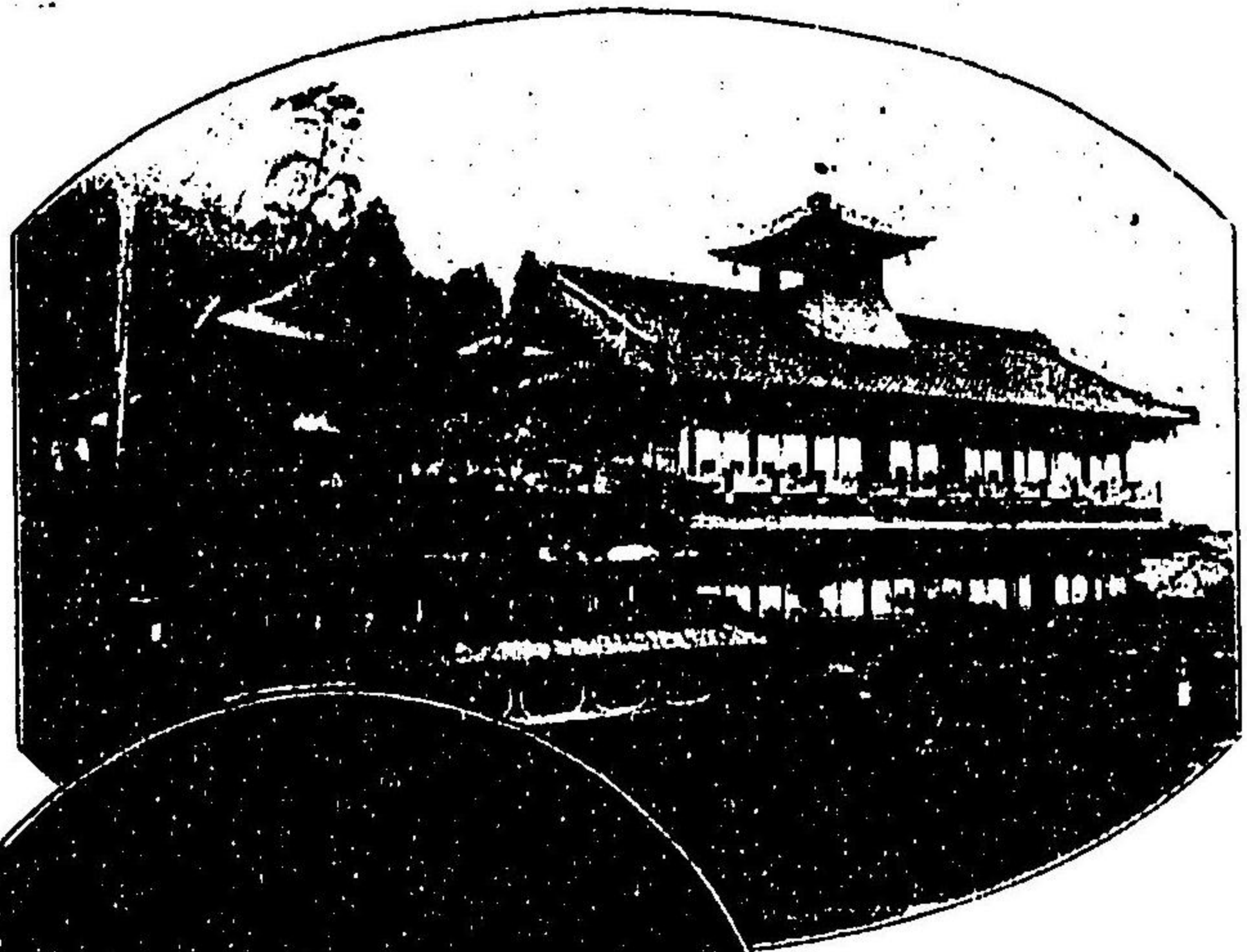


西條
武火の要

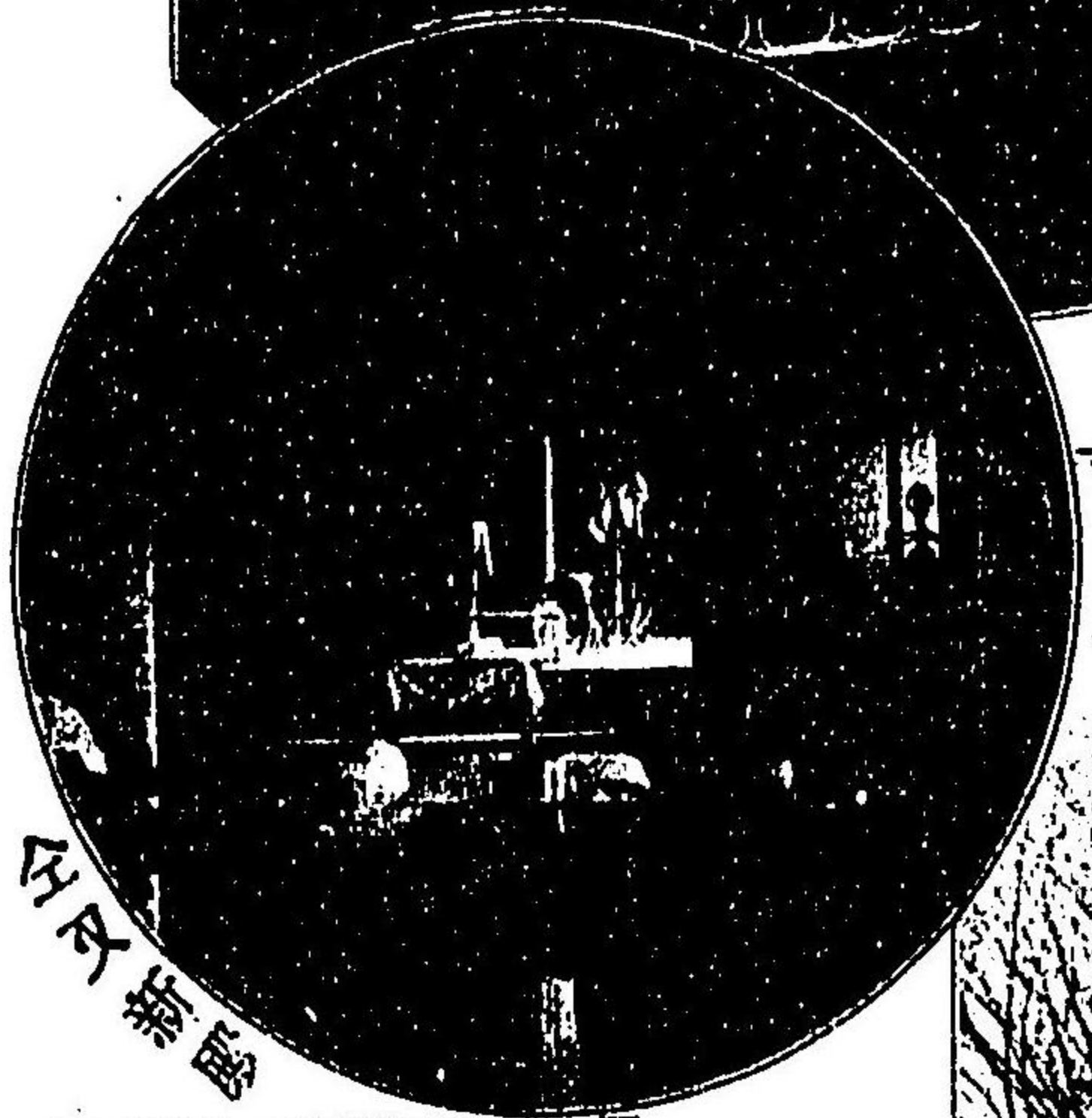


石鐘山中
后継取川の
虎杖橋

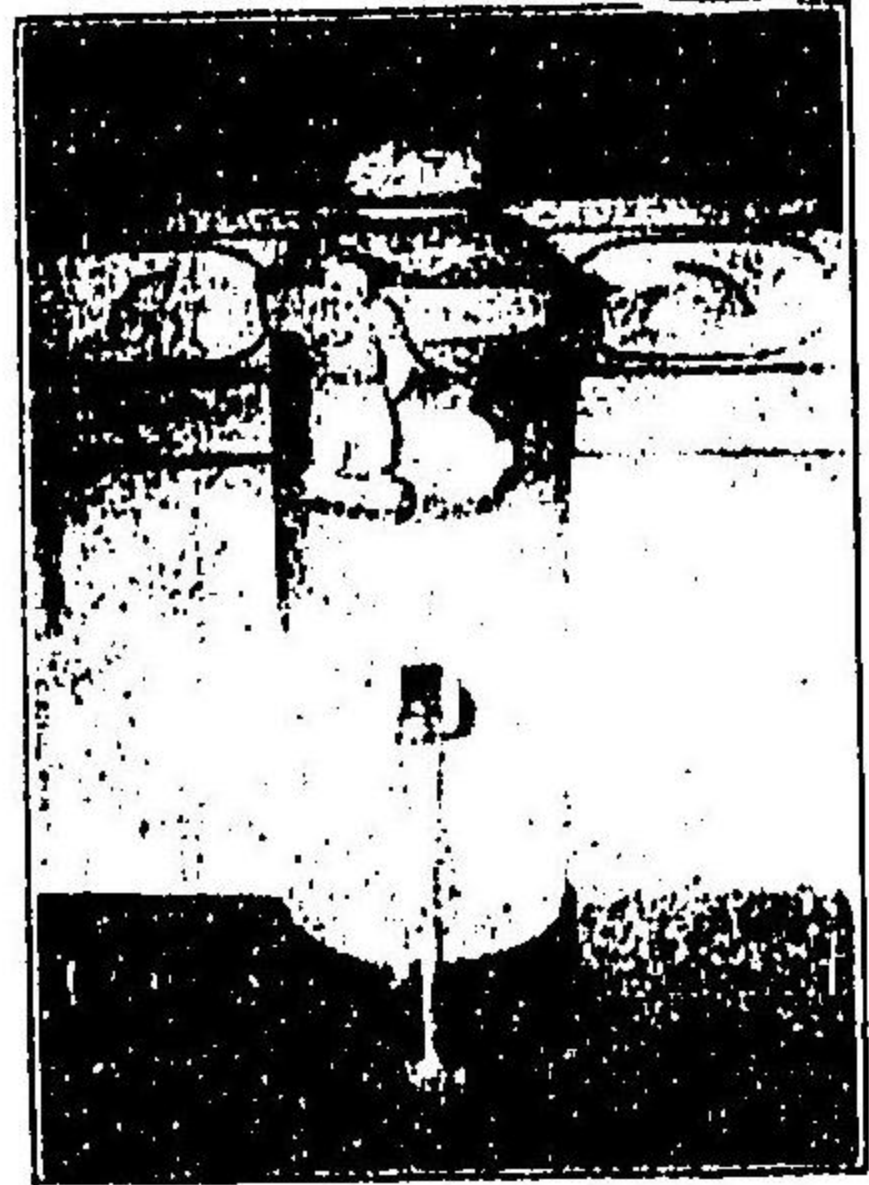




道後温泉場



全内湯殿



全内湯殿



山越六十日櫻



大山祇神社御神門



全御本殿



全大華表並
伊藤公題神號石

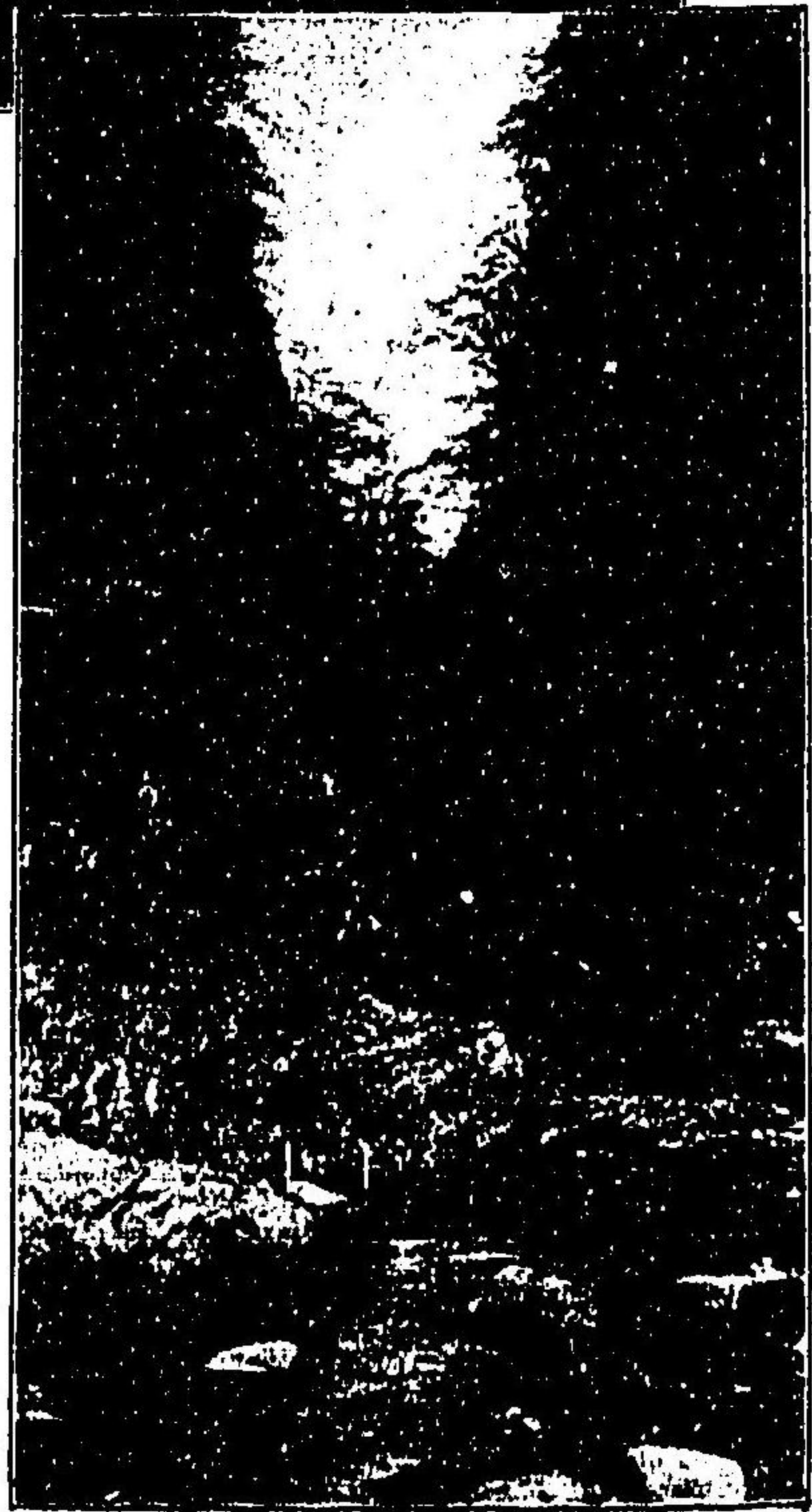
大日本徳川令大山祇神社



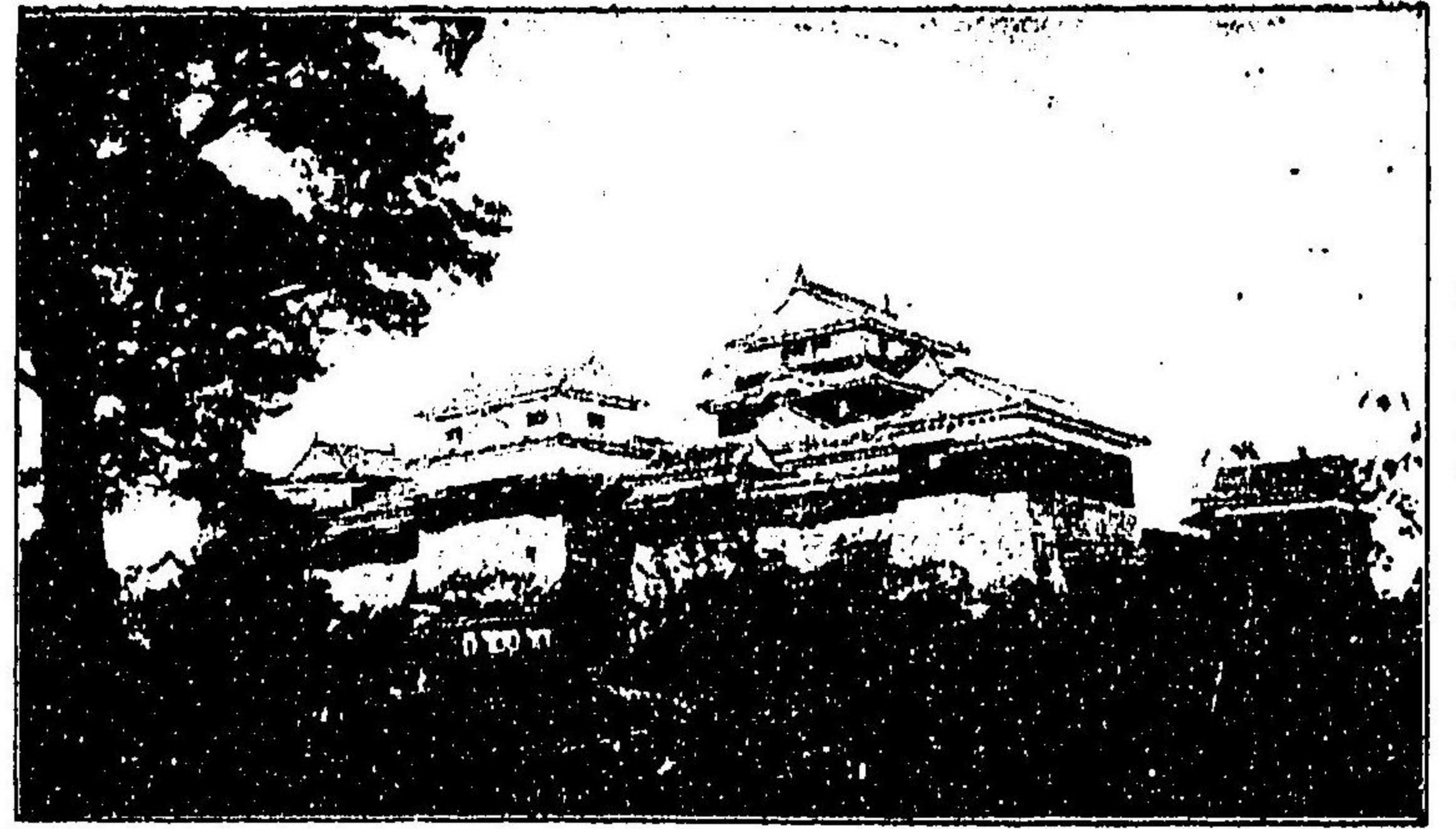
大洲肱川浮龜橋



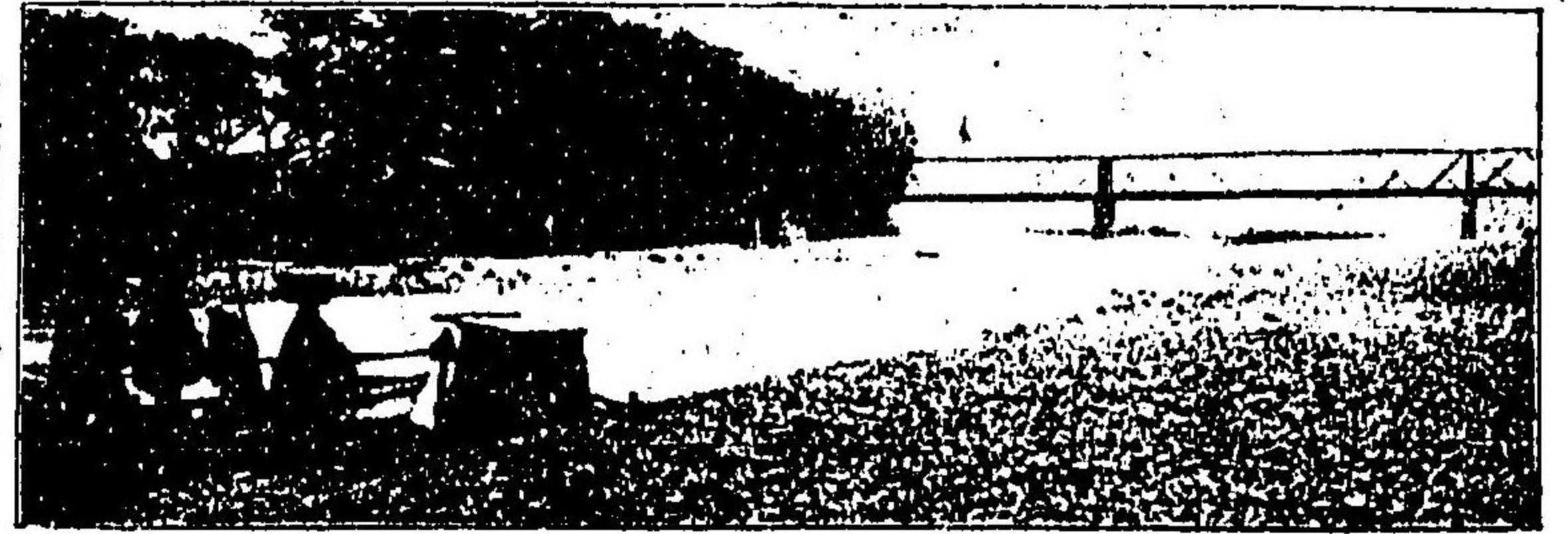
り走長川都僧



門關の河面中山万久



松山城天主閣



重信川出合渡



道後公園

愛媛縣案內目次

第一編 總說

第一章 沿革……………一

神代、上古時代、武門時代、徳川時代、明治以降、

第二章 地勢……………六

地質、山嶽と河川、岬角と島嶼、土地及人口

第三章 氣象……………二

第二編 交通

第一章 陸路……………三

國道、縣道、伊豫鐵道、

第二章 海路……………一九

重なる港灣、大阪宿毛線、大阪内海線、大阪門司線、三津高濱宇品線、三津高濱尾之道線

第三編 教育

第一章 藩政時代の教育……………二六

第二章 師範教育……………三三

女子師範學校、附屬小學校

第三章 中等教育……………三三

第四章 實業教育……………三六

第五章 女子教育……………三六

第六章 教員養成所……………三六

第七章 小學教育……………三六

第八章 青年團……………四〇

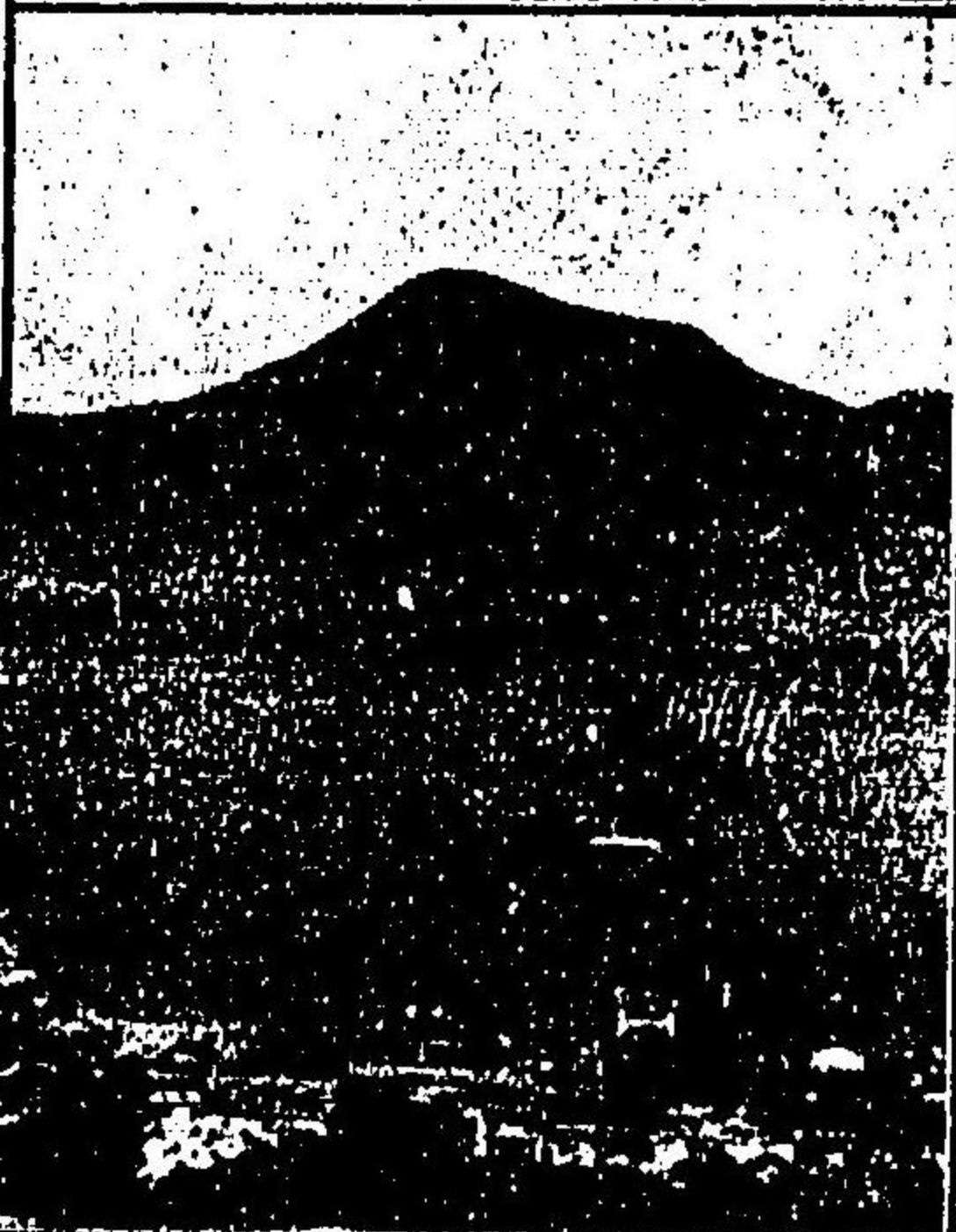
三津高濱柳井津線、三津三机線、小筑紫佐伯線、宇和島八幡濱線、新居濱大阪線、三島大阪線、大阪馬關線、今治尾之道線、今治宇品線



明石寺



八幡濱夫婦岩



高濱港



宇和嶋船場港

第九章 教育會……………四一

第十章 幼稚園……………四二

第十一章 慈善團體……………四三

第四編 産業

第一章 農業……………四四
米作、麥作、甘藷、果樹、耕地整理、

第二章 蠶業……………四六

第三章 畜産……………四五
畜牛、産馬、

第四章 林業……………四六

第五章 水産……………四七

第六章 工業……………四九
織物、製紙、木蠟、陶磁器、漆器、蒔間瓦、
花崗石、

第七章 鑛業……………四三
別子銅山、市之川鑛山、

第八章 商業……………四七

第五編 金融

第一章 經濟影響區域……………四〇

第二章 金融季節……………四〇

第三章 中央金融市場……………四二

第四章 金利……………四二

第五章 金融機關……………四三

第六編 雜事

第一章 各郡市概況……………四四
松山市、宇摩郡、新居郡、周桑郡、越智郡、
温泉郡、伊豫郡、上浮穴郡、喜多郡、四宇和
郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡、

第二章 實業團體……………四七
會社、同業組合、新聞雜誌、

第三章 新聞雜誌……………四九

第七編 名所舊蹟

第一章 松山市……………一〇〇
松山城、阿沼美神社、東雲神社、井手神社、
大林寺、日光寺、

第二章 温泉郡……………一〇三
道後温泉、道後公園、道後附近の各地、伊佐
爾波神社、湯神社、寶嚴寺、圓満寺、石手寺
四帝行宮の跡、湧ヶ淵、金毘羅寺、鎌倉堂、
白猪、唐阿彌、福見寺、隻手薬師、八塚、
蛇の釜、八阪寺、淨瑠璃寺、播磨塚、淨土寺
西林寺、伊伊豆比古命神社、天山、星の岡、
雄群神社、日招八幡神社、鍵谷カナ子の碑、
櫻脱天満神社、大寶寺、嚴島神社、興居島、
四十島、梅津寺の海水浴、甜墨の櫻、輕太子
流前古蹟、天徳寺、十六日櫻、太山寺、圓

明寺、高繩神社、善應寺、鹿島、長師の濱、
腰折山、

第三章 越智郡……………一〇六
今治城、歌仙の浦、志々滿ヶ原、淨寂寺、脇
屋淺助の墓、國分寺、唐子山、篠塚伊賀守の
古蹟、國幣中社大山積神社、

第四章 周桑郡……………一〇四
繁森の城址、寶報寺、興隆寺、大館左馬之助
の墓、寶壽寺、清樂寺、香園寺、石槌神社、

第五章 新居郡……………一〇六
仲夏天皇行宮の蹟、歌詩和時、瑞應寺、玉室
森寺、伊曾乃神社、御所堂、吉祥寺、前神寺
止呂、大阿彌、武丈櫻、觀音堂、御代島、

第六章 宇摩郡……………一〇〇
後藤玄哲の墓、四行の松、三竹寺、木梨輕太
子の御陵、三島神社、磐瀬行宮の蹟、三名松

入野の湖、宇摩の關蹟、

第七章 上浮穴郡……………一三三

三阪峠、笛ヶ瀬公園、大寶寺、御三戸、岩屋寺、面河、名産伊豫籬、平氏發居の跡、小田深山、羅漢穴、大野ヶ原、新田義宗の墓、

第八章 伊豫郡……………一三六

五色の濱、大森彦七の史蹟、義民窪田兵右衛門の社、古岩屋の勝、古城の松、義農作兵衛の墓、金蓮寺、谷上山、寶珠寺、後藤基次の墓、伊豫神社、千波ヶ嶽、

第九章 喜多郡……………一四三

大洲城、臥龍の淵、中江藤樹の屋敷跡、白瀨公園、矢野の神山、出石寺、神南山、小敷の冷泉、鬼王の遺蹟、肱川の勝、

第十章 西宇和郡……………一四六

平家の遺跡、城成の堀切、

第十一章 東宇和郡……………一四九

黒瀬城址、齒長寺、明石寺、龍潭寺、那須與市の館跡、

第十二章 北宇和郡……………一四九

宇和島城、宇和津彦神社、和鏡神社、繼明神社、佛木寺、滑床、満願寺、正月櫻、藤原純友の古跡、

第十三章 南宇和郡……………一五二

僧都川の勝、貝塚港、觀自在寺、篠山神社、

愛媛縣案內

第一編

總說

第一章

沿革

▲神代 日本書紀神代卷に曰く「廼生大日本即秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫洲、」

又古事記に曰く「次生伊豫二名島、此島者一身而有面四、每面有名、故曰、伊豫國謂

愛比賣、讚岐國謂依比古、粟國謂大宜都比賣、土佐國謂健依別、按ずるに伊豫二

名島とは我四國(伊豫、土佐、讚岐、阿波)の總稱にして國名の起原は日本書記應仁天

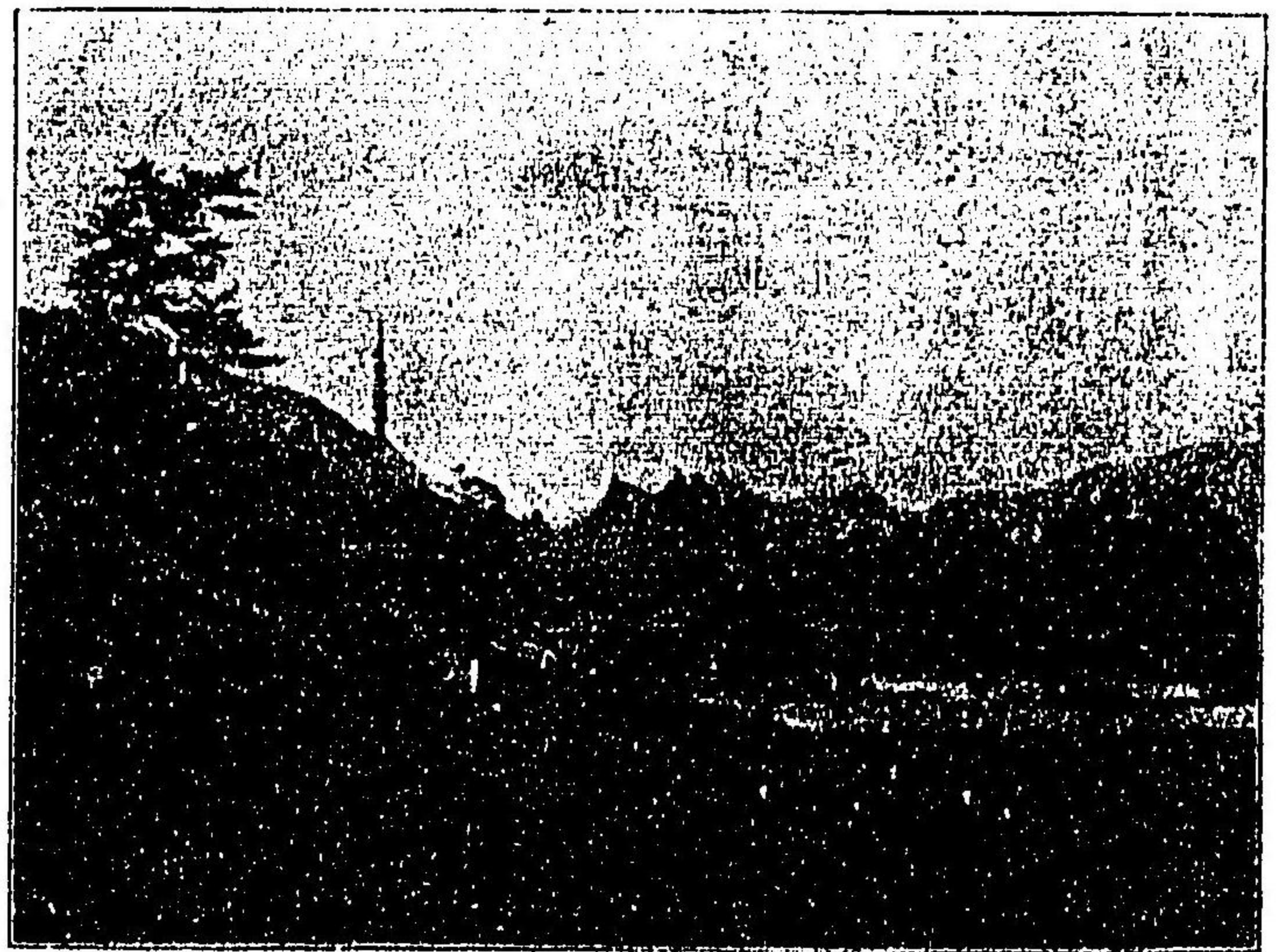
皇の卷の御歌に「阿波旅辭摩異耶敷多那羅羅豫呂辭枳辭摩之摩」とあるに基きたるも

のにて阿波旅辭摩は淡路島なり、異耶の耶は豫と通ふ、敷多那羅羅は二並にて之を略

し二名とし即ち伊豫二名島とはなしたるものなり、古事記に所謂「生伊豫二名島」と

あるは神代伊弉諾尊が伊豫二名島へ降臨すして此地を鎮定し給ひ愛比賣、飯依比古、大宜都比賣、健別依の諸神を四ツの國の君長と定めたる古説なるべく生ひの熟字に對し身一ツ、面四ツと謂へるならん、伊弉諾伊弉册二尊二名洲經營のため此地に降臨し天山に駐蹕あり愛比賣命を鎮守に補せられしが後、少彦名命當國に居て温泉を發見せられたり

▲上古時代 人代上古に於て景行天皇始めて温泉に行幸あり、皇子武國彘別王を國主に封せられ、其子孫を御村別王と稱し成務天皇の朝神八井耳命の孫速後上命を國造



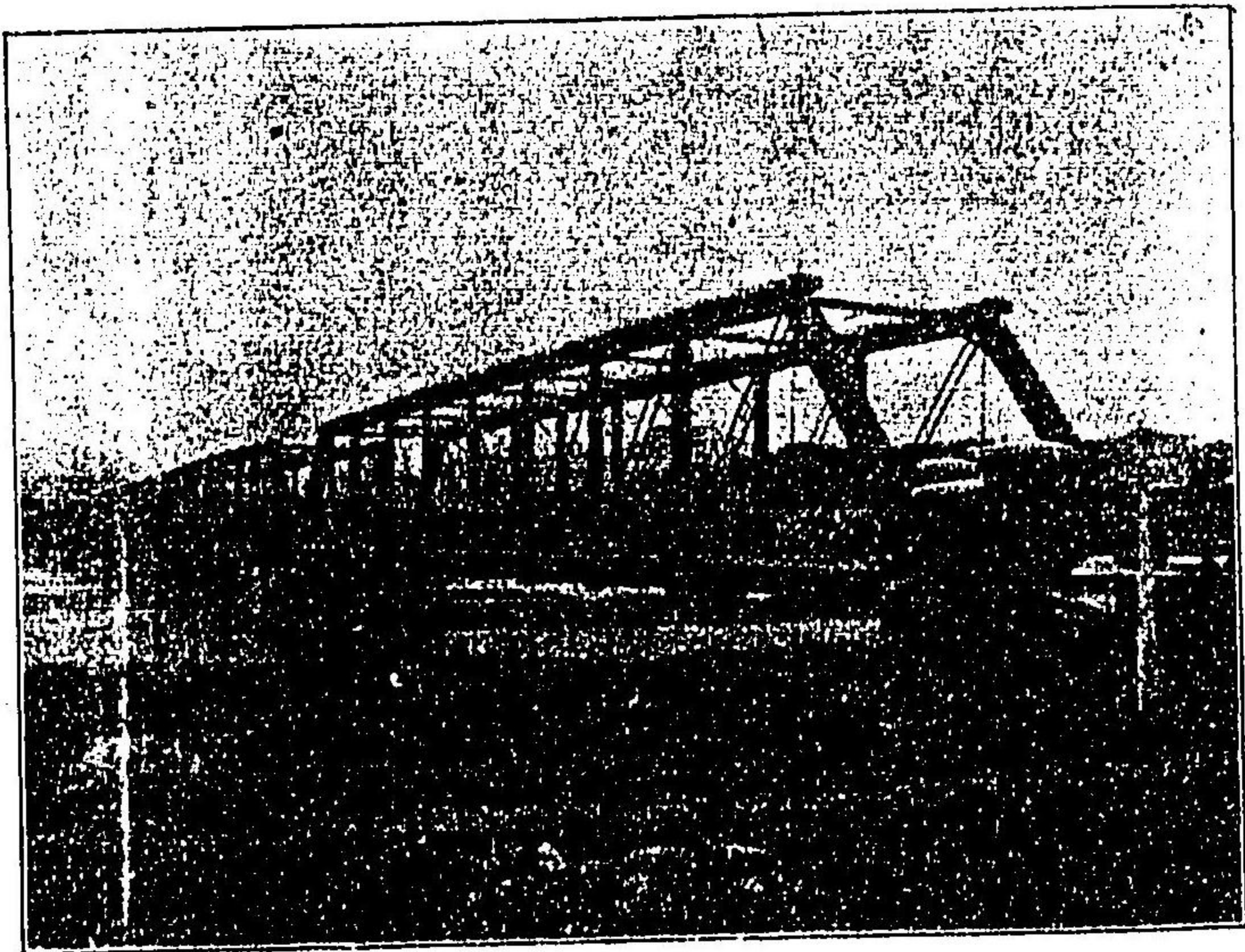
石 手 寺

と定め日本武尊の御子十城別王を當國に封せられ其孫に伊豫別君登表之別麻佐首宮首之別等あり、神功皇后の御宇飽速玉命三世の孫若彌尾命を怒麻(野間)の國造に垂仁天皇の朝神統命十三世の孫伊與主命を久妹(久米)の國造に又同朝に物部連の同祖大新川命の孫小致命を小市(越智)の國造に、物部連の同祖伊香色男命四世の孫阿佐利を風速(風早)の國造に補し茲に始めて一國分封の制成る、武門漸く起るに至つて持統天皇の朝田中朝臣法麻呂伊豫總領國司となる

▲武門時代 降つて藤原氏、平氏、源氏の時代多く武將を以て守護職とし一時伊豫一圓の地源賴朝の莊園たりしことあり、後、道前七郡を割て佐々木三郎盛綱に、道後七郡を河野四郎通信に與へ承久の亂を経て盛綱更に伊豫國守護職となり全國を管す、元久以降群雄割據の状態にて互に武威を振ひしが正慶二年土居、得能等義兵を擧げ星の岡に陣し長門探題北條時直と戦ひ伊豫全國を歸順す、興國二年脇屋義助國分城に入るに及で官軍再び振ふに至る、正平十八年細川頼春の子頼之大舉來侵し之より全國悉く細川氏の統幹に屬す、應仁の亂の餘波を受けて伊豫國は到る所鼎の沸くが如く

騷亂相亞ぎ文明年間河野兩族不和を生じ骨肉相食ひの醜態を演せしが元龜年間阿波軍の來侵に遭ひ享祿、天正大津(大洲)の小衝突より土佐軍の來侵となりしが宇和の地は旗頭黒瀬城主西園寺公廣能く拒ぎ宇摩、新居二郡は全く長曾我部に屬し周布郡以南浮穴村以北は未だ一度も土佐軍の兵を受けしことなく河野氏の所領たること依然たり、天正十三年豊臣氏の四國征討の大軍入るに及で河野氏全く滅び踪跡を安藝に晦ます、依て伊豫、浮穴二郡以北は福島左衛門大夫正則に與へ道後城に入り後、越智郡國分城に移る、喜多、宇和二郡は戸田民部少輔政信に與へ大津城に居る、文祿四年政信移封藤堂和泉守高虎代つて大津城主となる、同年正則移封、池田伊豫守越智、周布二郡を領し國分城に居り慶長三年小早川祐忠之に代る

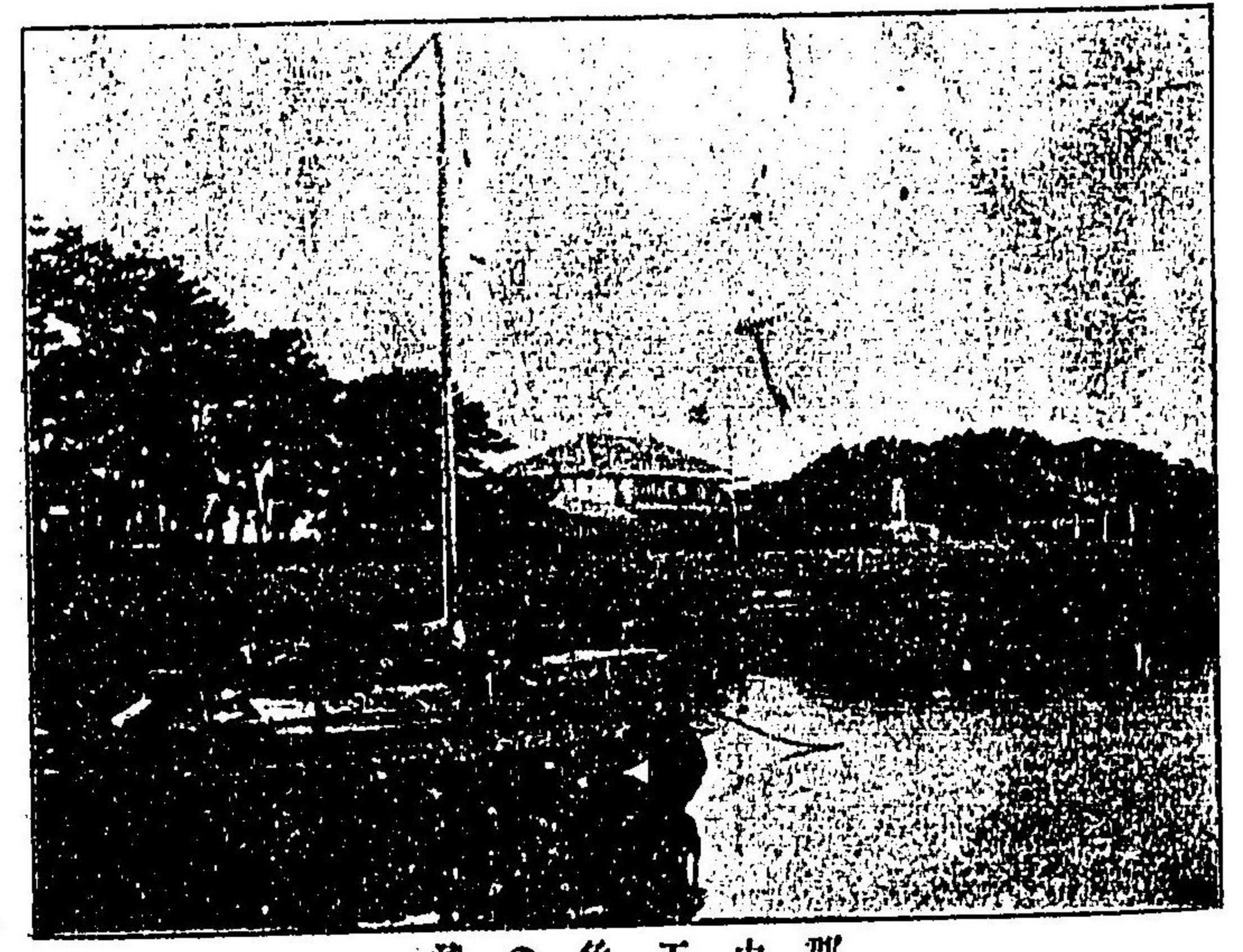
▲徳川時代 徳川氏となるや慶長五年祐忠の封を奪ひ高虎に加ふ、高虎今治城を築き大洲より移住す、全十三年高虎津(伊勢)に移さるゝに至り加藤嘉山に加封す、嘉明慶長五年松前城(伊豫郡)に來住、全八年松山城を築き之に移る、寛永三年會津(陸奥)に移り蒲生中務大夫忠知松山城主となり全十年病死、嗣なくして除封せられ幕領となり



幕臣曾根源衛門城代たりしが全年松平定行十五萬石を領し松山城主となり桑名(伊勢)より來る、全年松平定房三萬石を以て今治城主となる、全十年一柳直盛周布郡の内及び宇摩、新居兩郡を領し西條城を築く、全十三年其所領を一柳直家、一柳直頼に分つ信全十九年直家を小野に移し寛文五年直盛の橋孫直興罪あり城邑を没し幕領とす、寛文十三年三萬石を以て松平頼純を西條城に居らしむ、高虎移封の後、脇阪淡路守安治大洲城に、富田信濃守宇和島城に居りしが元和元年安治龍野(播磨)に移り同二年六萬石を以て加藤右近將監貞泰之に代て大洲城主とな

り全年貞泰の二男織部正泰に一萬石を分地し新谷に居らしむ、慶長十七年富田信濃守
 罪あり其封を奪はれ同十八年伊達遠江守秀宗十萬石を以て宇和島城主となる、明曆
 元年秀宗の五男宮内少輔宗純に三萬石を割き吉田に居らしむ、こゝに至て伊豫全國は
 幕領、西條、小松、今治、松山、大洲、新谷、吉田、宇和島に九裂す、幕領は總て松
 山城主の支配たりしが明治維新に際し松山城主松平定昭、徳川慶喜に從ふて大阪城
 に在り慶喜が叛逆に與みするの嫌疑を以て城邑を沒せられ其支配を罷め土佐國高知城
 主山内氏の支配に轉じ明治四年倉敷縣に屬し全五年九龍縣に移り全年松山縣に屬す
 ▲明治以降 明治二年西條、小松、今治、松山、新谷、大洲、吉田、宇和島等各其順
 籍を奉還し八藩を置かれしが全四年正月十八日舊幕領(宇摩、新居、桑村、越智、
 風早五郡の各一部)を廢して倉敷縣を置き、全年七月十四日松山藩(周布、桑村、越
 智、風早、浮穴、伊豫六郡の各一部及び野間、和氣、温泉、久米四郡の全部)を廢し
 て松山縣、今治藩(宇摩、越智二郡の各一部)を廢して今治縣、小松藩(新居、周桑
 二郡の各一部)を廢して小松縣、西條藩(宇摩、新居、周布三郡の各一部)を廢して

西條縣、宇和島藩(宇和郡の大部分)を廢
 して宇和島縣、吉田藩(宇和郡の一小部)
 を廢して吉田縣、大洲藩(喜多、浮穴、伊
 豫、風早四郡の各一部)を廢して大洲縣、
 新谷藩(喜多、浮穴、伊豫三郡の各一部)
 を廢して新谷縣を置く、全年十一月十三日
 倉敷、松山、今治、小松、西條五縣を合し
 て松山縣、全月十五日宇和島、吉田、大洲
 新谷四縣を合して宇和島縣とせしが、全五
 年二月九日松山縣を石鐵縣、全年六月二十
 三日宇和島縣を神山縣と改稱す、全六年三
 月二十日石鐵、神山兩縣を合して愛媛縣と
 稱し國境舉て其管する所となる、全九年八



郡中五色の景

月二十一日隣國讚岐を愛媛縣内に合し縣廳を松山市に置くこと故の如し、明治十一年
浮穴郡を割て上下二郡とし宇和郡を四分して東西南北とす、茲に於て伊豫十八郡とな
り郡役所を置く、全二十一年十二月三日再び讚岐國を分離し伊豫國全体を以て愛媛縣
管轄と改む、全三十年四月郡制實施と共に久米、和氣、風早三郡を廢して温泉郡に合
し下浮穴郡を廢して伊豫、温泉兩郡の分轄に屬し周布、桑村兩郡を合して周桑郡とす
之より先き明治二十二年町村制の實施に際し松山市を開設し各郡亦町村の分割合併を
行ひ多くは舊村名を以て大字とせり、現今の管轄區域は一市十二郡、二百九十七町村
なり

第二章 地勢

愛媛縣の管轄は伊豫國一圓にして東は讚岐國に接し、東南阿波國に接す、南土佐國に
接する一方は峻嶺連續し蜿蜒南北に境す、北西は海に瀕し遙に中國九州と相對す、本
縣極東々經百三十二度五十九分、極西東經百三十二度三十五分、極南北緯三十二度五

十二分、極北々緯三十四度二十五分に位し地勢概ね山地八分、平地二分より成り東北
より西南に延長し延長に従ひ中央部を申通する里程六十里強、幅經に至りては廣狹一
ならず廣きは二十里、狹きは六七里に過ぎず、海岸は岬角、浦灣頗る多く殊に佐田岬
遠く海中に突出せるを以て其里程陸上中央の三倍強に當る

▲地質 東南部は肥瘠相交り米麥其他穀菽に適し殊に山岳は鑛物に富めり、西南部は
地質黃黒にして埴土多く平地は米麥穀菜に適し山地は櫛、楮、薪炭及び木材等饒かに
産し桑園の蕃殖著しく養蠶業大に發達す、東南部は全部山岳を以て成り本縣中の最
高地にして僅に谿谷等の低地を耕すに過ぎ、故に米麥の産多からず、中央部は砂質の
平地多く地味稍肥沃にして農産物饒多なり、沿岸地並に島嶼は何れも平原少く地亦た
瘠瘦礫确にして農作に適せざるも到る所海産に富み近年斯業の發達見るべきものあり
▲山嶽と河川 中央に石鎚山あり、四國の最高山にして海拔實に六千四百尺、伊豫、
土佐の國境に盤踞秀拔して四國の衆山を威伏せり、山脈亦四走して重疊數十里の間に
起伏し無數の峰巒を擁して本島の諸山僉く此山脈より分派せるものゝ如し、石鎚山

の横嶺北に走るもの高繩の山嘴となりて道前、道後の平野を兩分せり、其連峰伊豫峰



道後公園

の如きは海拔五千尺餘之に亞ぐは新居郡の瓶ヶ森、上浮穴郡の中津山、東宇和郡の大野山、二峠等にして何れも五千尺に餘れり、河川の大なるものを肱川とし源を東宇和郡に發し折旋迂回西宇和、上浮穴、伊豫三郡の諸溪流支派川等を併呑して喜多郡に入り長濱町より海に注ぐ其流域約二十三里、河上舟楫を通ずること十二里餘、縣内の河川中海陸水運の連絡を有するものは實に此一川あるのみ、其他重信、蒼社、中山、大明神の諸川河身廣からざるにあ

らざるも流水洞濁すること多く僅に灌田の用を爲すに過ぎず

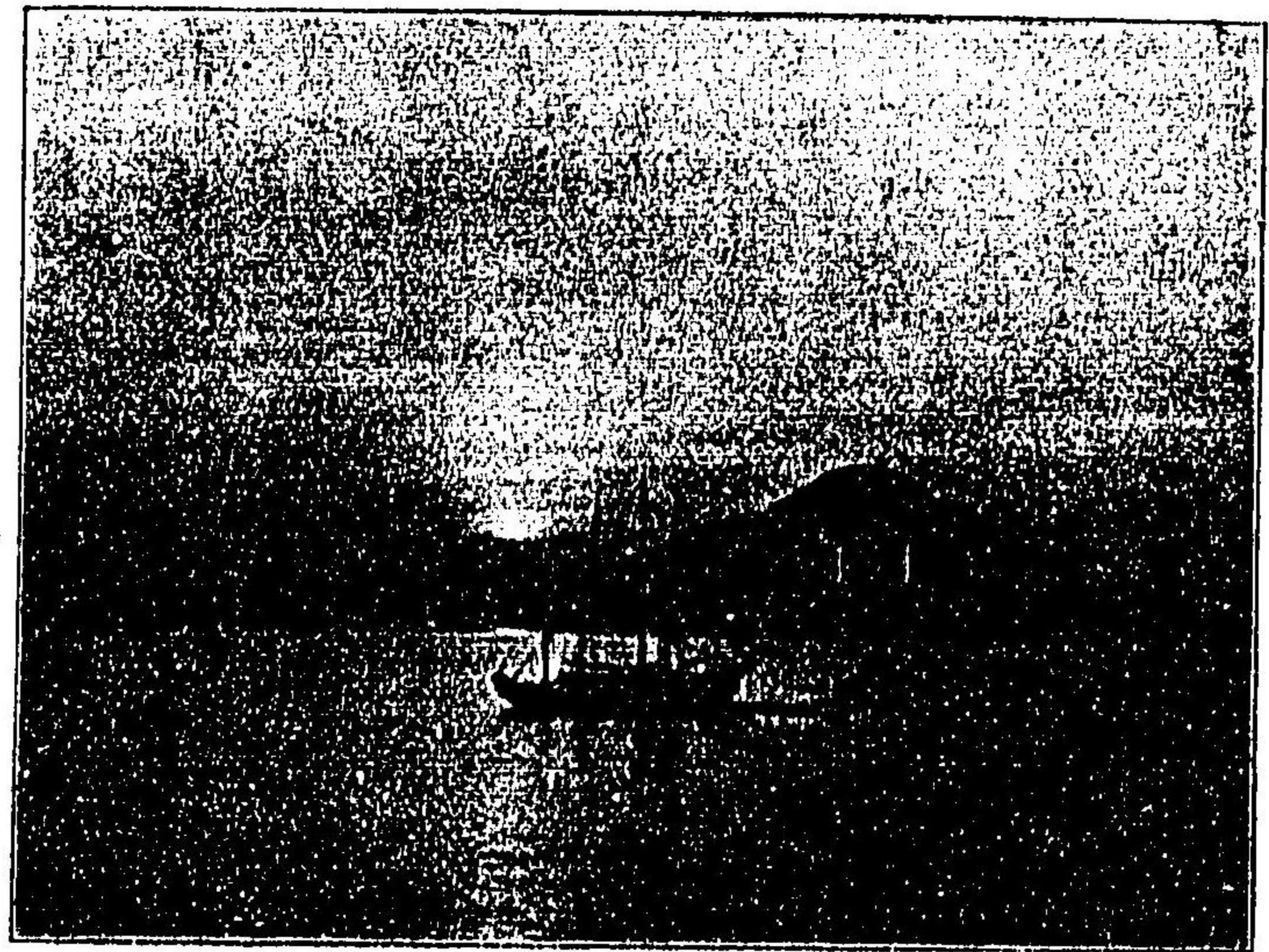
▲岬角と島嶼 佐田岬は縣内に於ける岬角中最も長きものにして海面に突出すること實に十二里に及び豐後水道を距て、佐賀關と相對し海上僅に七里許一望呼應の概あり、島嶼亦頗る多く大なるもの四十餘、中には一島にして數部落を有するあり、其小なるものに至つては百六十餘を以て數ふべく殊に東北兩豫の海上に於けるものは青松白砂、長汀曲浦と相待ちて瀬戸内海の美觀たり
▲土地及び人口 土地の面積は約三百四十方里にして人口凡そ一百四萬、土地を種別すれば左の如し

田	四八・一〇二一、	畑	七〇・五二九八、
山林	二三七・六〇八三、	宅地	五・三〇八三、
原野	六七二七、	鹽田	三六六八、
種地	一〇二九、	鑛區	九・二七二五、

第三章 氣象

本縣は地勢の關係上東豫、南豫に於ては寒暖乾濕大に差異あるは自然の勢なり、即ち瀬戸内海に面する東豫は本邦中に於ても最も雨少き地に屬し之に反して外海に面する地方即ち東西南北宇和郡の地は本邦中に於ても雨多き地に屬せり、氣温最も低き上浮穴郡の如きは嚴寒最低氷點以下一四、八度に下るを常とするも南宇和郡の如きは最低九、五度以下に降ることなし、松山測候所に於る平年の氣象を擧ぐれば左の如し

最高 二〇、〇
最低 一〇、〇
雨量 一ヶ年總量 一三三二九、二
天氣 晴一三三六日、曇一二九日、雨一四五日、半晴一日



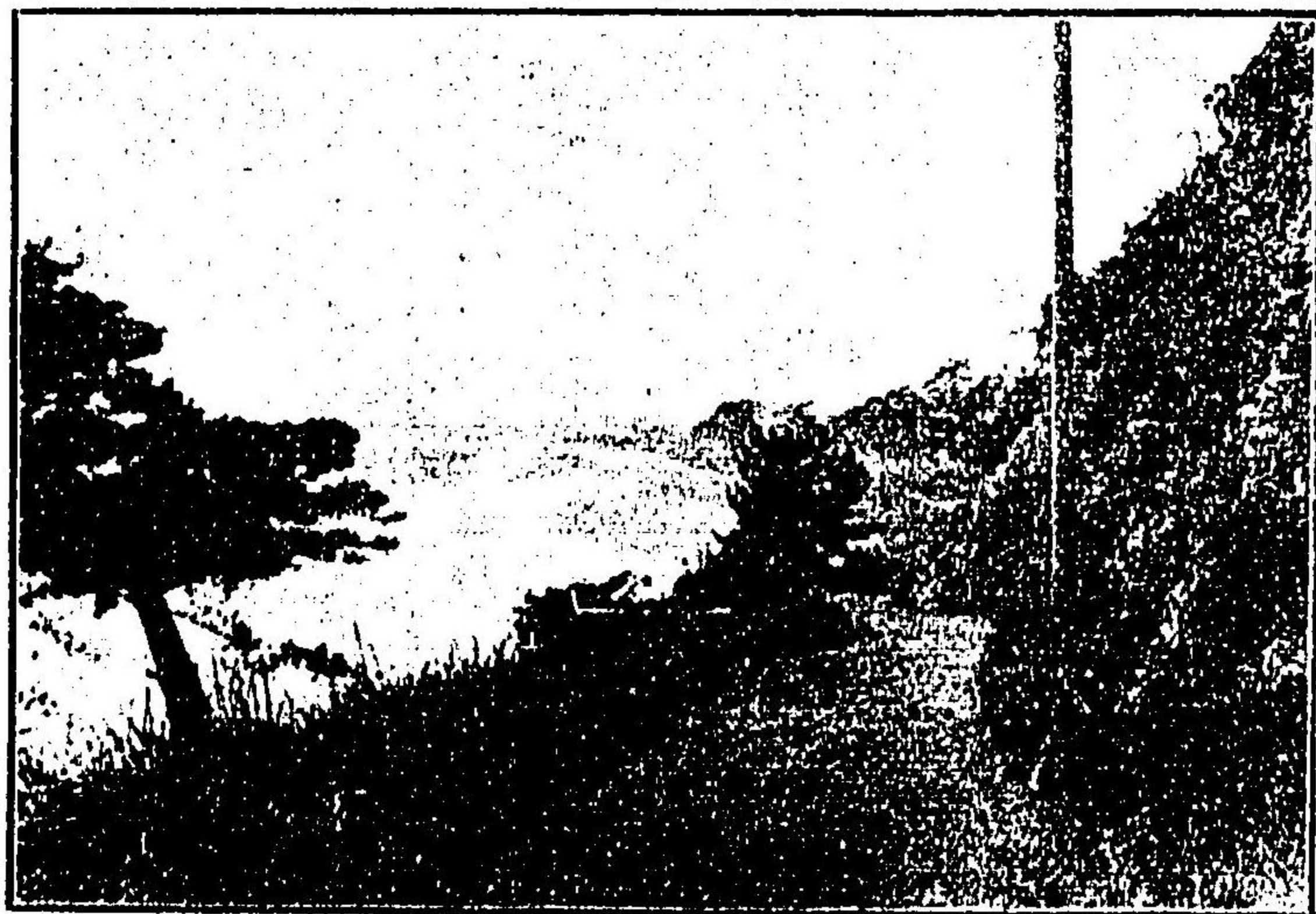
伊豫の富士

第二編 交通

第一章 陸路

第一編に於て叙述したるが如く本縣に於ける地勢は山地八分、平地二分の割合にして到る所 山嶽 連亘して自然の障壁をなし爲めに交通上の阻害尠少なからざる上封建時代小藩各地に散在し各々競ふて領内の防備に力めたる結果勢ひ交通上の第一機關たるべき道路の完通を厭ひ態ど之が開修を怠りし遺習全く去る能はず明治初年の道路は多く險惡にして車馬を通ずることさへ困難を極め「愛媛縣に道路なし」とまで評されたる程なりしが人文漸く進化して東人西人相往來すること頻繁を加ふるに及び自然の必要に驅られ官民共に意を此に注ぐに至り即ち線路の緩急を稽查し經濟の狀態を計り以て其開修計畫を立て近年大に觀るに足るべきに至れり、現今に於ける國道は二線路にして延長四十五里九丁餘、縣道二十三線路にして延長百八里二十九丁餘に及び其他郡道

若くは里道が長足の進歩をなしたると實に驚かるゝ程にて全縣下之等大小の道路は宛然蜘蛛手を張りたる如く四通八達今や如何なる山間僻地と雖も車馬の通せざるなきに至り文物の發達に資する所多大なり、然も縣當局者は尙ほ進んで新たなる計畫を興し毎年多大の費額を投じて樞要の道路を改修し以て交通の發達を期しつゝあり、其他の交通機關としては輕便鐵道（伊豫鐵道株式會社）あり高濱港の定期汽船に依りて帝國鐵道院（元山陽線）と連絡を取れるを始め縣下須要の地には孰れも馬車會社の設置ありて往來至便を極め海に於ける汽船と相待ちて貨客の運輸殆ど間然する



西條加及川堤（八堂山下）

所なし、尙ほ郵便事務に至りては年と共に改善せられて敏捷を期し三等郵便局の増設電信取扱居の増加は云ふに及ばず松山、三津濱、高濱、道後湯之町、八幡濱、川ノ石、宇和島、今治、波止濱等に電話開始され近くは警察電話も全部開通せんとす、其他松山市を中心とせる電車松山軌道株式會社の計劃、自働車の設計（出願四件）等一々數へ來れば誠に限りもあらず

●國道 本縣には國道二線あり、一は第三十一號線にして東、國境より宇摩郡川之江町三島町を経て新居郡に入り大町街道と接続して周桑郡小松町に出で中山川に沿ふて來見村より櫻三里を越えて温泉郡川上村に下り北吉井、小野、久米、桑原、素鶴の諸村を経て松山市大字新立に入るものとす、此延長里程二十五里九丁十九間三分、一は第五十一號線にして松山市萱町より出で温泉郡に入り雄群村を経て石手川堤防となり出合より伊豫郡に入り郡中町以南は爪先上りの山路、犬寄峠の峻を九折して中山村に達し喜多郡に入り内子、新谷を経て大洲町に至り再び勾配急なる山路を分けて西宇和郡八幡濱町に通ずるものとす、此延長里程十九里三十五丁四十三間なり

▲縣道 左の如し

阿波街道 字摩那川浦村より全郡川之江町に至る、三里二十八丁十九間
 立川街道 字摩那二名村より全郡新宮を経て全郡上分村に至り國道第三十一號線に出づ四里二十九丁四十九間七分
 大町街道 新居郡大町村を通ず、十一丁三十一間五分
 新居街道 新居郡泉川村より起り住方私設鐵道に沿ひて全郡新居濱町に達す、一里十三丁十間五分
 壬生川街道 周桑郡壬生川町より發し全郡來見村に達す、三里四丁四十六間七分
 小松街道 周桑郡小松町を發し全郡壬生川町に達す、十三丁四十一間八分
 波止濱街道 越智郡波止濱町より起り全郡今治町に達す、一里二十二丁二十八間
 四條街道 越智郡今治町より起り海岸に沿ひ櫻井村を経て周桑郡壬生川町に入り更に東進して新居郡四條町に達す、八里十一丁二間六分
 高濱街道 松山市に起り三津口町より鐵道線路に沿ひ温泉町三津濱町を経て全郡新濱村大字高濱に至る、二里十
 九丁二十五間二分
 土佐街道 松山市に起り河原崎町より温泉郡に入り鐵道線路に沿ひて森松村に達し、重信川の鐵橋を越れて山地に入り三阪峠より上浮穴郡久萬町に至り郡内各村を経て中津村國境より土佐國に達す、之れ本縣々道の最長たり十五里二十二丁五十六間七分
 今治街道 松山市に起り木屋町より温泉郡に入り堀江村より海岸に沿ひ北條町を経て越智郡に入り菊間町、大井村、乃萬村等を経て今治町に至る、十一里九丁二十九間二分
 道後街道 松山市に起り東雲町より温泉郡に入り道後村を経て道後湯之町に至る、二十三丁五間
 堀江街道 温泉郡三津濱町より堀江村に至る、一里十四丁一問九分

小田街道 喜多郡内子町より發し大瀬村を経て上浮穴郡に入り小田町村を経て久萬町に於て縣道土佐街道に接す九里五十九間七分
 長濱街道 喜多郡長濱町より起り腋川の清流に沿ひて大洲村に至る、三里二十二丁五十八間三分
 若宮街道 喜多郡大洲村大字若宮より大洲町に至る、二十一丁三十四間四分
 宇和島街道 喜多郡大洲町より起り羊鷹たる島阪の險を越れて東宇和郡に入り東多田村、宇和町を経て、堀割の難を過ぎ北宇和郡立間村に出で吉田町より宇和島に達す、十三里十丁二問三分
 郡中街道 二里十七丁五十一間三分
 卯之町街道 四宇和郡八幡濱町より起りて東宇和郡に入り東多田村と宇和町との中間に於て宇和島街道と合す、三里十一丁五間
 吉野街道 北宇和郡吉野生村より發し近永村より北西に灣曲して宇和島町に達す、七里七丁六間
 城邊街道 北宇和郡宇和島町より發し岩松村、上畑地村を経て南宇和郡に入り峻阪險路を越る柏村を経て、平城村に達す、十里十六丁四間
 深浦街道 南宇和郡平城村より深浦に至る、二十三丁十七間八分
 宿毛街道 南宇和郡平城村より起り一本松村に於て土佐國に入る、三里三十六丁
 ▲伊豫鐵道 縣下に於ける陸上唯一の運輸機關たる伊豫鐵道現今の營業哩數は二十六哩十四鎖にして其松山驛を起點とし古町、三津兩驛を経て高濱驛に至る五哩四十九鎖を幹線とす、此間約三十分毎に相互の驛より等しく發車し全線路中最も交通頻繁にして乗客、貨物亦多し、道後線は幹線古町驛より分岐し木屋町驛を経て、松山市の北郊



三津磯(衣山附近)

を東に走りて道後驛に至り更に一轉して市の東端たる一番町驛に達す、この間三哩二十二鎖、古町驛よりは一時間に一回、一番町驛よりは一時間に約二回づゝ發車す、松山驛より起りて南に伊豫郡々中驛に至るものを郡中線とす、この間六哩五十六鎖にして中間に余戸出合、松前、地藏町の四驛あり一時三十分毎に發車す、森松線は之も松山驛を起點とし立花驛より土佐街道に沿ひ石井驛を経て森松驛に至る三哩五十一鎖にして一時間毎に發車す立花驛に於て鐵路二ツに分れ其東するものを横河原線と云ふ、讃岐街道に沿ふて八哩十八鎖、横河原驛に至る幹線の一なり、中間の驛

を久米、平井、田ノ窪とし二時間に一回發車す、斯くの如くにして伊豫鐵道は専ら地方の交通運輸を迅速敏活ならしめ尙ほ内海航路の各汽船と連絡を通じ帝國鐵道院と共同運輸の便を開き居れり

第二章 海路

本縣は三方海に面し殊に沿岸の地勢突出、灣入頗る著しきを以て港灣の數甚だ多し、然れども其多くは天然の地勢を利用し多少の人工を加へたるものに過ぎずして未だ曾て大船巨舶の出入、碇泊に適するの地を發見し得ざるは海運上大に遺憾とせざるべからず、北豫に於ては高濱港其隨一にして三百年前に在りては徒らに葦葦繁茂し人煙稀薄、鷄犬聞ひざる荒蕪の一寒村たりしが加藤公、松山城を築き次で久松公入部するに至つてこの地を開拓し江戸參勤の際避難港とせしに始まり後、屢々修築開墾せられしも尙ほ港内狹隘にして船舶の出入に不便なるを以て明治三十六七年の交愛媛縣會の決議を經、巨資を投じて陸地の埋立、港内の擴張を企劃し石垣の築造、棧橋の設置

等港灣に伴ふ諸般の經營を遂ぐると共に伊豫鐵道の線路延長と相待て現在の般賑を致し船舶の出入、船客の乗降、貨物の集散に多大の便宜を得るに至りしなり、一方三津濱港は高濱築港以來ま



西條外港

た昔日の面影を止めざるに至りしも然も全港大改築の計劃あり既に縣會の決

×議を經たり、之が竣功の曉は兩港相列びて繁榮の狀殆ど想像に餘りありと謂ふべし、東

して自然の良港をなす、宇和島港亦た前面に九島の巨島を控へて水深く波靜かに構崎埠頭棧橋の設けありて船客の乗降最も便なり、其他川之石、吉田港等皆大阪商船の寄港地たり

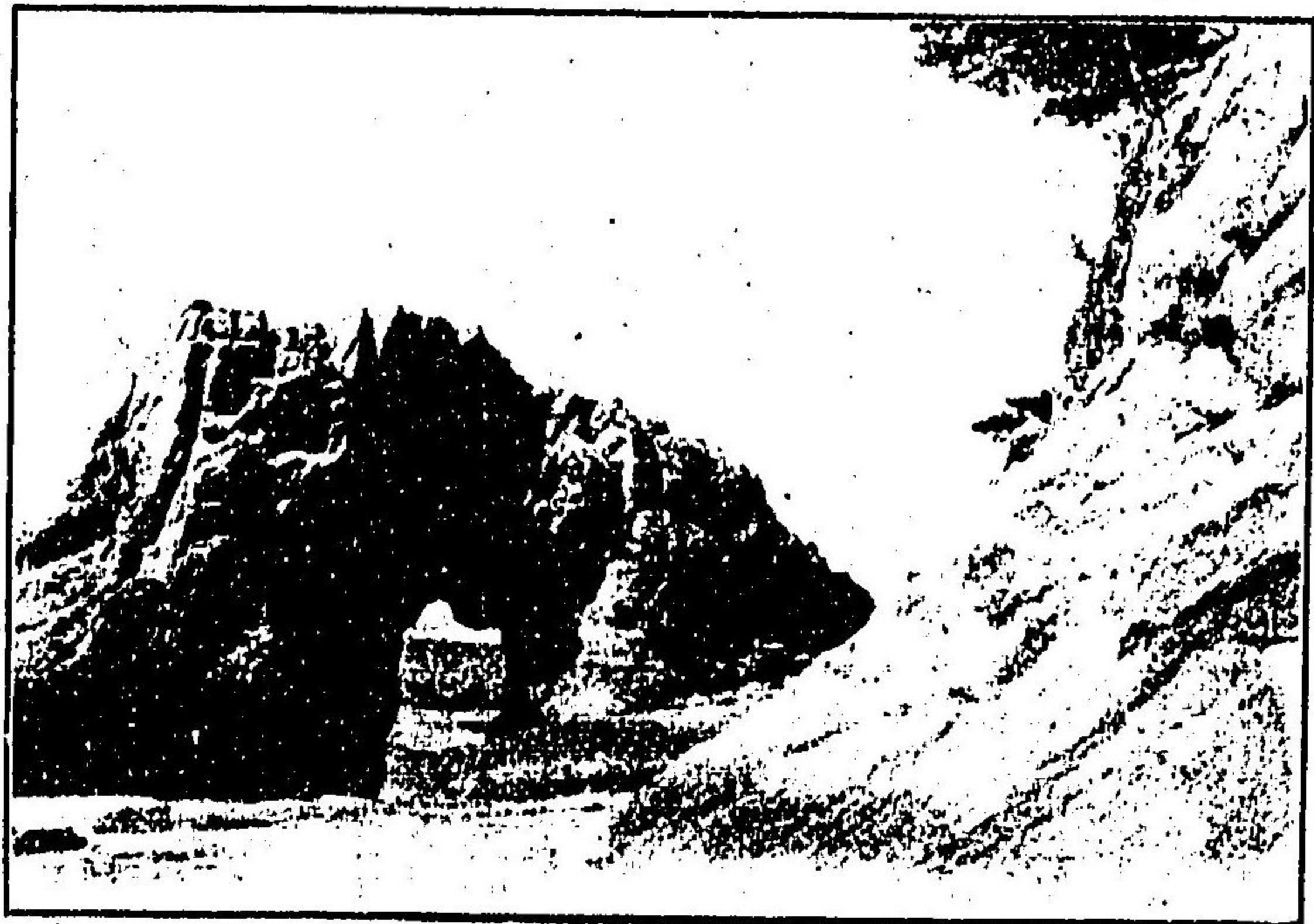
●●●●● 重なる港灣 左の如し

四條港(新居郡四條町、神拜村)、御代島港(全郡新居濱町)、三島港(宇摩郡三島町)、川之江港(全郡川之江町)、壬生川港(周桑郡壬生川町)、今治港(越智郡今治町)、宮浦港(全郡宮浦村)、波止濱港(全郡波止濱町)、菊間港(全郡菊間町)、北條港(温泉郡北條町)、高濱港(全郡新濱村)、三津濱港(全郡三津濱町)、郡中港(伊豫郡々中町)、長濱港(喜多郡長濱町)、三机港(四宇和郡三机村)、八幡濱港(全郡八幡濱町)、川之石港(全郡川之石村)、高山港(東宇和郡高山村)、宇和島港(北宇和郡八幡村、宇和島町)、吉田港(全郡立間尻村、平城港(南宇和郡御社村))

▲大阪宿毛線 毎日午前九時三十分大阪を發したる汽船は神戸より名にし負ふ播磨灘を過ぎ讃岐の高松、多度津兩港を経て爽味今治の近海に至れば大小の島嶼其布粟散し風光の美殊に奇なるを見る、中にも來島の瀬戸は岬角相迫る所潮流極めて激しく水勢滔々として壯快限りなし、夜全く明け放るれば船は伊豫の小富士の前面高濱港に着くべし、高濱を發し進むこと二十哩にして長濱港あり、茲を離るれば針路直に西、九州を指し視界稍や開く夜に入りて後九州の守江、日出、別府、大分、佐賀關各港を経て

船首東に向ひ豊後水道を横りて再び伊豫に入り左、佐田岬に沿ひて進めば川之石、八幡濱港に達す、之より少時にして吉田港あり間もなく宇和島港に達す、宇和島よりは際涯なき太平洋の波動を受けつゝ水ノ子島の燈臺を水天彷彿の間に認めながら左に陸に沿ふて進み伊豫の最南港深浦に至る、次は土佐の宿毛にして第三日の午後一時着船す之れ本航路の終點なり、上りは午後二時半宿毛を發し以上の各港を経て同じく第三日の午前七八時の頃大坂に着す

●大阪内海線 本線は大阪より日向内海港に至る航路にして毎日午後四時大阪を發し同じ



鹿島の石門

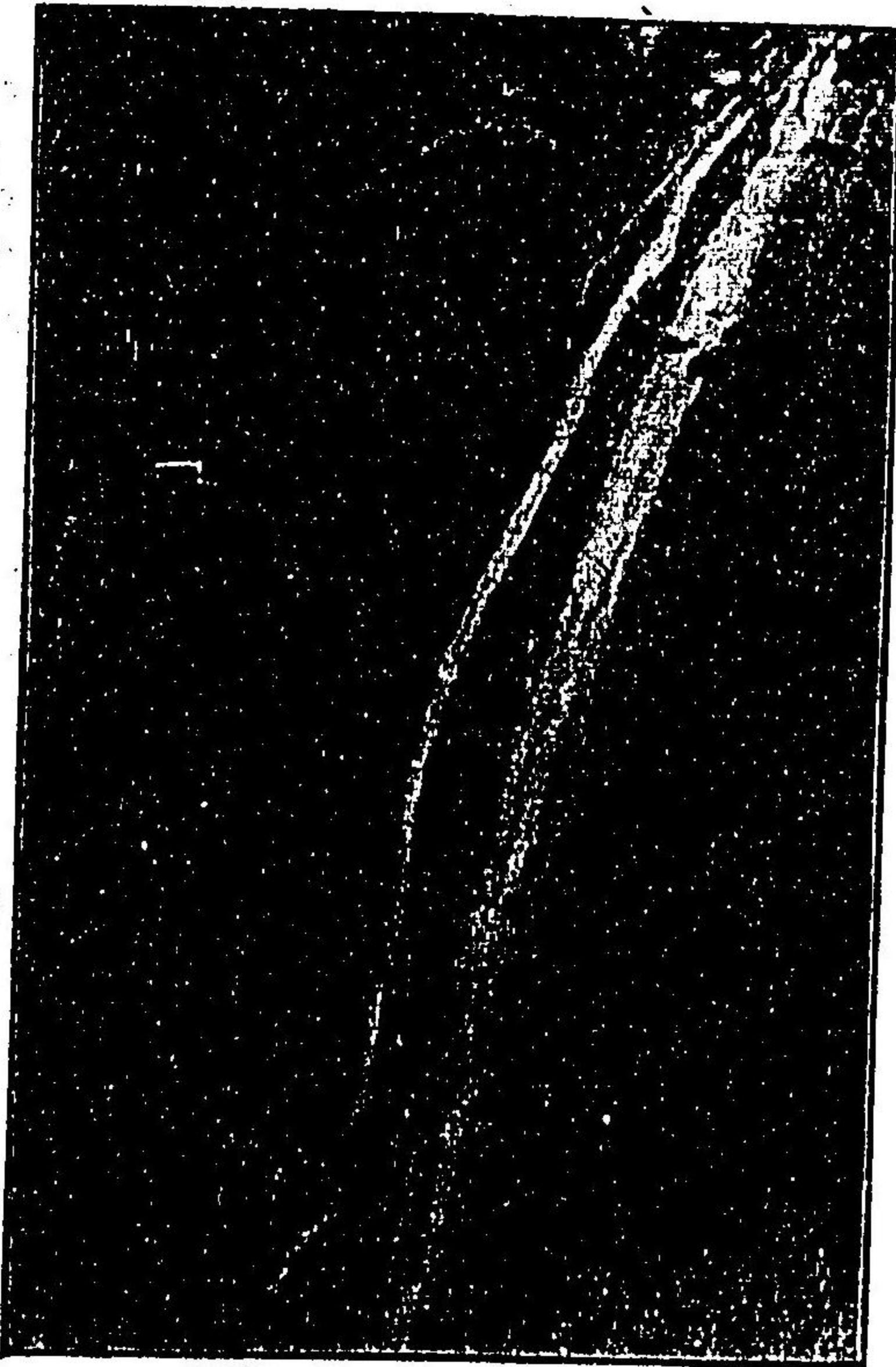
く神戸、高松、多度津諸港を経て伊豫に入り今治、高濱、長濱三港に寄航し夫より豊後、日向の諸港を巡航し内海に着す、上りは午前十時内海發

●大阪門司線 本線は大阪門司間の航路にして前二線と同じく上り下とも本縣高濱以東の諸港並に山口縣大島郡に寄航す

●三津、高濱宇品線 この線は伊豫と廣島との連鎖航路にして最も必要のものに屬し伊豫鐵道と帝國鐵道院との連絡も亦た本航路に依れり、従ふてこの線に於ける乗客の往來、貨物の積載は頗る頻繁にして毎航海必ず満員を告ぐといふ、寄航の港は三津、高濱、音戸、吉浦、宇品にしてこの間一航海に約三時半を費す、高濱出港時間は毎日午前八時、午後一時五十分、同六時五十分の三回にして伊豫鐵道の發車と接続し各驛に於て連絡切符を發賣す、到る所瀬戸内海の風光掬すべく且つ名所古蹟に富む

●三津、高濱尾之道線 三津濱、高濱より尾之道に通ふ汽船は毎日午前七時、午後二時の二回にして約五時間を要す、反對に尾之道よりの出發時間は午前六時、午後二時にしてこの間の寄航地は北條、菊間、御手洗、木之江、宮之浦、虫海、糸崎の七港なり

▲三津、高濱柳井津線 この線は三津、高濱より山口縣開作、柳井津の諸港に至る航路にして開作、柳井港出發午前五時、三津、高濱着今十一時、三津、高濱發午前十一時三十分、本航路は丁の日内廻りにして大島郡諸港に寄航し半の日外廻りにして同じく大島郡諸島に寄航す



滑床霧ヶ湖

▲三津三机線 この線は起點三津濱港にして郡中上灘、豊田、長濱、柳生各港より西宇和郡に入り三崎半島の要地出海、磯崎、喜木津、伊方越、九丁越、大成各港を経て三机港に至る毎日二回の往復なり

▲小筑紫佐伯線 この線は第二、第三西御莊丸(南豫運輸)を以て航海しつゝあり、毎日午前七時半宇和島港を出發し一は上り航路を取りて八幡濱、川之石、三崎、摺成(以上西宇和郡)の各港を經、豊後水道を横ぎりて佐賀關、臼杵、佐伯諸港に到り下り航路の際之を反對に宇和島港に歸着するものなり、又た宇和島港よりの下り航路は全時間に出發して岩松、魚神山、平城、船越、福浦(以上南宇和郡)を經て高知縣に入り宿毛港より小筑紫港に至り上り航路は之を逆に以上の諸港を經て起點の宇和島港に歸着するものにして兩汽船は一日毎に交代して上、下の航路を取る

▲宇和島八幡濱線 毎日正午汽船三島丸が宇和島港を出發し吉田、狩濱、高山、田ノ濱、藏貫、安土、朝立、二及、垣生、穴井の諸港を經て八幡濱港に至り下りは全航路を反對に取りて宇和島港に歸着す、外に汽船鞆丸は吉田、宇和島兩港間を航海し一日數回往復す

▲新居濱大阪線 住友所有汽船御代島丸は新居郡新居濱港より大阪まで毎月八回往復の定期航海をなす、其經由港は往航に於て午前六時新居濱を發し四阪島(全九時發)

に到り再び新居濱に引返し全十時二十分發、三島（正午發）川之江（午後零時三十分發）觀音寺（全二時四十分發）多度津（全五時發）、高松（全七時二十分發）神戸（翌日午前四時二十分發）の各港を経て全六時二十分大阪に着し復航は午後三時三十分大阪を發し前記の諸港を逆航して翌日午前十時十分新居濱に歸着するものとす

▲三島大阪線 尼ヶ崎汽船は大坂三島間に毎日往復の定期船を航海せしめつゝあり、其經由港は神戸、牛窓、九幡、岡山、小豆島、高松、日比、田ノ口、味野、下津井、丸龜、多度津、川之江、三島の諸港なり



河内白猪瀧

▲大阪馬關線（不定期） 同盟汽船は大坂馬關間に毎月十二回往復不定期汽船を航海せしめ居れり、本縣の寄港地は川之江、三島、新居濱、西條、壬生川、今治、三津濱等なり

▲今治尾ノ道線 住友汽船四阪丸、木津川丸の兩隻は午前八時と午後四時の二回今治港を發し四阪を経、東豫丸は午後三時、福盛丸は全一時同じ今治港を發し宮浦其他島方を経て何れも尾ノ道に航す、この外東豫丸は午前十一時今治發西條、三島、川之江各港を経て多度津に至り木津丸は午後三時今治發新居濱に行く

▲今治宇品線 運輸丸、横須賀丸の二隻は今治宇品間の定期航海船なり、經由港は木之江、宮浦、鮎崎、竹原、三津、三津口、川尻、仁方、音戸、鍋、吉浦諸港にして毎日午前八時午後四時發の二便あり、復航は宇品發午後三時半、午前六時の二回にして航海九時間を要す

第二編 教育

第一章 舊政時代の教育

愛 媛 縣 案 内

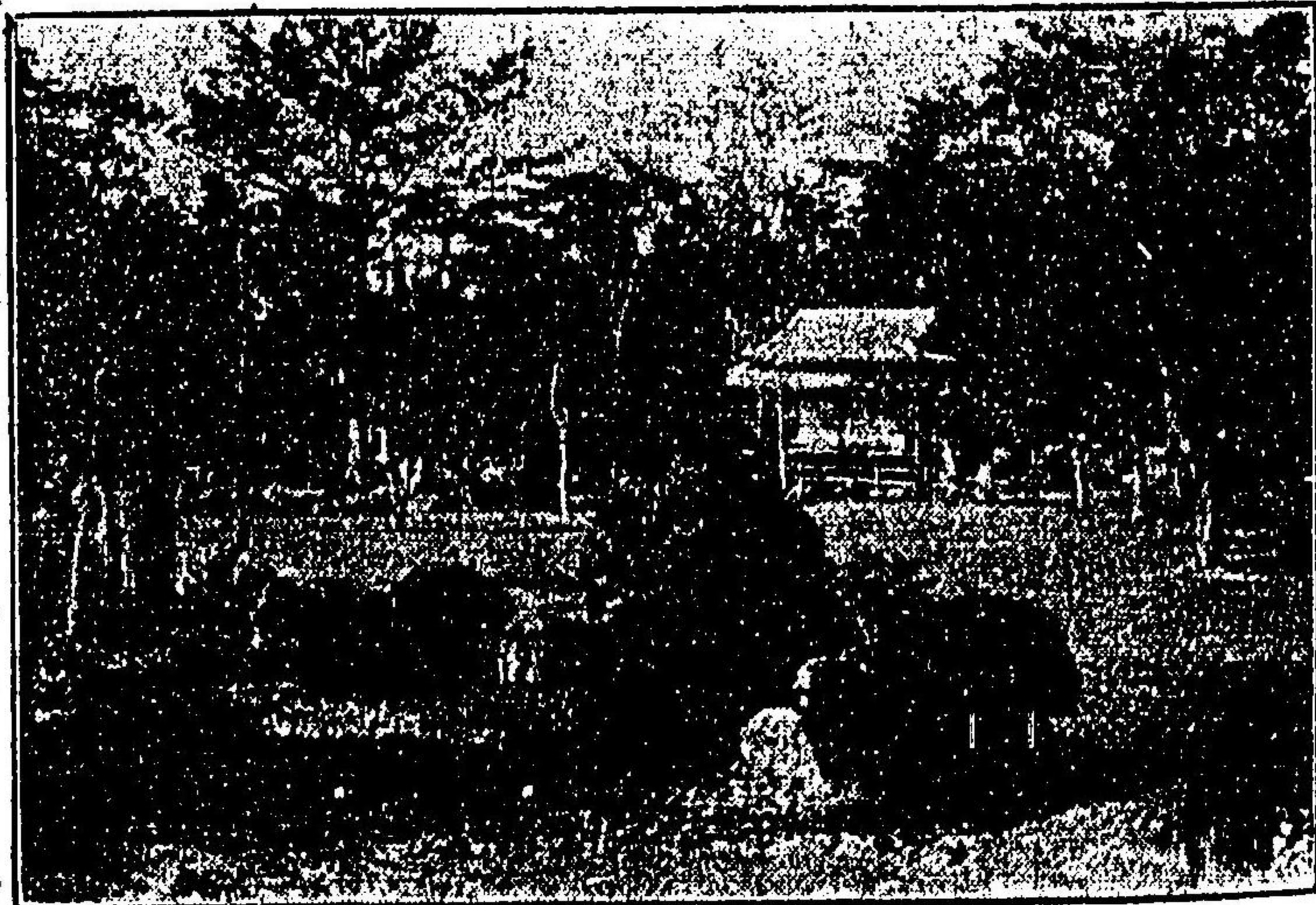
徳川氏初代に於ては都鄙共に武をのみ維れ尙び未だ文學を顧るの遑なかりしが萬治年間大洲藩主加藤氏が江戸下屋敷に山崎周齋を客とし迎へ寛文中松山藩主松平氏が儒者長谷川正庵を延見せしを始め各藩亦た儒者を聘して書を講せしめ以て精神教育の資となしたり、民間に於ても戦亂に次ぐに戦亂を以てしたれば田野荒廢し且つ官のために備役收斂せられ只だ奔命に疲るゝ状態なりしかば未だ以て子弟を教育するの餘地なく僅に豪族、村吏の輩が寺子屋に就き卑近の學を修むるに過ぎざりき。

天和に至つて稍や文教の見るべきものあり、松山藩主定直侯大高季明、大山爲起を聘し今治藩主定房侯江島爲信を待ちしが如き其一例なり、元祿年間幕府學政を擴張し昌平校を興すに至つて各國又競ふて文教に重きを置くこととなり伊豫には中江藤樹の

愛 媛 縣 案 内

陽明學、谷素有の南學、山崎周齋の敬義派等最も行はれたり、正徳享保の交幕府儒者に對する地位を高め同時に威力を持せしめられたれば士風頓に儒化し文學教育賤々乎として進むに從ひ勢ひ文藝浮華の風漸く甚しく武人中文士を出すこと頗る多かりき、斯くて世は擧げて泰平無事に慣れ士風衰微の兆を呈するに至れり

延享四年大洲藩止善書院(後ち明倫堂)を興す之れ伊豫に於ける學校の濫觴なりとす、全五年宇和島藩又た内徳館を創設せり、爾來世は彌上靜穩にして文教益々進み儒教の勢力往々武道を凌駕するものあり文學者の跳梁跋扈



宇和島天教園

蓋しこの時代より甚しきはあらざりき、従ふて民間教育の發達も亦著しく各地に寺小屋、私塾の類簇出し盛に門戸を張りて平民子弟の教育に力めたり

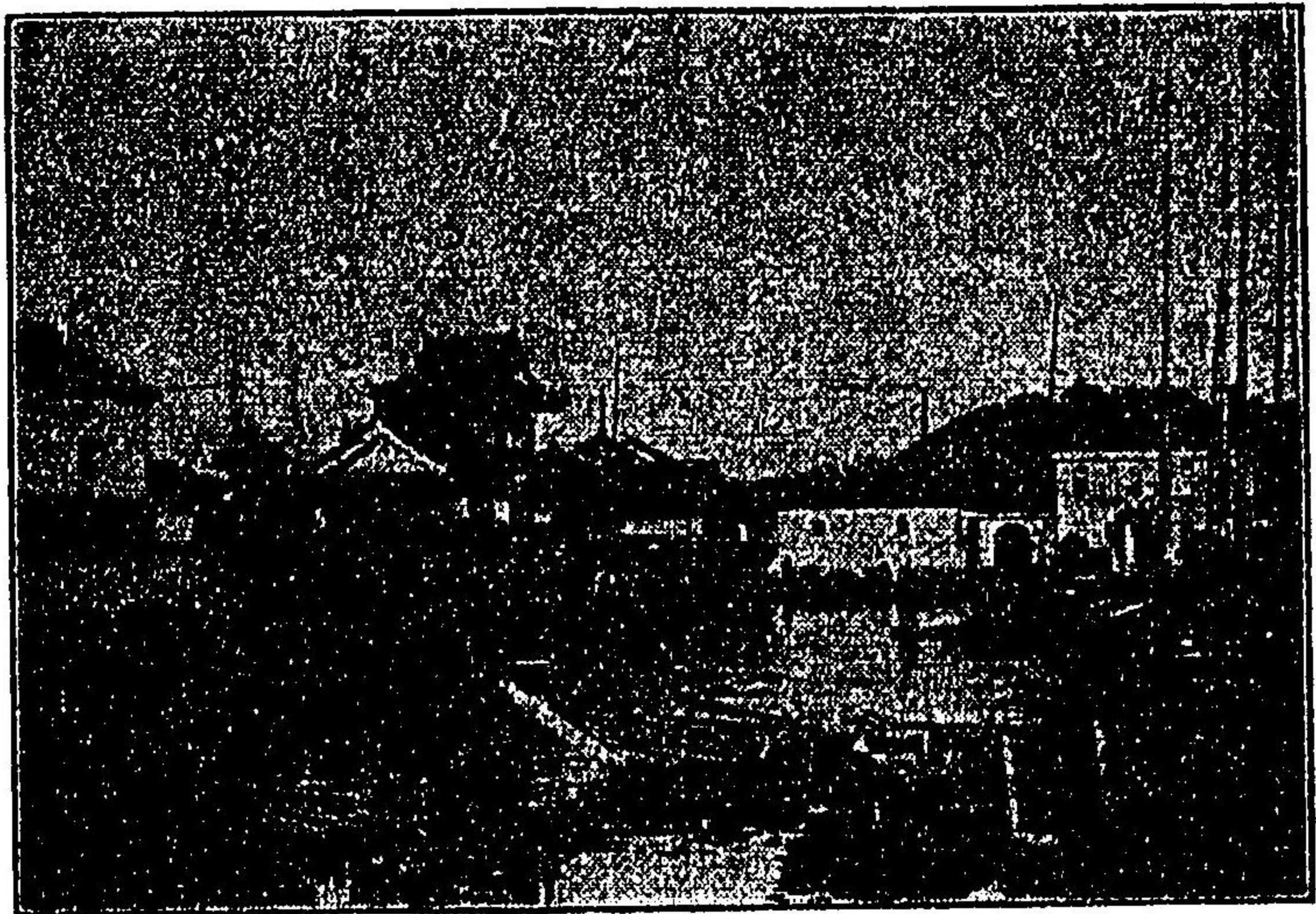
寛政十一年大洲藩學政を改め宇和島藩亦内徳館を普教館とし後、更に明倫館と改稱す

享和二年小松藩培達校(後ち養正館)を興し文化二年今治藩克明館を置く、文政四年松山藩東門館を創し全十一年組織を更め明教館と改稱す茲に於て學政一新面目大に備はる、この他西條藩に擇善堂、新谷藩に求道軒(天明六年創設)、吉田藩に時觀堂(寛政六年創設、後ち文武館)等あり、特に新居郡以東宇摩郡には巨儒相接で出で儒學最も振へり、蓋し宇摩郡は幕府領に屬し教育の如き各自の自由に委して干渉せざりしと到底領民の武を以て立つこと能はざるを知り専ら文學を研きしに依るものならん

而して民間教育の發達は大に觀るべきものあるに至り之等は私塾、寺小屋等に就きて學び始めは簡單なる書牘より人名、地名、商賈往來の類に及ぼし大抵就學三四年なりき、この種學舎の數は時代に依りて變動ありしも最近に於ては一村に約一二ヶ所あるを常とし城下には比較的高等なるものありたり

第二章 師範教育

愛媛縣師範學校は明治九年九月の創設に係り、初め二番町下東堀端の角に在り規模至つて微なりしが藤村氏本縣に令尹たりし頃數萬圓の資を投じて今の木屋町一丁目(北堀端)に移築す、結構宏大にして輪奐善美を盡し二基の圓錐形建物高く聳へて勝山山麓一壯觀を呈す、時人呼で伊豫の阿房宮と稱す、爾來歲を閱するに従ひ愈よ改善擴張し現在一萬百八十一坪餘の校地と一段七畝餘の實習地を有するに至る、本校の總經費は五萬參百參拾貳圓にして修業年限は本科第一部男四年女三年、全第二部男女共一年、之が學級數十三に分れ生徒人員は定員男三百二十名、女百六十名なり、尙ほ創立以來の卒業者は本科第一部生男一千二百二十五名(内五百八十三名は改正令施行前)、女百四十四名、第二部生男二十七名なるが改正後に於ける卒業生の狀況は高師入學男七名女三名、中等教員男七十二名女五名、帝國大學男一名、官吏男十五名、小學教員男四百十七名女百三名、公吏、記者、辯護士等男六名、實業男十七名、師範訓導男八



宇和島船場

名女一名、女子大學二名、死亡男四十二名、女五名、不詳男八十四名、女二十五名なり

▲女子師範學校 近年學事長足の進歩を爲すと共に女子にして教育家たらんことを志望するもの漸く増加し從來の如く男女兩部の併立にては到底多數の生徒を收容し能はざるを以て女子師範學校を獨立せしむることとなり地を温泉郡三津濱町に相し今や校舎の新築中なるが明治四十三年六月愈上開校の筈なり

▲附屬尋常高等小學校 本校職員と附屬小學校職員とは同一教育主義を体認し児童及び實習生を指導しつゝあり學級數は尋常科

七、高等科二(修業年限三ヶ年)にして生徒の定員四百名なり、縣下小學教育の模範を以て任す

第二章 中等教育

明治二十年頃までは本縣に於ける中等教育の状況微々として振はず僅に松山市に私立の松山中學校あるに過ぎざりしが文運の發達に伴ひ中等教育順に勃興し明治二十五年始めて私立松山中學校を縣立として組織を變更するや風を望むで縣下各地を通じ中等學校の創設せらるゝもの多く之等は總て郡町立若くは私立の經營なりしが其後縣立に引直され以て今日の盛況を觀るに至れるなり、明治四十二年四月調査の縣立校數五私立校數一にして之が收容生徒總數實に二千六百餘名と註せらる盛んなりと謂つべし其校名、經費等左の如し

學校名	創立年	所在地	經費	學級數	在籍生徒數
縣立松山中學校	明治二十五年	松山市	二〇・八六二、〇八〇	一七	六六七
縣立宇和島中學校	明治二十九年	北宇和郡	一五四七〇、三七五	一一	四五七

縣立大洲中學校	明治三十七年	喜多郡	一三・一四九、一一〇	九	三一六
縣立西條中學校	明治三十二年	新居郡	一四・七四二、九九五	一一	三八七
縣立今治中學校	明治三十四年	越智郡	一四・三一八、一九六	一一	三九五
私立北豫中學校	明治三十三年	松山市	二二・一九七、四七〇	一〇	四二五

第四章 實業教育

即ち中等教育に要する所の經費總額金拾萬圓以上に達し學校敷地に充てたる土地約三萬坪にして之等各學校創立以來卒業生を出すこと二千五百餘名、之が卒業後の狀況は進んで高等の學校に入り目下在學中のもの七百五十三名、殆ど卒業生の三分の一弱を示せるは高等教育發達の現象と觀るべし、次は庶業の三百十七名、實業の二百六十三名、陸海軍側の二百六名、教員の百三十二名、官公吏の八十二名等にして外に未詳三百四十九名、死亡六十八名あり

一校と註せらるゝに至り尙は各小學校に補習科、加設科として農商等の科目を課せらるゝもの殆ど枚舉に遑あらず、縣下に於ける實業教育の發達實に大なりと謂ふべし、左に之等の學校を表示すべし

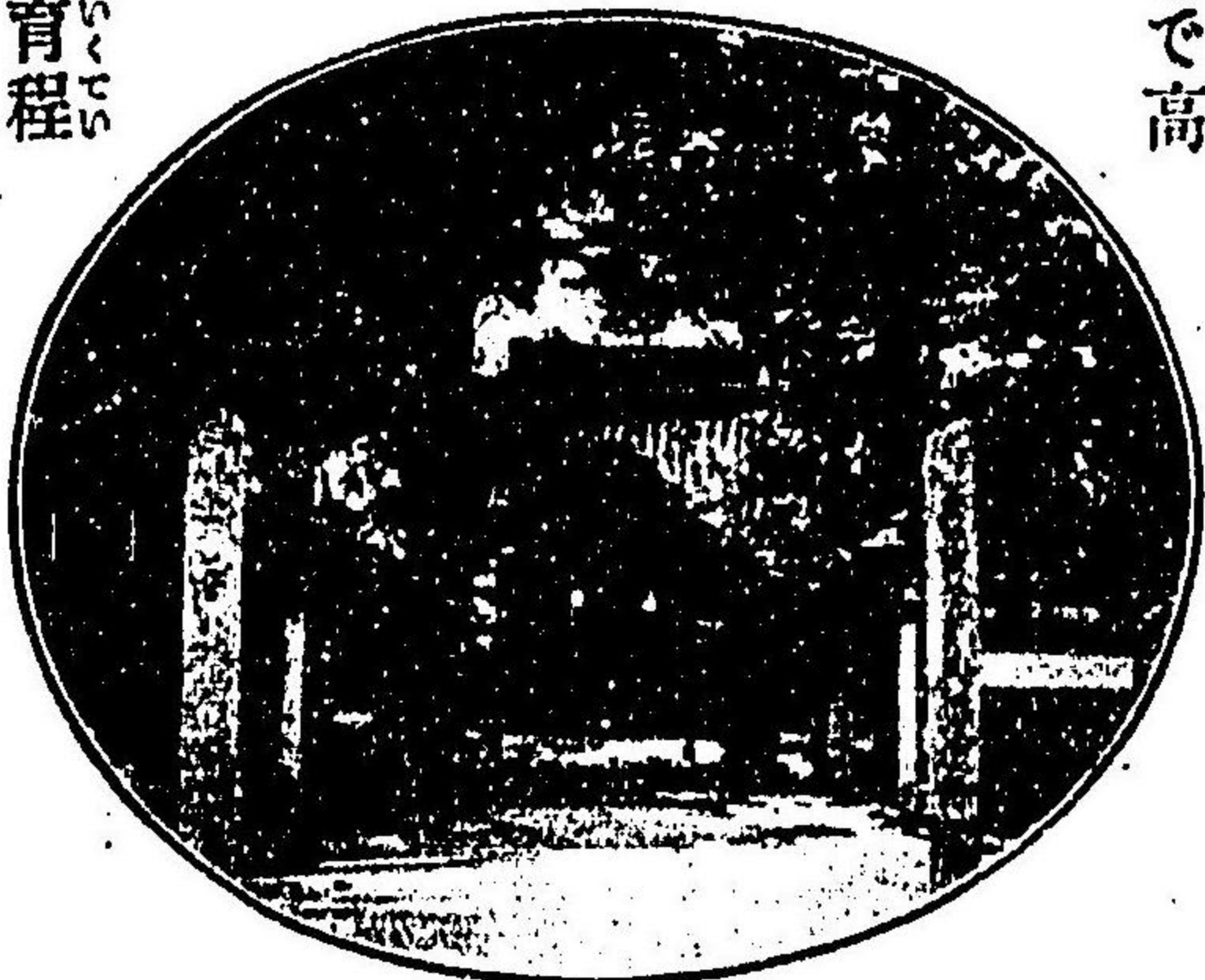
學校名	創立年	所在地	經費	學級數	生徒數
縣立松山商業學校	明治三十四年	松山市	一一・七四六、一三〇	七	二七三
全 補習學校	明治三十六年	全	一九三、〇〇〇	一	三七
縣立農業學校	明治三十三年	全	二・七九七、八二七	五	一六一
縣立八幡濱商業學校	明治三十四年	八幡濱町	一〇・〇〇九、八二〇	五	一七〇
縣立弓削商船學校	明治三十四年	越智郡	九・一五四、三八〇	三	一五一
宇摩郡立農林學校	明治三十九年	宇摩郡	一〇・〇一三、二五三	三	八〇
新居郡立農業學校	明治三十四年	新居郡	六・〇六一、五四〇	三	一三二
宇和島町立宇和島商業學校	明治三十五年	北宇和郡	二・六六九、五三五	二	五二
南宇和郡立水産農業學校	明治四十年	南宇和郡	四・六九五、九五七	二	五〇
東宇和郡立農藝學校	明治四十一年	東宇和郡	一九・一〇二、一七〇	二	五三
周桑郡立周桑農藝學校	明治三十六年	周桑郡	一一・二九二、二八七	三	七七

即ち實業教育に要する經費總額金九萬七千餘圓にして學校の用地十四萬七千七百餘坪に達せるが農業學校に於ては何れも實習地を有し生徒をして自ら之を耕作せしめ居れ

り、之等各學校創立以來の卒業生總數一千三十六名にして商業學校出身は自家に在りて商業を營むか或は銀行會社に入りて實務に就くか又は進んで高等の學校に入り農業學校出身は之れ亦自家に在りて農業を營み或は進んで高等の學校に入るもの多し

第五章 女子教育

女子教育の發達亦驚かるゝばかりにして今より十數年前までは女子にして小學校高等科の學を修むるものも至つて寥寥たりしが世の進運は女子と雖も斯くの如き淺薄なる教育を受けしばかりにては到底社界に出で、立つ能はざるのみならず男子の教育程度向上したる結果自然家庭に素養ある婦人を要求するに至り之等の結果女子にして進んで高等の學を修むるもの漸次増加し來り女學校の設立年と共に盛大に赴きつゝある



腹脱天満宮

は喜ぶべき現象と謂ふべし、四十二年四月調査の現在公立女學校數左の如し

學校名	創立年	所在地	經費	學級數	在籍生徒數
縣立松山高等女學校	明治三十四年	松山市	一三・五二七、〇二〇	一二	四六〇
縣立今治高等女學校	全 年	越智郡	八・七二四、七二〇	七	三〇二
縣立宇和島高等女學校	全 年	北宇和郡	八・六二四、二四八	七	二八三
新居郡立高等女學校	明治四十二年	新居郡	六・二七〇、二六〇	四	一七七
喜多郡立高等女學校	明治四十年	喜多郡	一五・二九一、二四〇	五	一五〇

即ち公立女子教育に要する經費總額金五萬一千四百二十六圓に餘り學校の用地三萬七千餘坪に上り中には學校園並に實習地を設置したるもあり、而して之等各學校創立以來の卒業者は其總數一千九百九十三人にして卒業後の狀況は他に嫁せしもの其大半を占め進んで高等の學校に入りしもの殘部の三分の一、教員を奉職せしもの三分の一、他の一部は未詳、死亡等なり、女子教育の向上は嚴々として止まず到底前記の公立學校のみにては之を收容し盡す能はざるより私立組織を以て女學校を經營するもの亦多く全年に於ける現數左の如し

私立勝山高等女學校(創立明治四十年)、私立松山女學校(創立明治十九年)、私立愛媛實科女學校(創立明治三十五年)、私立松山技藝女學校(創立明治三十六年)、私立松山實川裁縫女學校(創立明治三十六年)、私立崇徳女學校



大洲城

本縣に於ける國民教育の發展は更に驚くべきものあり、明治五年學政の發布されたる當時に於ては重要なる地に僅少の設置を觀たるに過ぎざりしが逐年世の進歩と共に向學心の強大を加へ過去十數年間之が普及改善に全力を傾注したる結果今や十室の邑一校を有するの盛況を呈するに至り尙ほ進むで之が完備を謀り義務教育年限の延長と共に益す堅實なる成績を擧ぐることもなれり

明治四十二年四月末調査の小學校は總數六百六校にして其中尋常校三百八十二校、尋常高等併置校百四十五校、高等校二十三校、分教場五十六校、之が學級數は尋常校二千

(創立明治三十六年)、私立今治技藝女學校(創立明治三十九年)

等にして之等私立各女學校に收容せる生徒の數約千二三百名に達せり、公私立學校とも本科の外に技藝專修科、補習科等を設置せるが中には裁縫に重きを置ける私立校もあり

第六章 教員養成所

教育の發達と共に忽ち教員の不足を告げ縣下第一流の小學校に於てすら尙ほ代用教員を使用せるもの少からざるは頗る遺憾とする所なり、こゝに於て教員養成の必要を生じ近く其缺陷を補はんために設立せられたるは私立愛媛教育協會教員養成所、私立伊豫教員養成所、私立愛媛縣北宇和教員養成所、私立上浮穴郡尋常小學校准教員養成所等なりとす

第七章 小學教育

四百九十、高等校二百七十四、尙ほ兒童數は在學尋常校十二萬七千九百九十八名、高等校九千五百三十五名の多數に上り出席歩合は尋常校百人中九十人二八、高等校百人中九十五人五三の好成績を挙げ就學兒童は學齡兒童總數十八萬二千三百三名に對し十七萬九千三百六十一名と註せられ其百分比九十八人三九を示せり、以て如何に縣下に於ける國民教育の進歩せるかを窺ふに足るべし、又之等各小學校の學校園は一畝以上のもの百四十四校、一畝未滿のもの七十五校、この面積四十八反五畝六歩にして一校平均二畝六歩なり、兒童貯金は總額十三萬八千八百八十八圓餘にして兒童一人の平均額三圓餘となる、縣下全般に於ける小學教育費は總額百二萬六千九百二圓なり

第八章 青年團

明治四十二年四月末現在の學術的青年團は團體總數四百三十八、この團員總數一萬四千二百八名なるが其後各地方とも着々組織成立を告ぐるに至り今や非常の多數に達せり、而して之等青年團は何れも官公吏、地方有志教育者等の指導の下に風紀改善、勤

儉貯蓄、体育夜學獎勵、其他公共事業に盡力しつゝあり、四十二年四月末調の郡別左の如し

宇摩郡十三團體(團員六百三十三名)新居郡十團體(八百十九名)、周桑郡四十一團體(二千七百六十五名)、越智郡四十九團體(三千二百八十五名)、湯島郡七十四團體(五千八十七名)、伊豫郡四十五團體(二千七十五名)、上浮穴郡四十五團體(一千五百七名)、喜多郡五十三團體(二千二百七十七名)、西宇和郡三十團體(一千八百八十名)、東宇和郡二十五團體(一千五百九十五名)、北宇和郡四十六團體(二千七百五十九名)、南宇和郡七團體(五百二十八名)

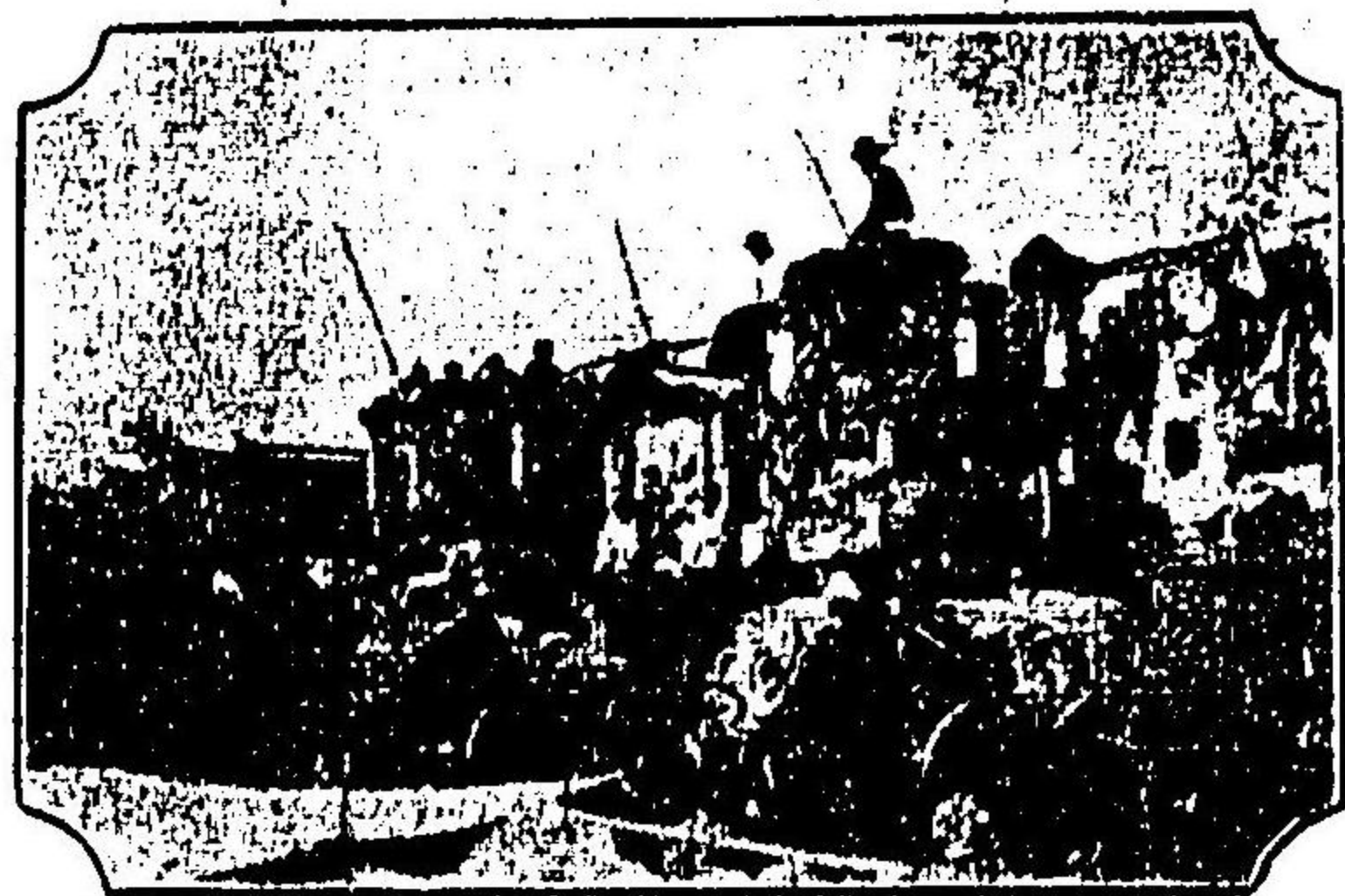
第九章 教育會

縣下に於ける中等並に小學の教育家其他之等の教育に關係ある人々を以て組織せる愛媛縣教育協會は其本部を松山市に設置し各郡市に部會を置き教育に關する一切の改良發達を企圖しつゝあり、本會は毎年一回四五月の交各部會代議員を召集して松山市に總集會を開き教育に關する議事並に地方名士の講演等あり、又月一回機關雜誌「愛媛教育」を發刊して會員に頒ち教員の講習會を開設して新智識の注入に盡し盲啞學校(松山市二番町)を設立して不具者を教育し教員養成所(松山高等小學校内)を開きて教員

の養成に努め以て小學教員の不足を填補し圖書館を設けて一般の縦覽に供する等斯道に貢献する所尠ならず、各部會に於ては時々通俗講話會を開きて社會教育のため盡しつゝ、あり、會員總數約二千五百名にして知事之が會長となり學務課長(事務官)副會長たり、外に私立伊豫教育義會なるものあり地方の民間有志者を以て組織し東亞同文書院入學者のために力を注ぎつゝあり

第十章 幼稚園

縣下に於ける幼稚園は何れも私立にして松山幼稚園(松山市大字湊町四丁目)は其歴史最も古く明治二十三年の創立に係り之に次げるは松山常盤幼稚園(松山市大字宮古町)にして明治三十年の創立なり、其他北宇和郡宇和島町に宇和島幼稚園(創立明治三十六年)、越智郡今治町に今治幼稚園(創立明治三十八年)等あり



東豫名物四條祭

第十一章 慈善團體

松山同情館は明治三十四年松山組合教會員の賛成を得、紡績工女救濟の目的を以て大本新次郎氏設立す、私立松山夜學校は永木町に在り家貧にして學校に登ること能はざるものため普通學を授く、主管者は西村清雄氏、松山自彊學園は感化院に準じ不良少年教育のため設立せられしものなり、其他愛媛慈善會、出獄人保護場等の設けあり

第四編 産業

地は四國の北西に在りて本土と海を隔つるが故に、比較的交通の不便を感じ時代の文明に一步を遅るゝの嘆なきにあらざるも而も、席藁三百四十方里の我愛媛縣は十二萬町歩の耕地と二十四萬町歩の山林と百五十里に亘る海岸線とを有し、山は良材を産し地は能く實り、海には魚貝繁殖す、一年擧ぐる所の生産總額は實に八千萬圓にして他府縣に比し敢て多く劣らず、而して各種の産業孰れも尙將來益々發展の餘地あらざるはなし、本縣産業の前途豈多望ならずや、左に各種産業中の重なるものに就て其概要を記述せん

第一章 農業

本縣産業の首位を占むるものは即ち農業にして本縣の生産總額八千萬圓の内、三千万圓餘は農産物なれば農作の豊凶盛衰は縣經濟の消長に至大の關係を有するは勿論に

て縣治の衝に當る者の常に農業の獎勵に多大の力を費せることや寔に當然のことと云ふべし、耕地は田四萬八千餘町歩、畑七萬五百三十餘町歩にして氣候の温暖、地味の肥沃、有ゆる農作物に適せざるなく米、麥、大豆、小豆、粟、稗、黍、玉蜀黍、蕎麥、馬鈴薯、甘藷、實綿、大麻、葉藍、煙草、菜種、檀實、楮、三極、果樹等一として産せざるなしと雖も其主なるものは米、麥、甘藷、果樹、玉蜀黍、蘿蔔、芋、大豆及び檀實、楮、三極等にして何れも三十萬圓以上の産額あり

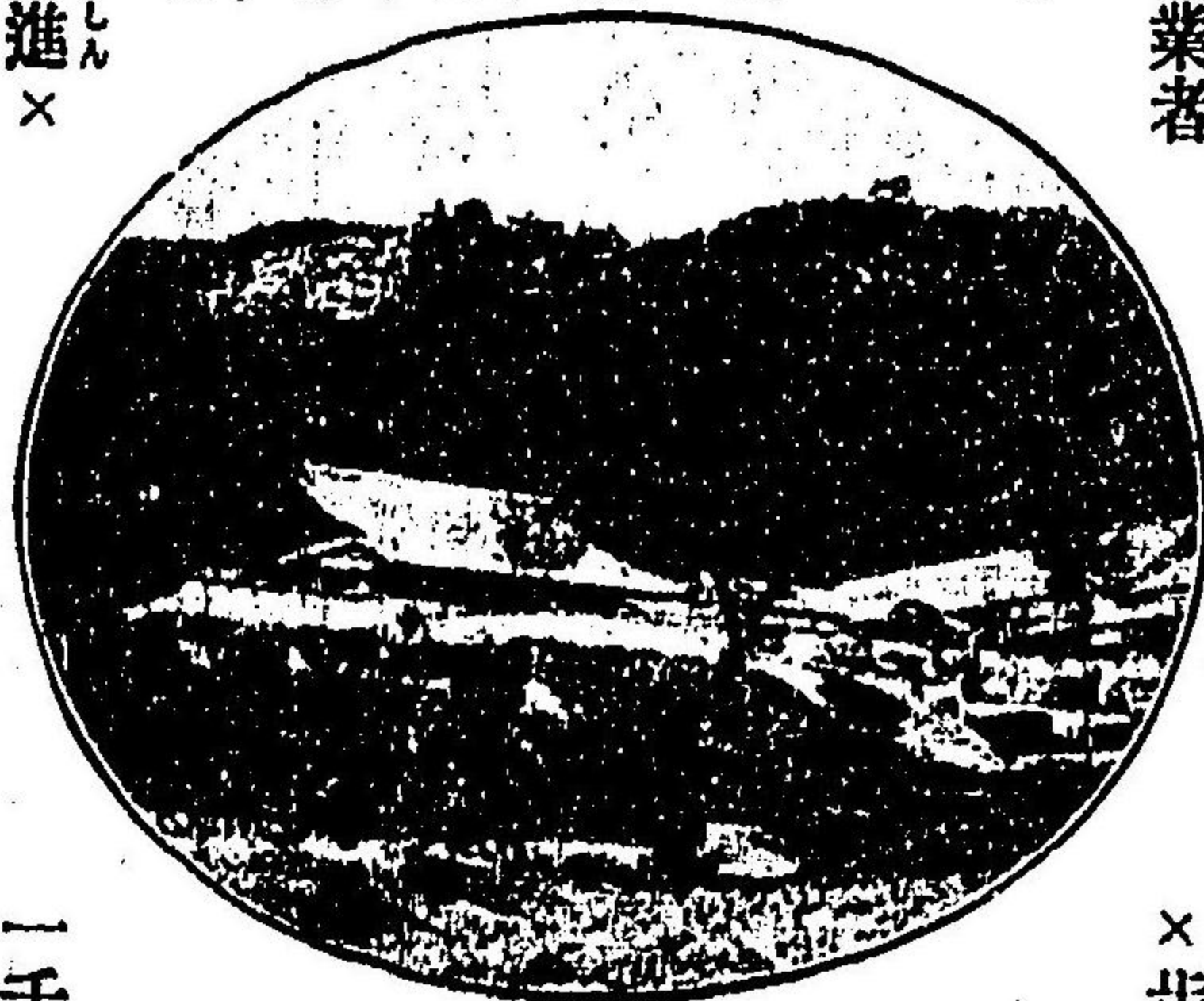
(一) 米作

米は農産中の巨擘にして水陸稻の作付反別四萬六千八百餘町歩、收穫高九十三萬七千餘石、平年作を八十萬石と算す、回顧すれば明治二十年頃には五十萬石を多く出でざりしに農業智識の進歩と縣當局の指導獎勵とは耕耘に撰種に栽培に肥料に各改良を加へ、今や殆ど産額倍加するに至れり、本縣産業中工業に次で其進歩の著しきものは農業にして縣は固より各郡にも技術員を置き縣農會及び各郡町村農會と相呼應して米作の改良を圖り、一面耕地整理を獎勵し一毛作田をして二毛作田たらしめつゝわれ

ば收穫の増加と品質の改良と二つ乍ら順良なる成績を示しつゝあり、且つ縣農會は農事試験場の試験成績に鑑み種類を神力、相徳、器量好の三種に定めて各郡に原種田を設置し、之より採取したる初種を一般當業者に無償交付し以て益々其改良を圖り居れり

(二二) 麥 作

社會一般生活程度の昂進と共に麥の需用は寧ろ減退の趨勢を呈せるに加へて肥料其他勞働賃金等生産費の騰貴は麥作の利益を薄弱ならしめつゝあるがために當局者も麥作に對しては多く獎勵の聲を發せず、當業者また單に自家食用を主とせるが如ければ其進×五十七萬餘石を算するに過ぎざるも、近時麥價の常に高位に在ると耕地整理の結果、水田の乾田となるもの多きより漸く作付反別を増加し従て收穫も大ならんとする傾



山 越 縣 寺 前 作付反別收穫高共に二十年に二十年前と大差なく五萬

向あり

(三) 甘 藷

甘藷は俗に唐芋、薩摩芋、琉球芋など稱して食用に供するの外、酒精、菓子等の原料として應用の範圍廣し、縣下に於ける作付反別は一萬四千餘町歩にして收穫四千萬貫、價格百五十萬圓を超ゆ、耕作の方法簡易にして土地を墾ばざるが故に、宇和四郡及び越智温泉の山分並に島嶼地方に多く作られ地方農家の副食物として重要なるのみならず年々京阪地方に輸出するもの尠からず、殊に越智郡伯方島に産する木浦芋は其品質の優良美味なることに於て大阪の市場に觀迎せられつゝあり

(四) 果 樹

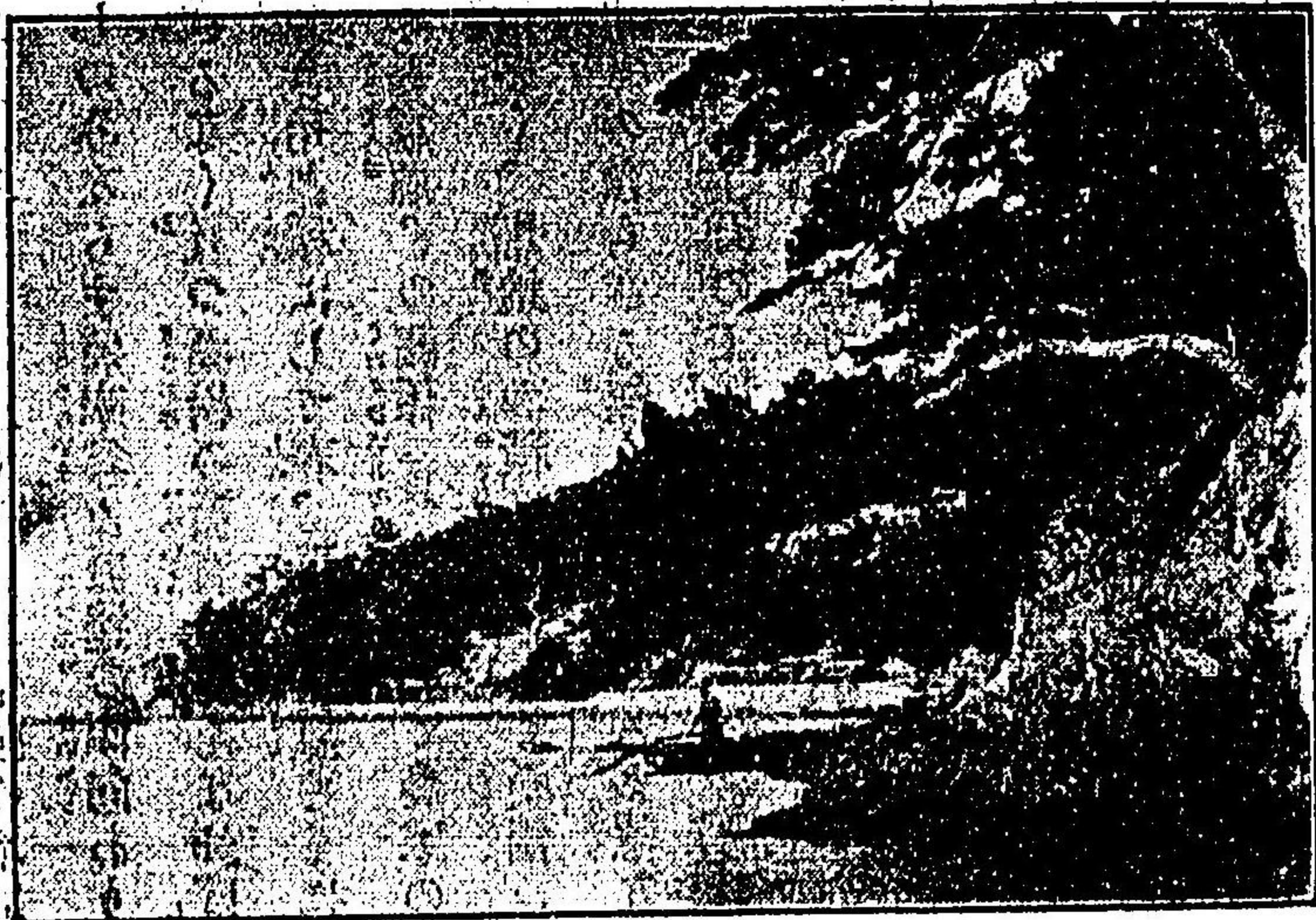
本縣の風土は概して各種果物の栽培に適するものゝ如く、特に南豫方面は氣候と地質の關係より、柑橘の栽培地として全國有數の好適地と稱せられ温州密柑、夏橙等は好評噴々たり、主なる果物は柑橘、梨、苹果、桃、柿等にして其作付總反別二千餘町歩、四十五萬圓の收穫あり、二十七八年以來、流行的に長足の發達をなし尙益々栽培

家増加せんとするの傾向あり、近き將來に於て其産額百萬圓に達するは易々たるもの如く有望の一産物たらんとす

柑橘類は北宇和郡を中心として宇和四郡に多く栽培せられ、其内温州密柑は北宇和郡立間村附近を中心とし非常の勢を以て四方に擴張し、夏橙は西宇和郡に最も多く栽培し品質の優等を以て名あり、尙夏橙は南豫四郡及び越智郡の島嶼各村其他到處に點々果園をなしネーブル、オレンジ類は西宇和郡を主産地とすれど産額多からず、苹果は温泉郡興居島村を栽培の始祖として今や温泉郡の海岸各村を経て越智郡に入り更に宇摩郡、東宇和郡にも栽培せらる、梨は温泉郡に最も多く越智郡之に次ぎ西宇和、宇摩、東宇和等之に次ぐ、桃は温泉郡興居島を主産地として種類及栽培法等を改良し漸次四方に擴がりしが近來稍衰運に向へるもの、如し、其他柿、枇杷、栗等おれと將來最も有望なるは柑橘なるべし

〔五〕 耕地整理

水田を整理して乾田たらしむる耕地整理の農業經營上に有利なるは云ふまでもなきこと



御代地

とにて縣當局の奨励と農家の自覺とにより近來各地に於て行はれ將來益々行はれんとす、三十八年四月より四十二年九月までに整理を施行したるもの四十一個所其面積八百五十町歩餘、補助金の交付額二萬七千四百六十餘圓なり

第二章 蠶業

養蠶業は近時長足の發達をなし縣下到處に行はれ、農家の副業として重要な地位を占め一ヶ年の掃立枚數三萬七千餘に上り、收購高三萬九千石、價格百四十五萬圓に達し、之を十年前に比すれば飼育戸數に於て

二倍、収繭高に於ても亦二倍強の増加を示し、新進の養蠶地として急激の進歩を來せしのみならず將來益々發達の傾向あり、蓋し本縣は氣候中和にして到る處養蠶に適せざるなく且つ桑樹の發育も盛んなれば隨て桑葉豊富、彼の蠶業家の最も憂ふる霜害の如き殆ど稀にして春、夏、秋蠶ともに飼育せられざる莫し、殊に一般農作物の收穫期と養蠶期との關係良好にして農家の副業たるに適し、飼育戸數を増加し得るの餘地尙多く、畑地の面積廣大にして桑園擴張の餘地綽々たる孰れも斯業發展の素質をなすものたらざる無く、前途頗る多望なり、而して養蠶の發達に伴ひ製糸業も亦從て發達し三十五の工場と二千餘戸の家内工業的製糸家あり一ヶ年の製糸額三百萬圓を超へ横濱市場に於て品質の優良日本第一と稱せられ常に高價を以て取引せらる、本縣蠶業の前途や陽々春の如しと云はざるべからず、然れば縣に於ても夙に之が進歩發達を企劃し専門の技術員をして當業者が技術の上進を奨励せしめ、特に共同飼育を奨励して補助金を交付する杯大に努む、縣農會も亦講習に講話に指導誘掖を怠らざるのみならず一大模範桑園を設けて桑苗の無償配付をなし四十三年度よりは更に各郡農會をし

て模範桑園を設けしめ之に向つて補助を與ふることゝなして桑園の増殖を圖り居れり然れば桑園も亦大に發達して五ヶ年に約二倍の増加を示し今や其反別四千町歩に及び尙益々増加の趨勢あり製糸業も養蠶の發達に伴ひ漸次進歩發達し行きつゝありて四十一年末現在縣下の製糸家戸數は二千百四十一、内器械工場三十四にして南豫地方最も盛んなり、特に喜多郡大洲町は生糸産地として其名高く伊豫產生糸の名を大ならしめたるは大洲製糸の力與つて大なり

第三章 畜 産

本縣の畜産業は牛馬を以て主要なるものとす、固より山羊、鶏、豚其他の家禽類に於ても全く飼育者なきにあらざるも經濟上優勝の地位を占むるものは産牛にして産馬之に次ぐ、左に其概要を記述せん

(一) 畜 牛

古來伊豫牛と云へば其肉質の美味なること
 に於て比類なしと稱せられ名聲噴々、現今
 も尙肉牛として天下第一品と賞せらる、蓋し
 本縣の地勢、風土の能く畜牛の飼育に適す
 るに因るものなるべし、然れども古來その
 進歩の遅々とし大に展びざりし所以のもの
 は畜牛の生産、飼育を一に小農或は貧弱な
 る伯樂の手に一任して顧みざりし結果なる
 べく維新以來人文の發達に伴ひ諸般の制度
 悉く改まりて政府も大に畜産改良の要を鼓
 吹獎勵し本縣に於ても明治九年、畜牛上の
 諸調査を行ひ以て將來に於ける畜牛改良の
 基礎を造り十年勸農局より短角種牛二頭



御三日月の奇勝

を借入れ以て改良の端緒を開き十二年種牛貸與規程を定め種牛を購入して改良蕃殖
 に努め十四年去勢を獎勵し十九年種牡牛取締規則を發布し二十一年獸醫學校を設立し
 二十六年閉校したりと雖も前後三回に三十五名の卒業生を出し種牛改良に資する處あ
 り三十七年更に種畜改良補助規程を制定し優良の種牡牛馬購入者に對し原價の半額を
 補助して以て銳意勸奨に努めたるが民間に於ける當業者も亦畜産改良の急務たるを
 自覺し三十九年愛媛畜産會てふ一大團體成立して其活動により各郡賦ふて品評會、
 共進會を開催し縣農會も亦専門の技術者を置いて種牛を購入し斯業の改良發達に努
 力せしかば今や漸く舊狀を一變せんとするに至れり
 最近の統計によれば縣下畜牛の總頭數は四萬五千八百三十九頭、内牝牛二萬八千四十
 九頭、牡牛一萬七千七百九十頭にして之を二十年比の統計に比すれば一萬一千二百餘
 頭の増加を見るに至れり、而して畜牛の主なる生産地は西宇和、越智、宇摩、東宇和、
 南宇和、温泉、上浮穴の各郡にして輸出地は神戸、兵庫、大阪、廣島、東京等なり

(二) 産馬

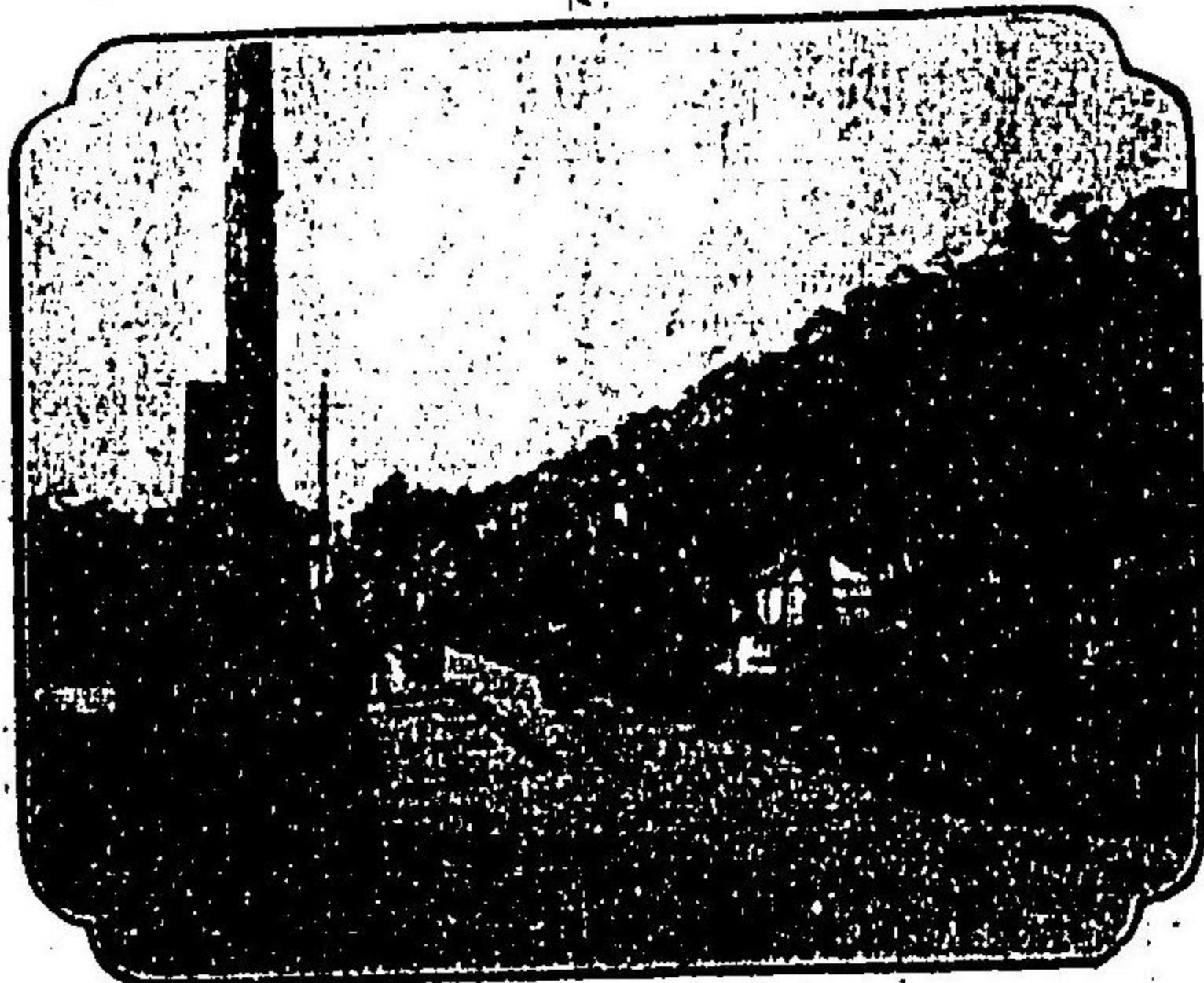
馬匹の飼養蕃殖については本縣の氣候風土は最も恰適なりと雖も唯地勢の概して峻峻にして平原廣漠たるなく其牧野に乏しきが大きな缺點にして爲に牧馬業の遺利を収むる能はず反つて馬匹は年々減少の傾向を示せり、即ち明治二十年前後には三萬四五千頭の馬匹を有したりしに四十一年末には牝馬四千七百二十頭、牡馬六千四百四十八頭となり二十一年間に於て約その三分の二を減せり、然のみならず縣に於ても馬匹の改良に關しては特に多額の費を投じて獎勵を加へたることなく漸次衰退のまゝに放任しありし有様なりしが三十九年農商務省より濠洲産牝馬及び種牝馬の貸下げ陸軍省より全上牝馬の交附ありしを動機として大に獎勵を加へつゝあるに加へて日露戰役以後、馬匹改良の聲喧きに刺戟せられて民心また改良の急を感じ來りしかば越智、周桑、喜多、北宇和、南宇和の各郡に於て稍々良馬の生産を見るに至れり

第四章 林業

本縣の林野總面積は二十三萬八千二百八十町歩にして内公有林五萬五千五百七町歩、

社寺林一千一百三十七町歩、民有林十七萬九千七百七十七町歩なるが本縣の山林は氣候の温暖なる地味の肥沃なるを以て木材の生育良好にして良材に富み扁柏、杉、松の類豊富なり

藩政時代に在ては各藩ともに森林の經營に力を注ぎ伐採、植付等に嚴律を設け造林の獎勵、森林の保護に努めたりしも維新革命の際急激なる政變を受けて工業に商業に各新生面を開き木材の需用に於ても林野の保護整理、造林の獎勵に努めたる結果、縣下を通じて植林の急を認識するに至り民有山林にありても宇摩郡、上浮穴郡等には熱心なる植林家ありて既に廣



川之江橋

× 俄に増加したるより争ふて伐採するに至りたるが一面之を取締るべき林制の弛廢せしかば遂に濫伐の弊生じ植伐その均衡を保たずして森林荒廢の因をなすに至れり、然れども政變の動搖治まりて制度漸く定ると共に國家

夫なる美林をなせるものあり、縣に於ても亦専門の技術員を置きて専ら植林獎勵の任に當らしめ尙一般造林者に對しては其事業に補助を與へ來りしが四十三年度よりは優良なる苗木を養成せしむべく各郡をして樹苗圃を設置せしめ之に對して補助を與ふることゝなせるなど極力これが獎勵をなしつゝあり、從て公有林は固より民有林にありても各々營林方法を定めて施設を怠らざれば將來に於て必ずや鬱茂たる美林續出することなるべし

四十一年度の統計によれば用材六十七萬一千九百五十三圓、薪炭材六十一萬九千四百二十六圓、竹二万八千八百八十八圓、木炭五十七萬四千三百三十五圓、椎茸一萬六千七百六圓、檜皮三千二百六十七圓、杉皮一萬九千二百五十二圓にして此總産額は二百萬圓なれば敢て少額にはあらざるも其面積の上より觀る時は聊か寂寞の感なき能はず、尤んや其産額は國有林の産物をも包含するに於てをや、然りと雖も林業の如きは素より遠大の事業にして眼前の收利を目的とするものにあらずれば一時に産額の激増を欲する如きは到底不可能たるのみならず三十七年には僅々百萬圓に過ぎざりし林産物が五

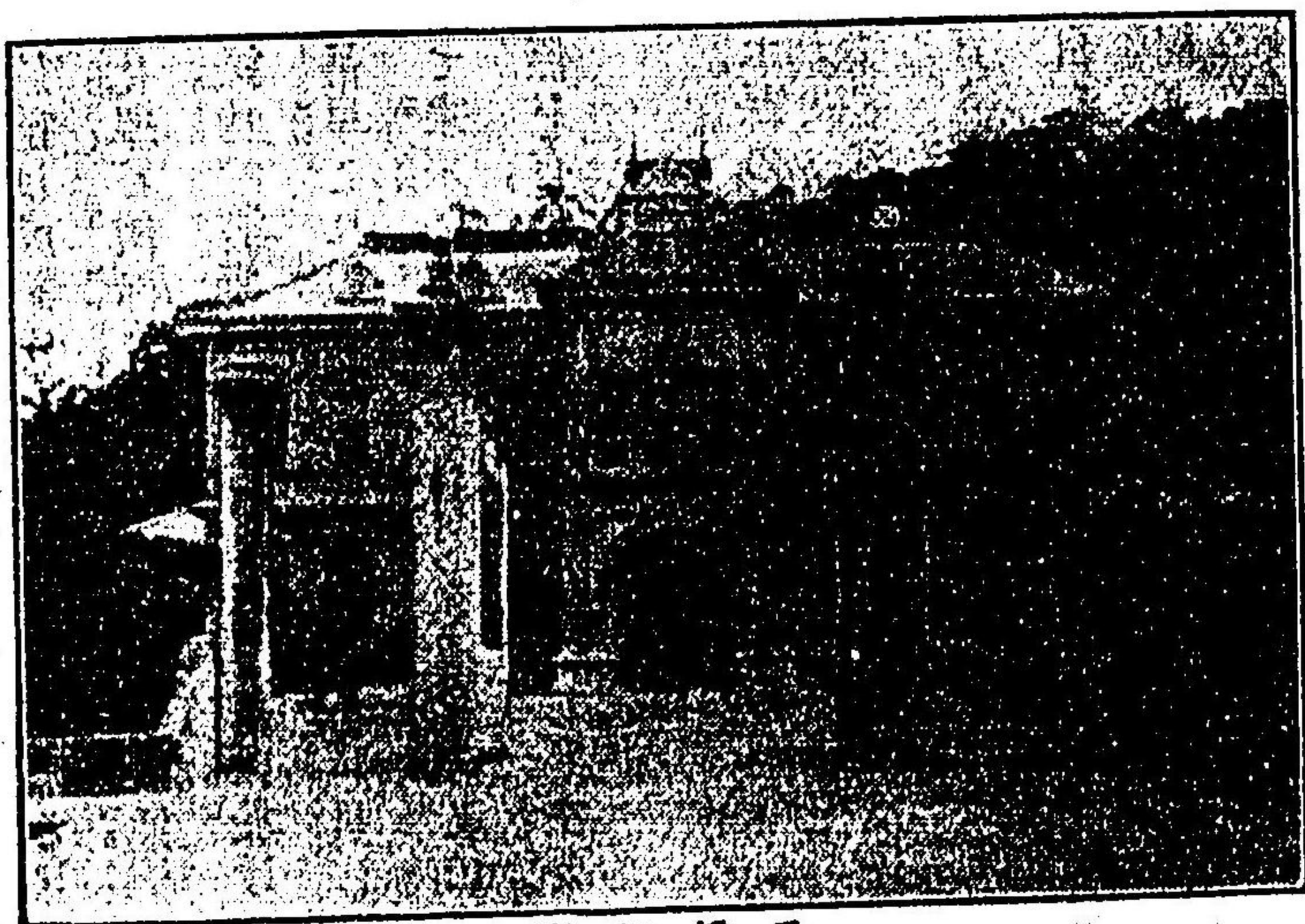
年の後に於て倍加したるは著しき發達と云はざるべからず

第五章 水産

太平洋の荒波くだけて日向灘より豊後水道に入り、玄海の激浪馬關海峡を潜つて周防灘より伊豫灘に落ち、爰所に相合して東流し紀淡海峡に至つて再び太平洋に入る間の瀬戸内海は風光の絶佳なる恰も地中海の如く世界の海上公園として名高し、我愛媛縣は即ち此瀬戸内海の南岸に位し海岸線一百五十里に達す、此百五十里の沿岸に棲息する水族は勿論回遊魚類にありても其種類一ならずるが故に各郡に於ける漁業の狀態も又從て同一ならず、硫黃灘及び宇和海方面には鰻を主として鯷、鰯、鯛、鮪、鯖、鱈の類多く燧灘より齋灘にかけては鯛を主とし鰻、鰯、鯖及び鰺、蟹其他の貝類多く南宇和郡の廣見川附近には珊瑚を産す、然れども其漁業組織は尙未だ沿海的にして方法亦幼稚なるを免れざるのみならず徒らに舊慣に拘泥して漁具漁船等の改良を怠れるが故に收獲の増加は人口の増加と比例せず爲に漁村の疲弊甚しきも近時政府の水産保

護奨屬と漁家自らの覺醒とにより各郡ともに組合を設置し且つ之を統轄する聯合會をも設け互に漁法の改良と漁場の保護に努めつゝあり最近の調査によれば一ヶ年の漁獲高は二百萬圓内外にして水産製造物は八十萬圓あり、食鹽は六十萬圓より八十萬圓の間を上下せり、然れば本縣水産物の總生産額は三百七十萬圓餘に上る正に本縣重要物産の一たるべし、而して遠海出漁は近時著しく發達し支那海及び朝鮮海等に出漁するもの年々増加して四十年六月には三百餘艘の漁船と二千人の出漁者を出し三十五萬圓の收穫を見るに至りしが四十二年には更に大に發展して韓海に出漁根據地を作るに至れり

水産製造物は鰯、乾鰯、鰹節、煮乾鰹等を主とし八十萬圓の産額あり多く、宇和四郡に於て製造せられ大阪、中國、九州邊に輸出せらるゝ、食鹽は新居、越智、温泉、伊豫北宇和の五郡に於て三百四十五町歩の鹽田あり一ヶ年三十五萬石の産鹽ありと雖も過半は越智郡に於て製出する所にして鹽質の佳良なることも亦第一なり



愛 媛 縣 廳

第六章 工業

愛媛縣は固より農業國にして農業が全生産力の過半を占めつゝあるは明瞭なる事實なりと雖も而も本縣の工業が其生産額の二割五分以上を占め、工業の盛衰は本縣經濟の消長に大なる影響を及ぼすものたるは亦争ふべからざる事實にして産業上主要の地位を占むるものたることを忘るべからず、抑も本縣の工業は藩政時代、藩廳保護の下に徐々に發達したる織物、製紙、製蠟、陶磁器等を主なるものとして瓦、石灰、漆器其他棉糸、酒、醬油の類を合せ一ヶ年二千萬圓内外の生産あり、維新

以前は産業の基礎固より堅實なるに至らざりしも維新變革後、泰西文明の輸入と共に化學と機械力との發達、及び交通機關の進歩は本縣の工業をして長足の發展を促し、織物、製紙、製蠟の如き全國に於ける主産地として重要な地位を占む、然のみならず最早これ以上格段の進歩發達を期し難き農業、水産業等に比し尙益々發展の望みありて未來に多大の光明を認むるものは工業にして將來本縣の産業政策上重要なる關係を有するものたり以下少しく主要の工産物に就て概説せん

(一) 織物

本縣の織物は古來婦女子の手仕事として存在せしもの、徐々に發達進歩して農家の副業となり更に專業として經營するに至りしものにて今や南宇和郡を除く一市十一郡に亘りて五萬六千六百四十六戸の機業家と六萬七千三百三十餘人の從業者を有し二千七百二十二臺の力織機と六萬三千百十六臺の手織機を算し、其種類は白木綿、木綿絨、綿ネル、稿木綿等を主として微少なれども絹織物、絹綿交織物をも産出し其他縮地、裏地、蚊帳地、袴地、手拭地等あらゆる織物の一として製出せられざるなく其産額は

實に一ヶ年七百萬圓以上に上り本縣重要物産中、米を除けば一として織物の右に出づるもの無きなり

米 壹千參百六拾八萬壹千圓
織物 六百八拾四萬四千圓

麥 四百五拾七萬七千圓

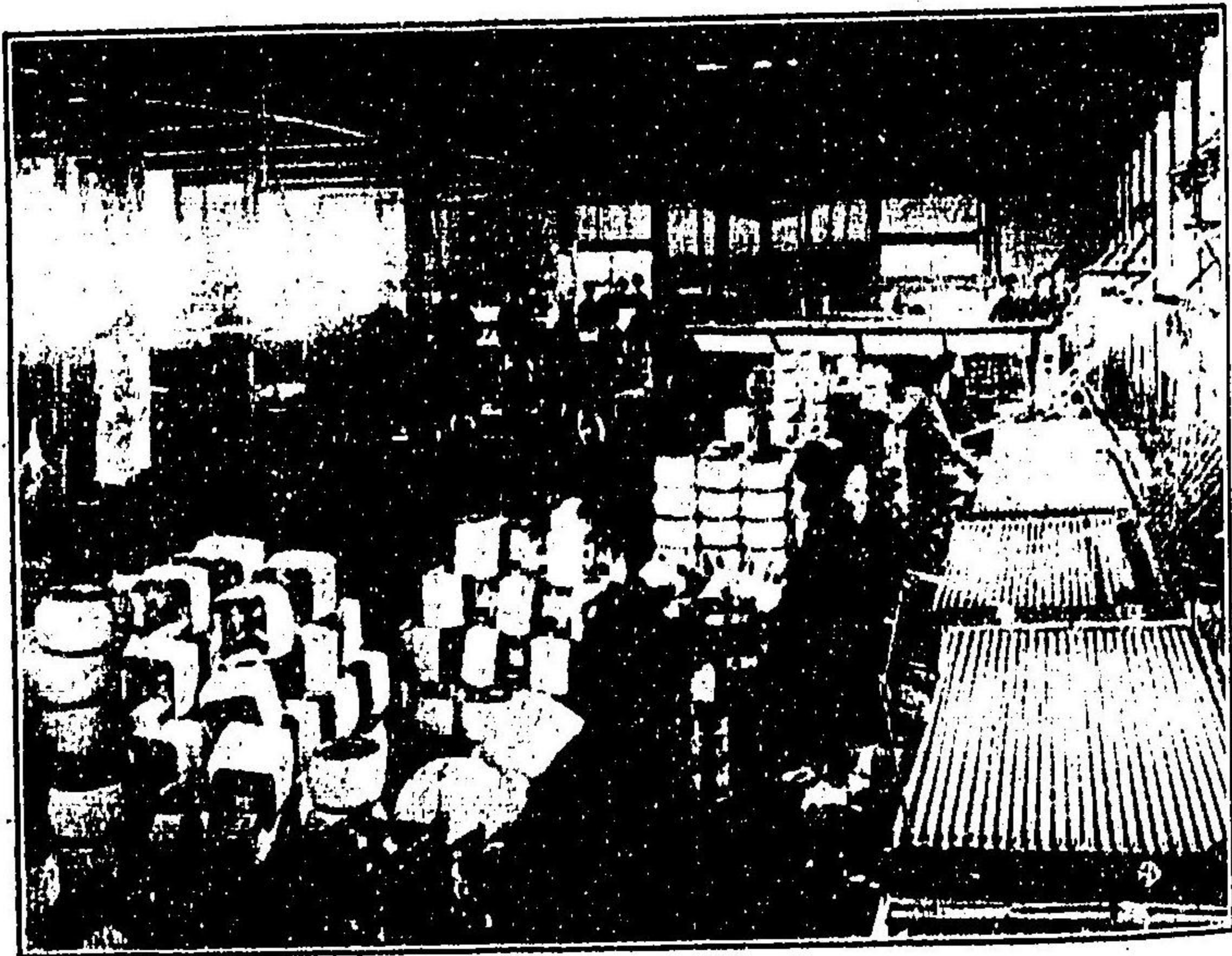
以上の如く織物は實に本縣重要物産中の重要物産にして其消長が如何に多大の影響を縣下の經濟界に及ぼすべきかは爰に略々するの要なきなり、而して斯の如く縣下の生産業に重要な地位を占むる所の織物は又實に日本全國の織物業に對しても頗る重要な地位を保てるものなることを忘るべからず、四十年度に於ける全國三府一道四十六縣の織物生産額は壹億參百五拾九萬貳百四拾參圓にして之を府縣別にして比較し其順位を定むれば我愛媛縣は實に其第五位に在り

- | | | | |
|-----|------------------|------|------------------|
| 愛知縣 | 壹千六百五拾七萬四百拾八圓 | 和歌山縣 | 壹千參百五拾壹萬五千四百四拾八圓 |
| 大阪府 | 壹千貳百七拾六萬參千貳百九拾九圓 | 埼玉縣 | 七百貳拾壹萬五千百壹圓 |
| 愛媛縣 | 六百七拾七萬九千六百八拾八圓 | 三重縣 | 五百八拾貳萬壹千五百拾六圓 |
| 栃木縣 | 四百參萬五千四百九拾參圓 | 福岡縣 | 參百六拾參萬六千九拾六圓 |
| 岡山縣 | 參百五拾九萬四千五百六拾五圓 | 奈良縣 | 參百四拾八萬百八圓 |

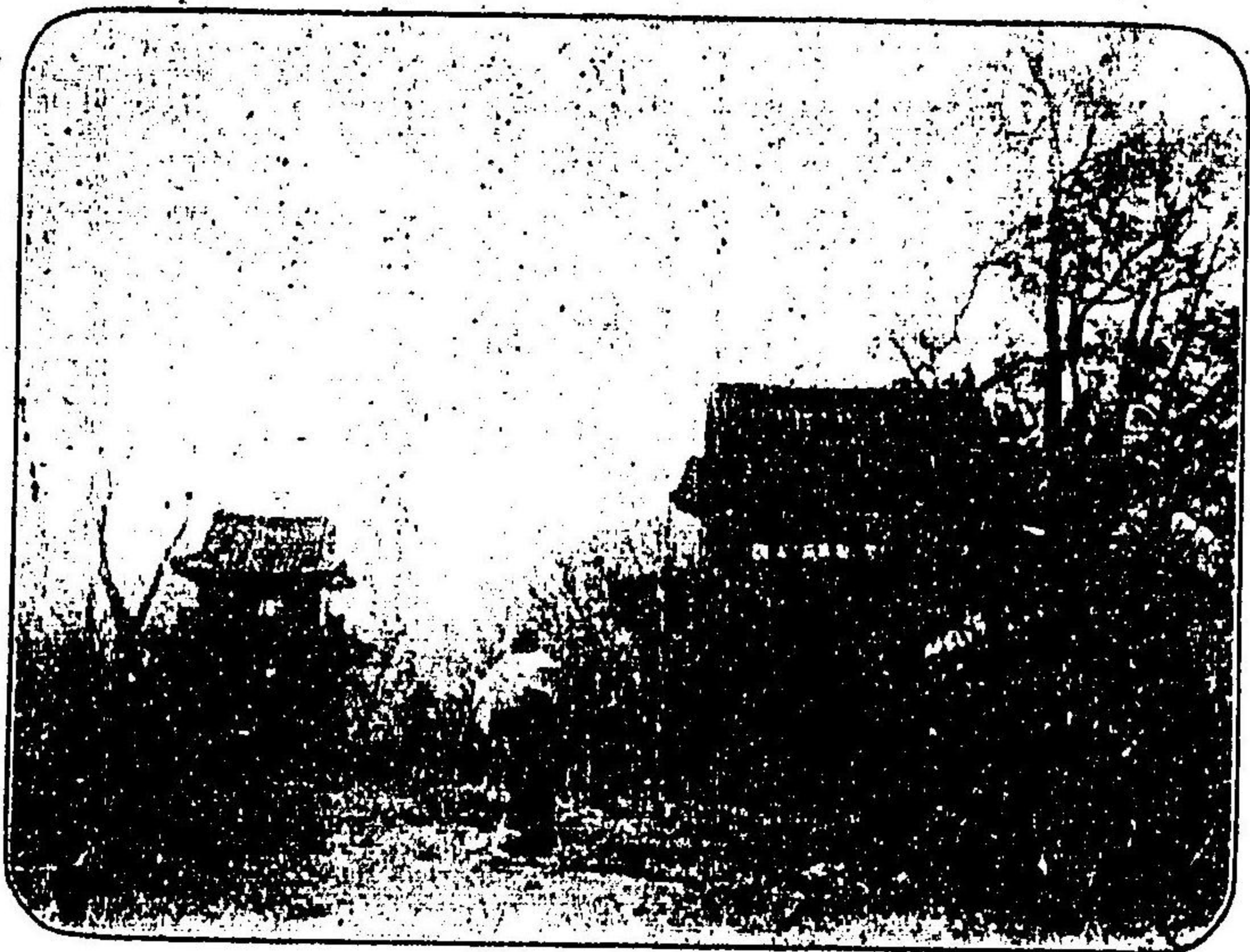
是に由て之を觀るも如何に本縣の織物が重要な地位にあるかを知らし得べし、以上各種の統計は愛媛縣廳の調査にかゝるものにして其産額の六百七拾萬圓といふも個は査定價格によるものなれば若し事實を明細に調査せんか本縣の織物は優に一ヶ年壹千萬圓を超過せることは當業者の齊しく認むる所なり以て益々織物の重要なことを知らん以下各種別によつて説明を試みん

▲本綿絨 本縣に於て木綿絨と云へば直に伊豫絨を聯想すべし、伊豫絨は實に木綿絨中の九分を占め其産額參百萬圓に近く綿織物中の主位を占むるものなり、然りと雖も精確に木綿絨を點檢せんか伊豫絨以外、周桑郡丹原に於て田内榮三郎氏の製造せる愛媛絨あり其他宇摩、越智、喜多、東宇和、西宇和の各郡に於ても亦硫化色素を染料として染織せる絨織物あり、固より産額は到底伊豫絨に匹敵し得べきにあらざるも染織共に改良に躍めつゝあれば將來發達の望みなきにあらず、然れども現在に於て最も優勢にして聲價あるは伊豫絨なり、伊豫絨は今より百餘年前、享和年間温泉郡垣生村大字今出の鍵谷かな女の創始せる所にして爾來徐々に發達し明治十年前後には一ヶ年八

十萬反内外の産額ありしが粗製濫造の結果一時非常の非運に遭遇し四十萬反以内に減少したることあるも後ち同業組合を設置して其改良を圖りたるため漸次聲價を恢復して二十九年には百萬反を超へ三十八年には一躍二百四十萬反を算するの盛運を見、正藍を用ることより染色の堅牢と柄意匠の嶄新とを以て聲價市場に喧しく特に長尺物、即ち大柄絨は天下無比と稱せられ優に久留米絨を凌駕するの勢ひを呈せり、而して其製造業者は松山市、伊豫、温泉の一市二郡に亘りて九千三百六十戸の機業家と一萬五千の機臺と



工場經營機織 織機内田



大洲城山の桃林

一萬八千の職工とを數へ一年二百萬反内
 外の製産ありて松山市附近の經濟界に主
 要の關係を有す、同業組合は尙絶へず製
 品の改良と信用の持續に努め染色、箆込
 丈幅、柄意匠等の改良指導を怠らず聲價
 益々市場に高し、四十一年度に於ける生
 産額は貳百貳拾八萬八千壹百餘圓なり
 ▲綿ネル 今治を中心として宇摩、新居
 周桑、越智の四郡及び松山市に於て製造
 せらるゝ所の伊豫ネルは一ヶ年百四拾萬
 圓の生産あり、最も進歩したる機械を備
 へ比較的大規模の工場組織として文明的
 に發達せることを以て本縣の機業界に卓

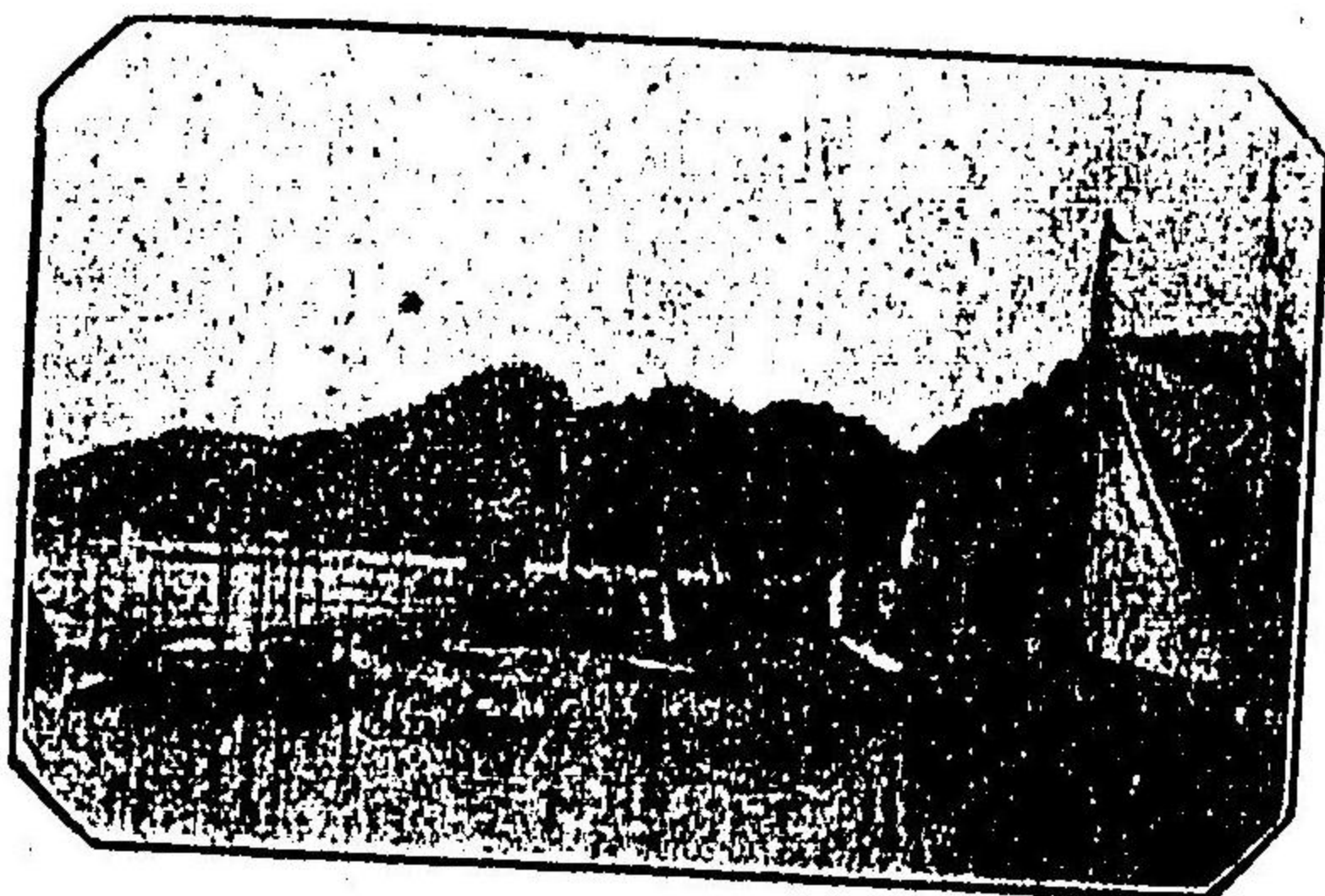
然たる光彩を放てる綿ネル業は僅に二十五六年前の創始にして明治十七八年頃、今治
 町の矢野七三郎氏が地方婦女子の唯一事業たりし棉替木綿の一朝金巾木綿輸入のため
 に壓倒されて業を失ひ生計に困憊せる者多きを見て之を救済すべく自ら紀州に赴き棉
 ネルの製織法を研究し全地より五十臺の機臺と職工とを携へて歸國し十九年二月今治
 町に工場を設けて開業したるが伊豫ネルの濫觴にして氏は二十二年一月、業半にして
 病歿したるも柳瀬氏其遺業を紹いで益々研究改良に勉められたれば伊豫ネルの名漸く現れ
 事業大に發展して今や三十二戸の製造業者と三千九百臺の機を有し三十萬反以上の生
 産あるに至りしが特に伊豫の白ネルと云へば純白無比を以て其名市場に喧傳せられ其
 他の精ネル等も原糸の精選と織立の吟味と尺幅の改良等に努められたれば好評を博して販
 路次第に擴大し日本全國は固より明治三十三年以來は遠く上海、南清方面に輸出の途
 開け夫れより漸次發展して滿韓地方より露領亞細亞に迨び四十一年よりは更にシンガ
 ポール、南洋方面にも販路を開拓するに至れり、而して伊豫ネルの特質とも云ふべき
 は白ネルの純白美麗なると一般目付の充分にして不同なきとにありて需用家の大に賞

贊する所なり、海外輸出向きとしては尺六幅の白綿、色綿、藍棒、無地物と大幅白綾片毛及び兩毛もの殊に愛好せらる、綿ネルは餅、綿等の内國的なるに反し世界に販路を有する事業なれば將來益々有望なり四十一年度の生産額は百參拾參萬六千八百餘圓なり

▲白木綿 一ヶ年百五拾萬圓の生産ある白木綿は越智郡を主産地として縣下各郡に於て製造せらる、工業の進歩と機械力の發達とは白木綿事業に大變革を來し今や精巧なる鐵機を使用して一日幾萬反の生産を見ると雖も未だ機械學の發達せざる往古にありては多く農家の婦女子が糸車にて紡ぎたる糸をもて織立て一反の木綿とせしものなり抑も本縣の白木綿は天保年間越智郡今治の柳瀬義達氏が地方産業の萎靡振はざるを慨し綿替法によりて白木綿製造の業を開始し資を細民に投じて製織を奨励したるに基くものにして爾後漸次發達して明治十年頃よりは綿替法を廢して總系交換となり更に分業的傾向に進みて一年四十萬反の生産を見るに至りしが十五年頃紡績系の輸入と金市木綿の舶來とは今治の木綿に大打撃を與へ漸く衰退の非運に向ひしを以て茲に伊豫白

木綿同業組合を組織し其挽回策を講じ製品の改良を奨励したれば稍回復の緒に着きたるも尙原系の撰擇區々にして製品一定せざるに於て二十二年資本金五萬圓を以て伊豫木綿株式會社を起し原料の操作を全部會社に於て行ひ農家の婦女子には單に織上げのみをなさしめ以て品質の整一を圖り改良の實を擧げ益々製品の精撰に努められたれば市場に於ける聲價も高まり産額も大に増進して營業者も續出し白木綿業は著しく勃興して一ヶ年三百五六十萬反の生産あるに至れり、之れ即ち本縣白木綿業の沿革にして新居周桑、越智の三郡を一九として同業組合を設け製品の改良と販路の擴張に盡しつゝあり、而して東宇和、西宇和、北宇和の三郡に於ても亦六七萬反の生産ありと雖も個は縞木綿製造の傍ら地方の常用を充すに過ぎざれば取立て云ふほどのものにあらず、唯松山市に於て伊豫電力織布會社（百臺）と辻機織所（二十臺）とが豊田式力織機を以て白木綿の製造をなせるの一事は産額こそ目下僅に二十萬反内外に過ぎざれば品質の一定せることと生産費の廉なることに於て將來の伊豫白木綿に關係すること尠からざるべし四十一年度の生産額は百四拾參萬九千六百餘圓なり

▲綿木綿 綿木綿は上浮穴、喜多、南宇和の三郡を除く縣下の各市郡に於て製造せられ年産額百貳拾萬圓に上ると雖も而も主産地として最も進歩發達せるは南豫(東西北宇和)三郡なるべし、南豫に於ける機業は舊藩政時代に於て白木綿の製造を奨勵し藩廳保護の下に徐々發達したるものたることは争ふべからざる事實にして宇和島藩の如きは藩に木綿検査所を設け又物産會社を設立して御用商人をして事業を×



三 濱 港 内

× 主宰せしめ京阪地方及び九州方面に輸出せしめたりしが維新後の變革と共に洋糸の輸入盛んになり次で内國各地に紡績業の起るありて原糸の供給豊富なるに従ひ地方の機業も亦著しく進歩發達し総糸、紺染、機織販賣等何れも分業的となり

達すべき傾向あり、殊に近年染料の進歩は更に一般の發達を促し且つ各種織機の發明せらるゝありて生産費の減少と製品の整一とは大口の注文に應じて期日を誤らず見本と製品の合一は其信用を高めつゝあり、然れども未だ愛媛縣の製品として伊豫綿の銘うつて市場に賣買せらるゝに至らず多くは他地方の製品と混じて播州綿、結城綿等の名の下に取引せられ居ることは頗る遺憾のことなり、而して單に木綿綿といふも内に各種の分類ありて双子織あり瓦斯綿あり其製品は從來本場として稱せられつゝある地方の製品に劣らずと雖も尙伊豫双子、愛媛綿として顧客の需要を見るに至らざるは決して喜ぶべきことにあらず、四十一年度の生産額は百三十一萬五千七百七十六反、百拾八萬壹千九百五拾八圓にして西北兩宇和これが主産地たるは云ふまでもなく松山市温泉、伊豫兩郡は伊豫新製造の副産に過ぎず宇摩郡は川之江地方、新居郡は西條地方に於て盛んに製造せられ居りて漸次發達の途にあり將來益々發展すべき望あり

▲雜綿織物 本縣の織物は殆ど其九分九厘まで綿織物にして其綿織物は絨、縞、綿ネル、白木綿の四種を主とすれども尙これ以外織紺、織色、縮、蚊帳地、袴地、帶地、

タオル等の製織せらるゝあり是等は多く縞、縞等の製織家が屑糸整理の手段として製造せるものなるも南豫方面には専門の製造家また地からず、従て其産額も無地物のみにて五拾貳萬圓に達す、然れども織紺、淺黄等の無地物は單に改良を染色と丈幅の二に限れるものなるが故に他に卓越して聲價を博すと云ふことなく利益も亦微少なれば將來大なる發展は期し難かるべく本縣織物の大勢上より見て重きを置くに足らざるものゝ如しと雖も地質を改良し染色の研究を進むるに於ては清韓方面の需用に應じ得ざるにもあらざるべし、四十一年度の統計によれば織紺、織色等の無地物産額は五拾壹萬七千九百五拾九圓にして尙無地物以外の雜織物も四萬圓以外の生産あり、以上各種綿織物の總産額は實に六百八拾四萬四千五百八拾圓に上る

▲絹織物 愛媛縣の織物と云へは悉く絹織物の如く思はれ絹織物の如きは全く其存在をすら認められざるほどの有様なれと然も其製品は頗る優良にして本場物にも譲らざるものあり、羽二重、斜子、紋織、袴地等は外見の美麗なるのみならず地質の堅牢なることに於て反つて本場物を凌がんとする程なれど多く委託製織にして其産額も各種

絹織物を通じて四萬六千圓内外に過ぎざれば之を七百萬圓の綿織物に比すれば蒼海の一票にも及ばず従て社會に知られざるは勿論、當局者にすら閑却せられんとす、然れども文明の進歩に伴ふ生活程度の向上は絹織物の使用日に月に増進し毎年縣下に輸入せらるゝ絹織物は實に夥しき巨額に上る、のみならず本縣は生糸産地として品質の優良を以て市場に好評を博しつゝあるものなれば自家産出の原料を以て絹織物の製造を奨励する亦可ならざるにあらず、喜多郡は即ち主産地にして大洲町に河野羽二重工場あり絹織物の半數以上全所に於て製造せらる

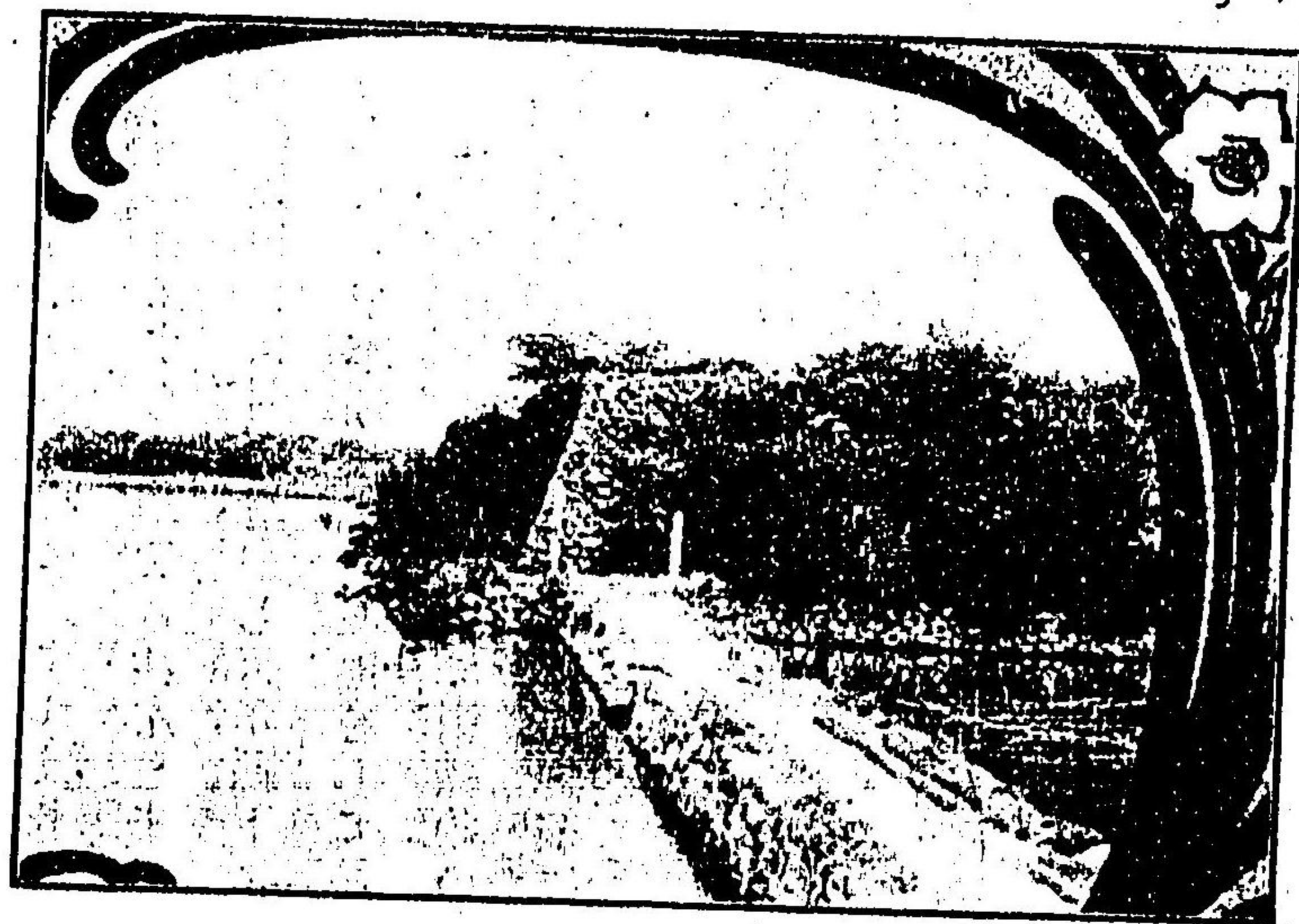
▲絹綿交織物 絹綿交織物は宇摩、新居、周桑、東宇和の一部に於て製織せられ居れど尙未だ幼稚にして數ふるに足らず、然れども其製品に改良を加へ時好に適應する方法を以て進まば發達の望なきにあらず四十一年度の生産額は壹萬四千六百參拾五圓なり

(二) 製紙

本縣工業の首位を占むる織物に次で重要な地位に在り且つ將來益々有望なるものは製紙業なり、本縣の紙は楮、三楮等を原料とせる和紙にして美濃紙、半紙、奉書、仙花、

半切、薄葉、雁皮、塵紙等あらゆる品種を有すると共に其産額も貳百五十六拾萬圓以上に達し本邦製紙の主産地にして第二位を占めつゝあり、四千七百五十戸の製造家と一万二千の職工とは松山市と越智郡を除く十ヶ郡に割據して各々その製造に従事しつゝあれど就中最も進歩發達せるは宇摩郡にして所謂伊豫紙と稱せらるゝ改良判紙の主産地たり、宇摩郡に次で喜多郡の大洲判紙、東宇和郡の仙花紙、新居郡の伊豫奉書等は廣く其名を知らる、左に各主産地の状況を略記せん

▲伊豫紙(宇摩郡) 宇摩郡の製紙は僅に四



今治次場産

十年前より創められたるものにして製紙業としての歴史は極めて新らしき新産地なれど其歴史の新らしきが即ち宇摩製紙の大進歩をなしたる主因にして他の産地の如く一定の品種に執着することなく各製紙業地の長を採り粹を抜て之を應用するが故に其發達や意外に速にして今や一ヶ年の産額百八拾萬圓を下らず、宇摩郡の紙が伊豫紙と稱せられて今日の盛況を來し静岡岐阜等の主産地をして遂に彼等を壓倒し將に本邦製紙界の霸王たらんとするの概あるは畢竟新産地たるの賜たらすんばあらず、然のみならず因循固陋舊慣を墨守するものゝ多き製紙業者中にありて宇摩郡の製紙業者は最も進歩的にして進取の氣象に富み各種の研究を怠らざれば其製品の多種多様なるにも拘らず、何れも一新機軸を現し常に社會の需要に一步を先んじつゝありて原料の叩解の如きも他に率先してピーター叩解機を使用し更に進んでは完全なる製紙乾燥器の發明を見、生産費を減少して優良の紙を製し得るに至りたるが如き確に一頭地を抜けり然れば全郡に於ける紙は其種類の何たるを問はず市場に多大の好評を博し幅廣薄葉の如きアプサ紙として天下一品の稱あり又改良判紙の如きも到る所に歡迎せらるゝ、要す

るに宇摩郡の製紙業は進取的にして品質の改良に怠らざれば將來益々發達の望あるなり、尙製紙界に非常の貢獻をなせる製紙乾燥器は宇摩郡妻鳥村鈴木道之助氏の發明にして從來雨天には空しく屋内に貯藏して乾燥し得ず快晴の日を待つて乾燥するの外なかりし製紙界に完全無缺にして且輕便なる乾燥器を供給したることよて斯業の發展進歩に資したること尠少なからざるなり

▲大洲半紙 現今に於てこそ名聲稍衰へて生産額も減少したれ藩政時代には栲役人を置き製造を監督せしめ藩廳自ら輸出販賣の衝に當りて大洲半紙の名は大坂紙商人の間に多大の聲價を博し、原料を栲のみにとりて織緯並行緻密、紙質堅牢無比と稱せられ海邊の潮風、強風に抗する障子紙としては大洲半紙の右に出るものなしと謳歌され居たる大洲半紙は喜多郡を主産地とす、然れども維新以來、藩廳の保護の廢されたと同時に人文の進歩に伴ふて勞力を省き一時に多量の生産をなすに至りたるため製品粗雑に流れ加ふるに原料の栲の高價なるより白土等を混入して重量を増すこととなりしかば紙質は漸時粗惡となり大洲半紙唯一の特色たりし堅牢の度、著しく減退し

たれば障子紙として從來博せし聲譽と信用は日一日失墜し販路も逐日擁塞し行くのみならず製紙業も年と共に進歩して各地に優良なる新品の現れ来るに至りたれば喜多郡の製紙業も茲に粗製濫造の弊を悟り大洲半紙の聲價を恢復すべく同業組合を組織し其改良に努むると共に一面宇摩郡に習ふて三極製改良半紙の發達を奨勵したるにより今や漸く多少聲價を挽回して一ヶ年貳拾五萬圓の産額を見るに至れり、而して其産額貳拾五萬圓の中拾萬圓は所謂大洲半紙にして他の拾五萬圓は改良半紙なり

▲伊豫奉書 周桑郡を主として温泉郡素戔村、新居郡西條附近、及び宇摩郡の一部に於て製造せらるる奉書は往昔は錦繪用としては伊豫奉書に限られたる如く打雜されたるものなるも時勢の變遷と共に錦繪の非運にて従ふて其大なる需要者を失ひ爲に産額も年々減少し行くの傾向あり今や年額拾六七萬圓を多く出ですと云へども然も伊豫奉書の名は依然として紙市場に忘れられず、近來其製法と原料に改良を加へ生産費を減じて價格の安値ならんことを計り居れば或は此以上の發達を見るやも知るべからず

▲仙花紙 東宇和郡野村を中心として其附近に於て製造せらるる日本紙にして二百餘



宇和島和靈神社

年前、仙花居士の發明せしものなり、今や同業組合を設けて改良發達を圖りつゝあり年産額貳拾萬圓

〔三〕 木 蠟

木蠟は松山市及び越智郡を除く縣下各地に於て製造せらる、我國に於ける木蠟の生産地としては筑前を第一とし本縣は即ち其第二位にありて年産額百萬圓を越ゆ從來本縣の木蠟は主に蠟燭の原料として需用せられたるものなるも文明の輸入は洋燈となり電燈となりて我蠟燭は漸次文明の淘汰を受け僅に燈明用として神前と佛壇に点されると提灯用として餘命を保てるに過ぎざれば木

蠟の需要は著しく減少し一時は斯業の廢滅を見んかど疑はれしも幸にして白蠟として海外に輸出するの途開けたれば今日にては殆ど其過半は晒蠟たるの有様なり、然れども原料の植實僅少にして價格貴く收利甚だ微細たるを免れざる時、支那蠟を輸入して混和精製することの頗る有利なるを知つて盛んに之を輸入し製造したるが元來支那蠟は植實より製したるものにあらず蠟物或は動物より製造したるものゝ如く脂肪分多くして需要地の使途に適せず爲に外商より屢々粗製を戒め來り純粹の日本蠟にあらざれば遂に輸出の杜絶せん有様となり本縣に於ける木蠟業者も大に反省し同業組合を設けて互に粗製を誡め製品の改良に努められたれば年産額百萬圓を下ることなきに至れり、然れども肝腎の原料たる蠟樹は木蠟の一時悲境に沈淪せし時、多くは伐採せられて其本を失ひ其後輸出の途拓けて漸く順境に向ふと共に再び栽培をなしたるものあるも其培養は多く放任的にして植實の増収を計る用意に乏しき感あり、製法の改良と共に蠟樹の栽培に改良を行ふの要ありとして組合にては此兩方面に指導奨勵を怠らざれば相當發展の餘地はあるべし、左に最近三ヶ年の生産價額を擧ぐべし

三十九年
四十年
四十一年

生蠟

晒蠟

七八七、〇六六
六三六、二〇六
五二三、七三三
九七五、二九一
五七三、七〇五
四七一、九四六

(四) 陶磁器

本縣の陶磁器と云へば直に砥部焼と答へざるを得ず、固より本縣の陶磁器は實に砥部のみに限らず宇摩、新居、北宇和の三郡に於ても製出せらるゝと雖も其主産地として最も名を知られたるものは伊豫郡の砥部焼なり、宇摩郡三島の二六焼、伊豫郡郡中町の江山焼等は技術の精巧と雅趣に富めることを以て名聲甚だ高しと雖も其産額は微少にして産業上より云へば砥部焼の大なるに若かず、經濟上の變動によりて商況に振不振あり毎年産額一定せざるも先づ參四拾萬圓の間を往來しつゝありて其九分までは伊豫郡の製出にかゝるを見れば本縣の陶磁器は伊豫郡の特産物といふも不可なきなり而して伊豫郡の陶磁器は實に砥部を中心として原町村、北山崎村附近に製造せらるゝ所謂砥部焼なれば愛媛縣の陶磁器は即ち砥部焼なりと云ふを得べし

砥部の陶磁器は今を距る百三十餘年前、安政四年、時の大洲藩主加藤泰侯公が其臣加藤三郎兵衛に命じて創めしめたるに始まる、泰侯は英明の君主なりしかば殖産工業の道に心を注ぎ砥部の名産伊豫砥石の屑片を以て磁器を製することの必ずしも不可能にあらざるを信じ臣下に命じて肥前大村藩の長尾燦より職工を備聘して原町村の杉野丈助を監督として砥部村五本松の上原に窯を築き



しかば漸次製造家も増加し且つ向井源治氏の發見せる白色の岩屑を採取して淡黄磁器

來藩主の保護の下に改良研究を奨励せ

貝塚港

製造に着手せしめし何分にも磁土と和薬との火度に適合せざるため數度の試験も悉く失敗に終りしが更に筑前上須惠の窯より職工を得て四度目の試験を爲したるに漸く完全なる青華磁器を製出することを得たり、之れ即ち今日伊豫の國産として年額四拾萬圓を算する砥部陶磁器の濫觴にして爾

の製造せられてより砥部の白焼の名一時に社會に喧傳せられ聲譽大に高くなれると共に文明の進歩に従ひ各方面に改良を加へ製品も時好に應じて研究を怠らざれば其産額も年々増加して一ヶ年參拾七八萬圓に上るに至り販路亦次第に擴張せられて中國、九州、京坂、北陸、東海、東北地方より遠く清韓方面にまで取引せらるゝに至り最近五ヶ年間の生産額を示せば

三十七年 拾七萬壹百參圓
三十九年 貳拾四萬貳千百拾參圓
四十一年 貳拾四萬貳千貳百七拾參圓

三十八年 拾九萬六千貳百參圓
四十年 參拾九萬七千六百貳拾七圓

四十一年は一般經濟界不況のため一時製造を休止せし者ありたるため著しく其産額を減じたるも四十二年は稍回復して參拾萬圓を下らざるに至り四十三年は更に大に増加すべき傾向にあり、製品の種類は茶器、酒器、裝飾品、火鉢、水盤、植木鉢、置物、香爐、飯茶碗、洋食器等の美術淡黄磁器を主として染付磁器、釉下彩色磁器、白磁、錦繪磁器、貿易品等珍奇精巧なるもの多し

〔五〕 漆 器

漆器は越智郡櫻井村を主として新居郡及び喜多、東西北の三宇和郡の一部に於て製造せられ年々産額増大し行きつゝあり、單純たる家具、食器類より美麗なる裝飾品に至るまで技術の巧妙と品質の堅牢を以て中國、九州其他關西の各地に多大の顧客を有する本縣の漆器を代表するものは櫻井村の漆器にして櫻井の漆器は今を去る凡そ百餘年前、文化文政の頃はひ二三名の櫻井商人が簞笠の類を船に積込み紀伊、淡路地方に行商せし歸途、紀伊國黒江に於て些少の漆器を買入れ之を歸國の道々賣捌きたるが抑もの初りにて當時は單に紀州より仕入て筑豊地方に賣捌くに過ぎざりしが其後四十年餘を経て弘化年代に至り櫻井の人、月原政左衛門と云へるが他國より買入るよりも此地に於て製造するを有利なりとし茲に自ら其製造を開始したるが徐々に發達して製造家も増加し殊に維新後は長足の進歩をなし販路の擴大さるゝに従ひ事業の規模も大きくされて製造家は競ふて各地より漆工、畫工、工匠等を備聘して製品の改良に努め髹方蒔繪、沈金等も頗る巧妙となり單純なる食器のみならず家具、裝飾品等も製出せらるゝに至つて櫻井漆器の名聲大に揚り今や五十餘戸の製造業者は二百餘人の職工を役使し

一ヶ年拾五六萬圓の産額を見る、のみならず尙杞州、加賀等より仕入れ来るものも拾萬圓内外ありて此貳拾五六萬圓の漆器は碗船と稱する櫻井商人の手によりて中國、九州の各港及び四國沿岸の港々に行商せられつゝあり、伊豫名産の一として砥部の陶磁器と相對するものといふべし

〔六〕 菊間瓦

天正元年十二月支那(明朝)の商船豊後に來航せし際、乗組の一明人より製瓦術を傳へられて獨特の技術を顯し精巧を以て海内一と稱せられ安政年間には禁裡御造營司幕府御作事所、神奈川小普請所等より御用瓦師を命せられ六十餘州唯一の御用瓦を奉つて全盛を極めたる菊間瓦は實に越智郡菊間町の物産として其盛衰は全町の消長を支配するの觀あり、維新革命後藩廳の保護廢せらるゝと共に營業者續出して互に競争を事とし爲に粗製濫造の惡弊を生じたるも明治十九年製瓦組合を組織して品質の改良を圖り販路の擴張に努めれば、漸く失墜せんとせし菊間瓦の聲價を復舊し得たるも時勢の進運に従ひ更に組合を鞏大にすべく二十七年越智郡波方村より温泉郡三津濱に至

る沿岸一帯の製瓦業者を叫合して伊豫製瓦組合を組織し本部を菊間町に置いて其改良發展を奨勵せしかば年一年盛大に赴き今や一ヶ年一千萬個、約貳拾萬圓に近き生産あり、去る二十年皇城御造營に際し御用を榮りて御買上げの榮を得たるに徴しても菊間瓦の優良なることを知り得べし

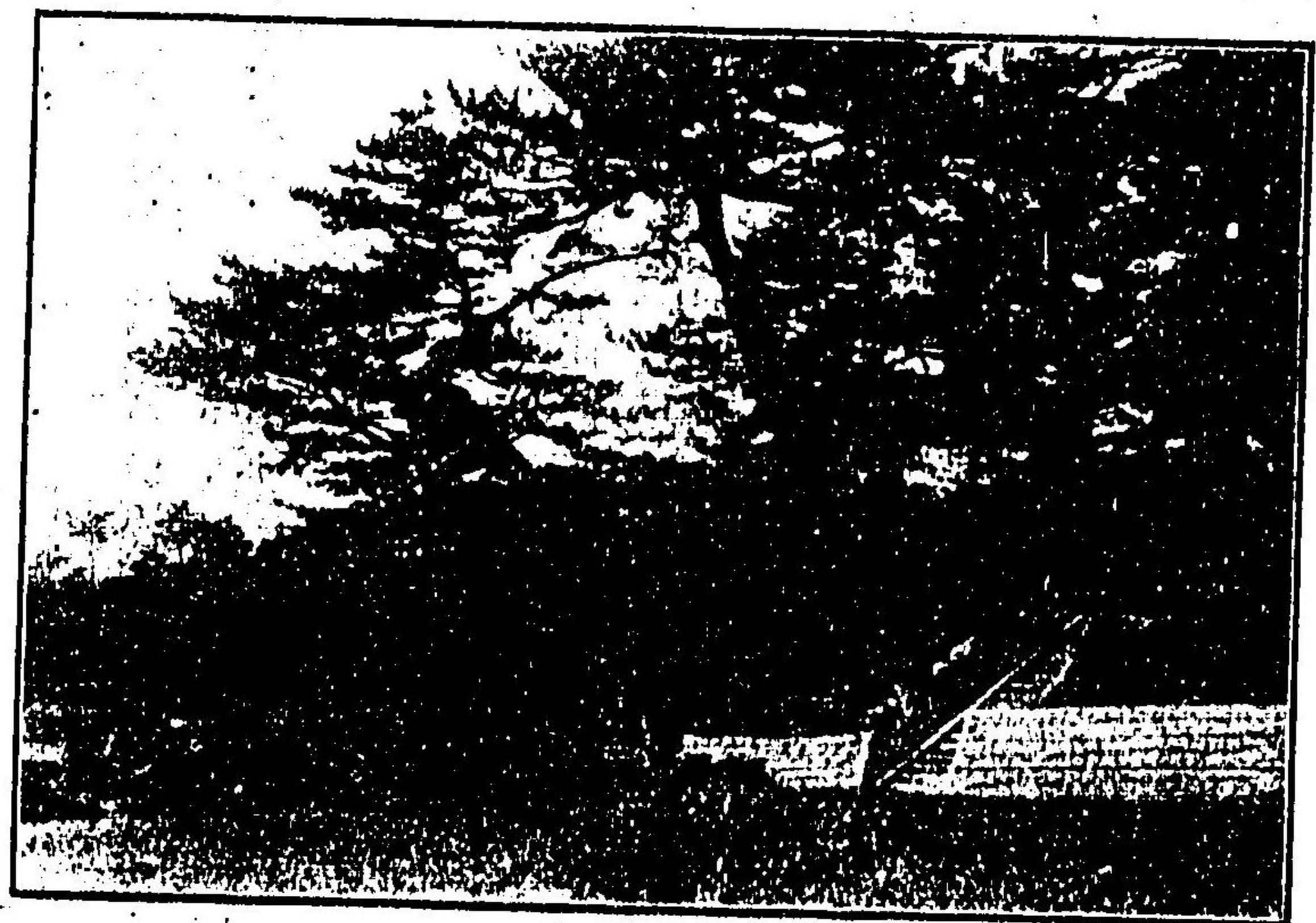
〔七〕 花崗石

今治を距る海上二里、越智郡大島の東北岸、大山村大字余所國と宮窪村大字宮窪とより听出さるゝ花崗石は其石質の良好なること他に多く其比を見ず、曾て東宮御所の御造營に方り敷石として使用せられたるは實に本島の産石にして大島の花崗石と云へば東京、大阪地方にも其名高く響き渡り建築用材として注文常に絶えず一ヶ年十五萬才餘を听出すのみならず余所國には花崗石以外に優良なる青石をも産す

第七章 鑛業

二十三萬七千六百餘町歩の山林中に二百餘箇所(過半は休鑛中のものなれど)の鑛山

を有する愛媛縣は殆ど鑛物を以て圍繞せられたるが如く銅、安質母尼、滿俺、水銀、砒、石炭等合せて一ヶ年六百萬圓以上の産額あり、宇摩、新居、周桑、伊豫、上浮穴、西宇和の六郡及び東宇和、北宇和の一部に於て滿俺を産すれども主産地とも云ふべきは宇摩郡にして西宇和郡之に次ぎ新居、周桑は略相似たり、産鑛は九分まで銅にして一ヶ年一千萬斤以上の製煉銅を得、安質母尼は二十五萬斤内外にして滿俺其他は微々たるものなり、而して銅は宇摩郡の別子鑛山、新居郡の西ノ川鑛山、周桑郡の千原鑛山、西宇和郡の金山鑛山、大峰鑛山、九町



藤屋助卿墓

鑛、小坂鑛山等を重なるものとし安質母尼は新居郡市之川鑛山の産する所にかゝる、別子銅山は住友氏の經營する所にして彼の足尾と相對して日本の二大銅鑛たり、市之川の安質母尼は其品質の優良なる点に於て日本第一たるのみならず世界有數の良鑛なり

●別子銅山 「世界の一奇蹟なり」と毛唐人を驚嘆せしめし別子銅山は宇摩郡別子山村と新居郡角野村とに跨りて七百八十九萬二千八百八十五坪の鑛區面積を有し一ヶ年八百七十萬斤以上九百萬斤の銅産額あり傭人、鑛夫、人夫等約一萬人を役使して日々盛んに操業せる想の宏大なる視る者をして驚かしむ、別子銅山は元錄三年の發見にして翌四年四月より住友氏の採掘を開始したるに創り全八年隣鑛長谷坑をも買収して之を併有し漸次鑛區を擴張して今日に至りたるものなるが明治元年精煉所を山麓立川村に設け十六年洋式の製煉試驗所を新居郡金子村總開(新居濱と稱す)に設置し二十三年立川村の精煉所を廢して新居濱精煉所を擴張し三十二年別子未曾有の大供水以來別子銅山一切の製煉を總開に移したるが所謂新居濱煙害問題のため遂に製煉所を越智

郡の海上四坂島に移すこととなり三十年工を起して七年の歳月と二百餘萬圓の巨費を投じて四坂精煉所を完成し三十八年一月より四坂に於て精煉することとなり、然れども移轉後未だ若干ならずして再度の煙害問題は周、越、新三郡農民の口より發し目下なか／＼に八釜しき問題となり居れり

▲市之川鑛山 古來伊豫の白目山と稱して有名なる市之川鑛山は新居郡大生院村に在り延寶七年曾我部親信の發見にして寶曆七年金子村の傳右衛門なる者これが採掘に従事せしが明和六年廢坑し爾後幾度か採掘、廢坑等を繰返して天保三年に至り曾我部陸之助の有に歸し全十二年には舊小松藩の手に移りしも明治四年更に石鉄縣に引渡され縣は其採掘を曾我部陸之助、全包助の二人に命じ七年新に河端熊助、堀田喜八郎の二名を加へて共同の事業となし飯鑛區を下附せしが十年多數の試掘借區人生じ種々の料採を惹起して十七年遂に坑法違反として政府へ沒收せられ愛媛縣直轄の下に大坂の藤田組に委託して採掘し居たるを二十三年借區人及び關係者五十餘名に下渡し二十六年株式會社となして營業せしが三十六年遂に會社は破産し三十九年更に市之川鑛業株式

會社を組織して今日に及べり、鑛區面積九十八萬六千八百八十五坪にして一ヶ年二十五萬六千六百斤の安質母尼を産す

第八章 商業

本縣の商業は往昔小藩割據したる餘弊を享けて多くは地方相手の小賣的にして其小賣的小取引は比較的發達せるも輸出的大取引は尙發達の餘地存せるを認めざるべからず然れども近時交通機關の發達と各種産業の進歩とは對縣外的商業に長足の進歩を來し縣下各港に於ける輸出入の如き瀬戸内海兩岸の各港に比し常に優秀の地歩を占め大坂商船會社等は内海航路中愛媛縣を以て重大なる關係を有すとなし銳意以て海上權の占有に苦心せり、之れ即ち本縣商業上の勢力が漸次縣外に向つて進展せる結果にして四國片隅の一僻土として漫りに輕視すべからざるに至れり、彼の伊豫新、棉練、白木綿、稿木綿、和紙、生糸、陶磁器、漆器等の工産物より銅、安質母尼等の鑛産物其他米、麥、甘藷、鮮魚等の農、水産物に至るまで其縣外に輸出せらるるもの多額

なるは勿論、織物原料の綿糸及び呉服、雜貨等の輸入せらるゝものを擧ぐれば所謂大取引に於て一ヶ年二千萬圓を下らざるべく若し詳細に各港に於ける貨物の集散高を調査せんか實に驚くべき巨額(比較的)に上るなるべし、而して松山市の商業は縣の中央市場として伊豫新、砥部燒、米及び久萬小林區署より伐出す木材等の輸出地たる縣下文化の中心点なることにより、從て京坂地方より輸入する物貨も尠からざれば、高濱港は縣下第一の集散地たりと雖も市内の商業は多く小賣商にして活氣に乏しき憾あり、但し商品の陳列、店頭の裝飾等は近來頗る進歩して面目を一新せり、今治町は縣下工業の中心たると同時に其商業も島嶼を最大の顧客として對岸の尾の道市と競争せらるがため何となく活氣を呈し商業地らしき心地せらる、八幡濱町は又今治に次ぐ商業地にして豊後沿岸の小賣商人を相手に多く卸賣をなすのみならず木綿織、木蠟、果實等の輸出港として商況甚だ振ふ、宇和島町は松山に次ぐ都會にして人口二萬に近し、雖も商業は松山よりも尙小賣的にして而も店頭の飾付け等未だ舊習を脱せざるもの多し、要するに本縣の商業は商業地として其發達を期すこと難く工業の盛衰に附隨し

て之に左右せらるゝの傾向を免れず

第五編 金融

交通、通信機關の發達と商工業の進歩とは本縣の金融をして漸次中央と接近せしめ今や漸く世界的影響をも蒙るに至り、倫敦に於ける金利の昂落は直に本縣の金融に波動を及ぼすの有様となれり

第一章 經濟影響區域

本縣は格別特種の經濟影響區域を有せず、織物、紙、陶磁器、生蠶、晒蠶、生糸等の重要物産は何れも對外的輸出品なれば各仕向地に於ける經濟狀態の如何は多少の影響を及ぼさざるにあらざると雖も然も本縣と利害を共にするが如き經濟影響を受るものなし

第二章 金融季節

本縣の金融界に影響を及ぼす金融季節としては、一年二期の決濟期に於ける資金の需

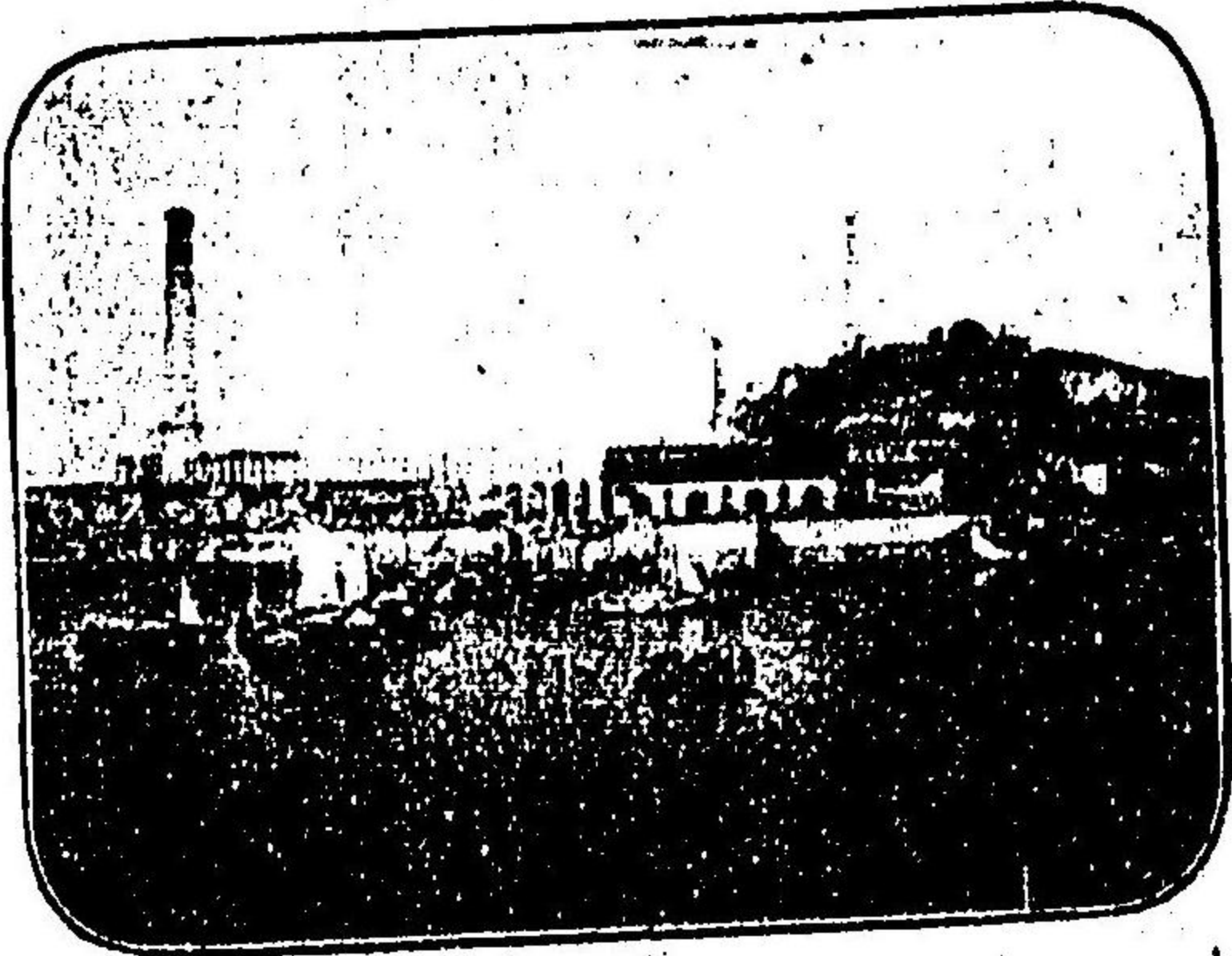
要を主なるものとし春蠶期に於ける養蠶資金、各種租税の納期等なり、年末並に盈餘季は市郡共に其季を同ふせるより地方より市部に資金の需要を仰ぐこと比較的少なけれども、養蠶資金は南豫地方に最も多く需要せらるゝが故に市部に向つて其供給を仰ぐこと地からざれば時に金融の引締りを見ることあり、又織物、生糸、紙、木蠶等主要物産の市況の盛衰によつて意外の影響を金融に及ぼすことなきにあらざれど、要するに本縣に於ける金融季節は一般他府縣と大差なく平々凡々、特殊の事情を認めず

第三章 中央金融市場

中央金融市場は勿論大阪より、大阪は藩政時代より藏屋敷等の關係ありて金融の中央市場たりしが現今に至りては一層その關係密となり、各種商品の仕入れ、物産の輸出等も多く大阪を経由するが故に爲替上の決済、元資の供給、金利の高低何れも其支配を受くるの狀あり、然れども交通機關の發達に従ふて漸次全國的となりつゝあれば更に大阪を踏越へて東京に移り行くの期なきにもあらざるべし

第四章 金利

金利は文化の度の向進するに従ひ低落するが常にして、本縣の如きも交通の發達と富力の向上とは漸次金利を低落せしめて今や中央市場と大なる差なきに至れり、今後四國鐵道開通して中央市場との距離短縮せらるゝに至らば更に一層の緩和を見るべけんか、要するに本縣の金融は民力の發展に伴ひ漸次膨脹を來し一面經濟縣下に於ける重なる金融機關は左の如し



四國製煉所

* 思想の發達は手形の流通を増加したりと雖も一般信用を取引の第一義とする傾向を致し共に健全なる發達を遂げ居れるに於て金融は圓滿を保ちつゝあり

第五章 金融機關

五十二銀行(松山市)、今治商業銀行(今治町)、二十九銀行(西宇和郡川之石村)、松山商業銀行(松山市)、愛媛縣農工銀行(松山市)、伊豫農業銀行(松山市)、大洲銀行(大洲町)、大洲商業銀行(大洲町)、八幡濱商業銀行(八幡濱町)、種生會社(宇和町)、西條銀行(西條町)、内子銀行(内子町)、八幡濱貯蓄銀行(八幡濱町)、大野銀行(松山市)、仲田銀行(松山市)、三島銀行(三島町)、周桑銀行(周桑郡丹原)、宇和島銀行(宇和島)、宇和島商業銀行(宇和島町)、久万銀行(久万町)、長濱銀行(長濱町)、八幡濱銀行(八幡濱町)、三津濱銀行(三津濱町)、今出銀行(温泉郡垣生村)、郡中銀行(郡中町)、新谷銀行(喜多郡新谷村)、喜多銀行(喜多郡大洲村)、實業銀行(西宇和郡川の石村)、三机銀行(西宇和郡三机村)、以上資本金拾萬圓以上の銀行なり

第六編 雜事

第一章 各都市概況

愛媛縣案內

▲松山市 本縣の首都にして東西二十町、南北十八町に瀕り中央に松山城あり東南部を外側と稱し西北部を古助と呼ぶ、戸數一萬、人口四萬を超へ愛媛縣廳、歩兵第二十聯隊、松山地方、區兩裁判所、專賣局松山製造所、監獄、一等郵便局、其他重要官衙悉く市内に設置さる、主要物産は伊豫紬にして年産額參拾萬圓と註せらる

▲宇摩郡 二町二十三ヶ村より成り三嶋町に郡役所を置く、川之江町三島町は郡内の名邑にして共に物貨の集散地なり、主要物産は銅、紙、三椏等とす。

▲新居郡 三町十九村より成り西條町に郡役所を置く、西條町は戸數八百二十八、人口四千四百九十四の名邑にして商業稍や盛んなり、新居濱町は住友鑛業所の所在地にして別子銅山と四阪島精煉所に於ける海陸聯絡の要港たり、主要物産は米、麥、食塩

愛媛縣案內

安質母尼、銅等なり。

▲周桑郡 二町十五村より成り福岡村に郡役所を置く、小松、壬生川兩町は郡内の名邑にして共に物貨の集散地たり、主要物産は米、麥、紙、木蠟等。

▲越智郡 三町三十六村より成り郡役所の所在地たる今治町は戸數三千五百七十二、人口一萬六千四百八十一、紡績工場、綿練工場等の煙突林の如く商工業地として縣下の巨擘とす、櫻井村は漆器を出し波止濱町は食塩を産し菊間町は瓦を以て名あり、共に本郡の名邑なり、主要物産は米、白木綿、綿練、食塩、漆器、鯛等とす、



大洲隊組

▲温泉郡 三町四十一村より成り郡役所は松山市に在り、三津濱町は人口八千九百六十四、戸數千九百六十四郡内の要港にして商業繁昌を呈す、高濱港は近年開けし港灣にして海陸の連絡最も便なり、道後温泉は松山市を距る東北僅に十餘町、全國無比の好遊樂地たり、主要物産は米、麥、紵、蘋果、桃、竹細工等とす
▲伊豫郡 一町十四村より成り郡役所を置く郡中助は郡内貨物の集散地にして名邑たり、主要物産は米、麥、紵、砥部焼等、
▲上浮穴郡 一町十四村より成り全部山地にして氣温最も低し、久万町は郡内の名邑にして郡役所在り高知縣に通ずる要路に衝る、主要物産は玉蜀黍、楮、三極、茶等なり
▲喜多郡 三町三十一村より成り名邑大洲町は戸數九百九十六、人口三千七百九十五
▲西宇和郡 一町二十一村より成り八幡濱町に郡役所を置く、八幡濱港は灣内水深く最も良港にして商業殷賑たり、主要物産は銅、稿木綿、蓑干鰯、鰯、柑橘、甘藷等とす、

▲東宇和郡 一町二十一村より成り宇和町に郡役所あり、主要物産は繭、仙花紙、楮石灰、茶等とす、
▲北宇和郡 二町三十三村より成り宇和島は戸數千九百五十二、人口六千九百五十二郡役所の所在地にして南豫に於ける名邑の一に數へられ貨物の集散盛んなり、吉田町は之に亞ぐ名邑にして良港を有す、主要物産は綿、木綿、繭、生糸、柑橘、材木、各種水産製品等なり、
▲南宇和郡 七村より成る小郡にして平城村に郡役所在り氣候最も温暖なり、主要物産は鮪節、鮪節、鰯、珊瑚等の水産物に富み御莊牛は世に名あり、

第二章 實業團體

▲重なる會社 左の如し、東濃木綿株式會社(宇摩郡)、東濱産鹽株式會社(新居郡)、市之川鑛業株式會社(全

第七編 名所舊蹟

第一章 松山市

▲松山城 松山市街の中央に屹然聳立して四時常盤の綠翠滴る如く幾多の風致を添へつゝある松山城は文祿四年加藤左馬介嘉明が傾知二十萬石を以て伊豫郡松前城に入部したる後、慶長六年幕府の允許を得、全七年正月十五日起工翌八年竣工移住したるものにして居ること二十三年、寛永三年會津に移住され全四年浦生中務少輔忠知入城全十一年京師に客死嗣なくして城邑を沒收され其後へ全十二年松平隠岐守定行十五萬石を以て桑名より徒住、世襲十五代明治維新となり一時縣の所屬地となり公園として開放されしが今や陸軍省の所轄に移り民庶の登山を禁ず、然るに頃日松山市に於て貸下を受け再び公開の遊園地となさん計畫あり昨今着々施設中也、當城は山の高さ五十間、總回り三十町餘、城廓勝山の頂に在り三層の天守閣高く空を凌ぎ櫻櫓燦燦今

尙は昔のまゝに残りて高峻雄壯目を驚かさばかり外に北廓あり、關西に於ける名城の一に數へらる

▲阿沼美神社(縣社) 城西宮古町に在り、延喜式内の古社にして最も歴史に富み大山積命を祭る、境内廣く古松鬱蒼として神寂びて拜まれぬ、舊名味酒神社と稱し持統天皇の勅にて營みしもの往古勝山と江戸山との間大沼地にて勝山より見下せば眺望殊に勝れたりとて明神の神詠に「阿那美沼哉」といふより神號始まる、累代の松山城主信仰篤く神田社殿等を寄進せりと

▲東雲神社(縣社) 松山城の艮麓杉谷町に在り、天穗日命、菅原道真、息長福玉命を祭る、息長福玉命は松山城主久松家の遠祖松平少將源定勝へ勅許の神號にして定勝は本姓菅原なり故に之等の諸神を合祀す本社は久松定通文政六年創營す、今や地方の一名社たり

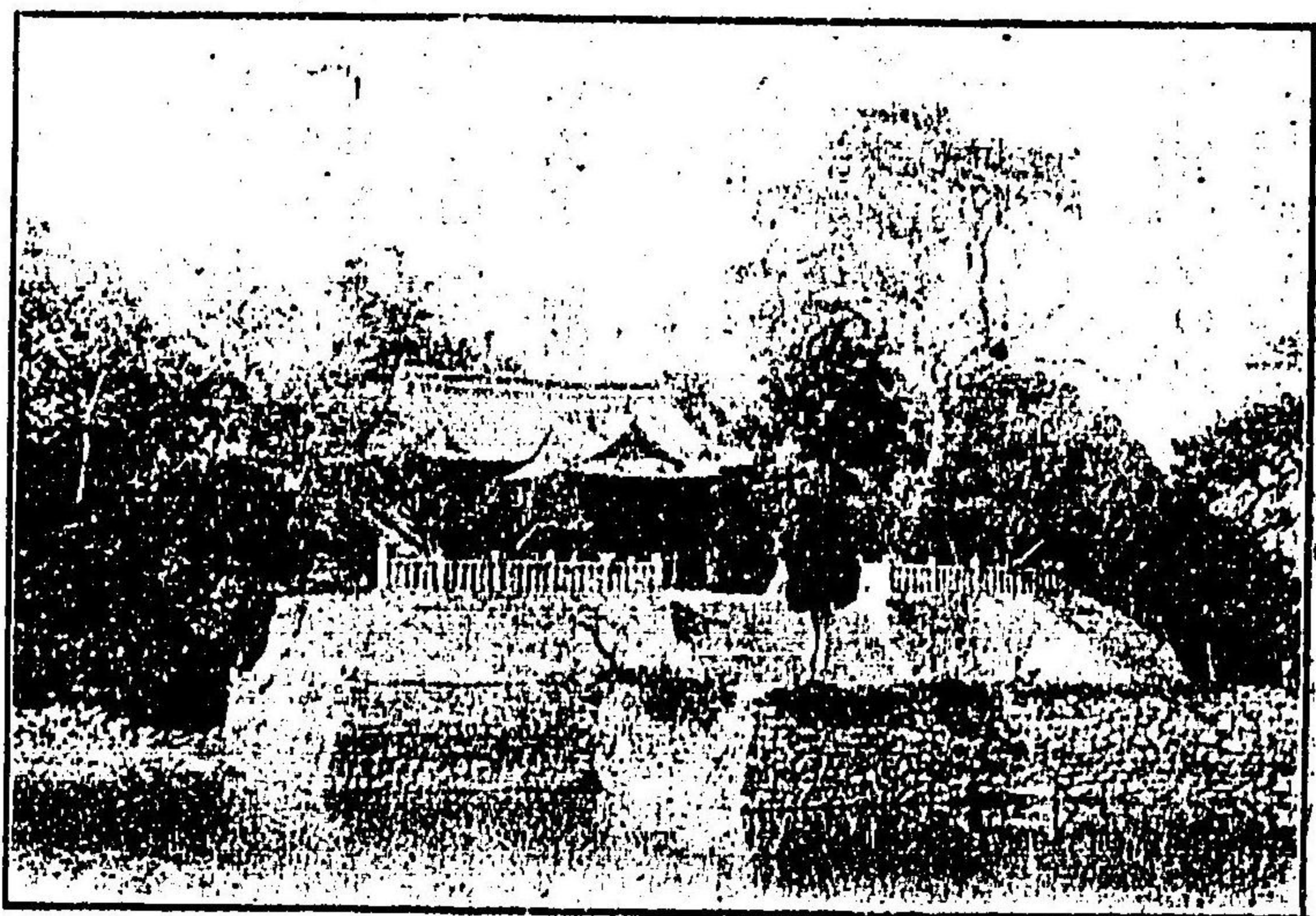
▲井手神社(縣社) 往古石手川の南に在りしを慶安中今の地(立花町)に移す、大山祇神、木花開耶姬を祭る、橘浦友國司の特別莊を此地に營み其祖諸兄公の靈を合祀し

井手大明神と號す、適才婦人妊む木花開耶
姫の靈徳を崇み社地の砂を取り産床の下に
布き女子を焼み嘉智子と名づく長じて嵯峨
天皇の皇后となる、之より安産の神として
著はる

▲大林寺 宮古町に在り、松山城主浦生忠
知の創建にして香花院となす、昔は禪宗な
りしが後、浄土宗に改め久松家の香花院と
し祿二百石を寄附す、寺内に藩主の靈廟あ
り、日露戦役の最も早く俘虜を收容したる
寺なり

▲圓光寺 湊町四丁目に在り、唐風の四足
門を以て名あり、名僧明月は當寺より出づ

大濱八幡宮



第二章 温泉郡

▲道後温泉 神代大己貴命、少彦名命二柱の神當國に來り温泉を創始して自ら浴
し病を醫す、人代に至りて第七代皇靈天皇及び后細媛、第十三代景行天皇及び后八阪
入媛、第十四代仲哀天皇及び后氣長足姫(神功皇后)、第三十四代舒明天皇及び后天豐
財重白足姫、第三十七代推古天皇の朝聖德太子葛城臣及び高麗の僧惠聰法師等を従へ
て幸啓あり、其後震災にて温泉埋没し所在を失ひしこと久しかりしが或時脛を傷ふ一
鷲、朝夕來りて溪水に浸り日を重ねて癒へ群を追ふて飛び去る、觀る者異として其地
を掘り源を探りて靈泉を得、舊に復するに至れりこの地今の鷲谷にして鷲湯の稱ある
之がためなり、然るに後又た震災を蒙り温泉の陥落或は泉脈の閉塞せしこと七回に及
ぶ、國司乎智宿禰玉興以降代々の領主浴室の改築、浴地の修繕を行ひ來りしが明治五
年、十一年、二十四年の改築を経て二十五年の大改築に着手し二十七年工成る今の四
層樓即ち之なり、浴場は靈の湯(男女二室)、神の温(男女二室)、養生湯(男女二室)の

外に皇族にあらざれば入ることを許さざる又新殿(御湯殿)、並に浴料を要せざる松湯(男女二室)、藥湯、牛馬湯を設け其温度、成因、主効等多少の差違あれども各室とも浴度に適し神の湯は亞爾加里性の反應を有し外觀淡黄色を帯び殆ど透明にして極微の異臭を含み收味を帯ふ、醫治効能(内服外用)は第一貧血症、慢性腸胃加答兒、慢性僕麻質斯及び胸膜炎、心臓の諸病、皮膚病、第二神經衰弱症、諸種の肺病、氣管支加答兒、男女生殖器諸病、貧血より來る腦の諸病等にして浴室の設備は總て善美を盡し二階、三階とも茶菓を饗し別に浴衣を備ふ、殊に神の湯三階には浴客俱樂部なるものありて數種の遊戯具を用意せり、浴槽亦た花崗石を以て造り玉の如き温泉混々として湧出し清淨この上もなく行樂、療養の最適地とす、道後湯之町は大半旅人宿と稱すべく旅館屋、木賃宿の二種あり旅館には貴賓會なる同盟組合ありて外來の浴客を好遇款待し物價低廉なり、重なる旅館は附屋、茶金、梅木、村兵、大和屋、三浦、野本、白石屋、岩井屋、川吉、常磐旅館、島屋、角半等にして何れも温泉場附近に二階若くは三層樓の軒を列べ道後市街の繁榮を添ふ、物産の重なるものは扶桑木彫刻品、湯酒

艾、道後煎餅、湯染手拭、湯栢飴等なり
▲道後公園 温泉場を南に去ること二丁許、伊豫國司河野通治の城址(湯月城)にして天正の没落後は荒廢して竹藪となりしを近年開拓して公園となす、今尙は内外二條の濠殘存し昔の面影を偲ばしむるものあり、園の周圍八丁二十間餘、園内に小丘あり櫻樹最も多く花期の股賑地方に冠たり、丘上の眺望亦た頗る佳にして沃野三方に展開し松山城と相對して誇るに足るべく南は遙かに伊豫、温泉、上浮穴諸郡の連峰を望み西伊豫の小富士を眺む、丘地半腹に東宮殿下御休息の小亭あり傍なる紀念の松緑彌上愛たし、園内所々に榭亭あり又西入口の附近に聚樂館、風詠館、能舞臺等の建物あり、其他貸席、料理店なども備はる
▲道後附近の名地 道後に八景あり、曰く義安寺の笠、奥谷の鶯、圓満寺の蛙、冠山の杜鵑、御手洗川の水鶏、湯元の蜻蛉、古城濠の水鳥、宇佐田の雁、又道後十二景あり、曰く六帝行宮、二神遺社、玉石靈蹤、湯築舊城、鷲谷神井、湯岡古碑、雅溪聽泉、龜城觀月、荒濠散竹、古寺老櫻、山塘夜歸、石川晚釣、尙は道後十六谷は法雲寺谷、

柿木谷、立ッ石谷、本谷、善成谷、柳谷、奥ノ谷、細見谷、大谷、櫻谷、石切場谷、
圓満寺谷、大堂谷、鳥谷、鷺谷、今一は詳ならず

▲伊佐爾波神社(道後村) 仲哀天

皇及び后氣長足姫(神功皇

后)行幸の舊蹟にして比賣

大神、譽田別尊、足仲彦尊

氣長足姫命を合祀せる延

喜式内の神社なり、石階百

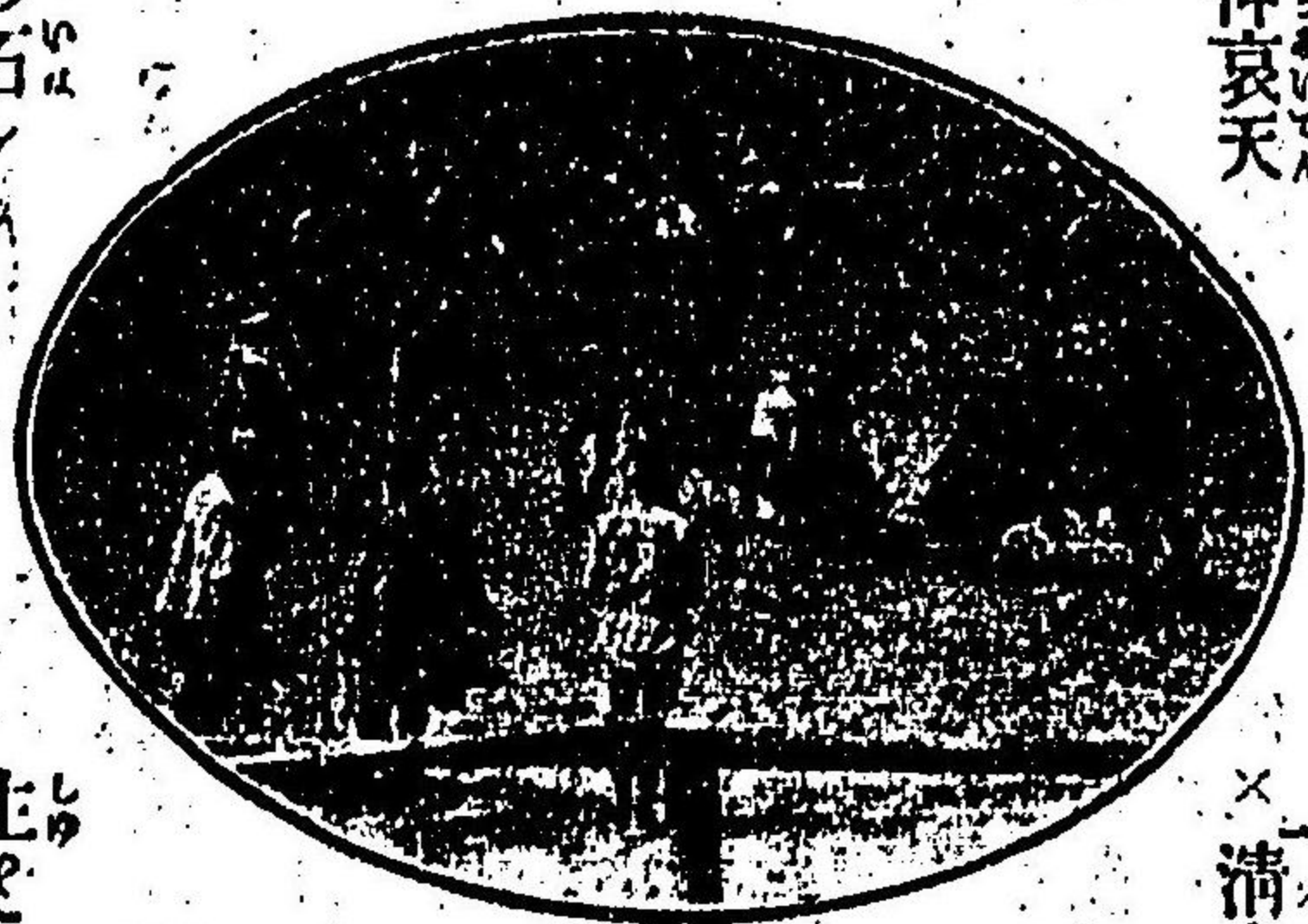
二十級老樹鬱蒼として神威

長へに新たなる觀あり、今

の社殿は寛文年間松山城主の石ノ

の祭事あり先年此冠山を拓きて一遊園地としたり

▲寶嚴寺(全上) 遊廓松ヶ枝町の奥に在り、國司乎智守興勅を奉じて創立す、一遍上



牛 岡 物 名 豫 南

清水八幡に倣ひて改築せし者にて
拜殿正面の龍は飛彈の匠が

彫刻せし者なりとの説あり

▲湯神社(道後湯之町) 冠

山の頂に在り延喜式内温泉

郡四社の一にして大巳貴、

少彦名二柱の神を奉祀す、

景行天皇此社を建て湯池の

主とせられしといふ、十一月初子祭

人この寺にて誕生せしを以て名あり、本寺藏する所の一遍上人の木像國寶に列せらる

▲圓満寺(全上) 弘仁年間の草創にして行基律師自作の座像地藏尊あり長一丈二尺餘

▲石手寺(道後村) 大字石手に在り、古は虚空院安養寺と號す神龜年間聖武天皇の勅

願所として創營せられしものなるが兵燹、雷火に焼かれ仁王門のみ昔のまゝに残り今

や三重塔其他と共に特別保護建築物となる、荏原の庄の衛門三郎殘忍酷虐なりしが大

師の戒めに依りて八子を失ひ飄然悟る所ありて四國を巡拜し途に大師に會ひて懺悔し

死す、大師死に臨んで一塊の石を與へしに後、河野家の嗣子に生れしが巖に與へられ

し石を握る、即ちこの石を全寺に納めしより今の寺號に改むといふ、四國靈場第五十

一番の札所

▲四帝行宮の跡 道後温泉に行幸ありし景行天皇の行宮は湯の北岡山今の龍穩寺臺、

仲哀天皇、神功皇后の行宮は今の伊佐爾波神社石燈の中間を右折したる山坡、舒明天

皇の行宮は温泉場より西八町餘の山麓にして後、其跡に御幸寺を創營す、齊明天皇の

行宮は今の石手川の南にして立花の里なる由傳説あり、因に聖德太子も亦この地に行

啓ありて湯の岡の側に碑文を建てられし由古史に記載あるも今其所在詳かならず

▲湧ヶ淵(湯山村) 大字湯山字末に在り、石手川の上流にして兩岸には岩石突兀とし

て或は瀧となり或は淵となり碧潭物凄く腐粟を生ずるを覺へざらしむ、昔この淵に大

蛇棲みしを食場の里正鐵砲にて撃止めしと傳ふ、現今伊豫水力電氣會社の發電所あり

▲金毘羅寺(三内村) 大字河ノ内に在り、長寛年中の草創にして寶物に朝鮮の名器

數種あり、境内幽邃鐘樓の傍の紅葉、秋錦繡を織りて其名最も著し

▲鎌倉堂(全上) 大字則之内字長野に在り建長中北條時頼行脚となりて諸國を遍歴せ

し時全地に來りし古蹟にして境内に時頼の腰掛石なるものあり

▲白猪、唐岬兩瀧(全上) 河之内字間屋の山間にあり、飛瀑高く懸りて壯觀を極め殊

に晩秋紅葉の際、水錦を染めて絶景得も云へず、白猪は長四十八間幅十八間、唐岬は

長五十二間幅十二間、近年其名大に現はれ四時節を曳くもの其跡を絶たず、其他全村

には天瀧、久保野瀧等の奇勝多し

▲福見寺(北吉井村) 大字山之内に在り、元正の朝養老二年印度善無畏三藏密教弘通

の爲め來朝し西海より東方を望み神秀の一峰に紫雲靄鬱、瑞氣氣々たるを探ねこの山
に來りて水月觀世音を得即ち當寺を營む、聖武の朝神龜五年大雪降り民飢ゆ、會々西
海に米を載せて航する船あり異人忽然として來り空を澆て彼船に至り餓民のため一俵
を乞ふ船師惜みて之を拒む、異人默然として飛去ると共に船中の米亦た其後に次でこ
の山に飛來る、乃て當寺を俵飛山と號すとか、寶珠寺、太山寺とを併せて松山地方三
觀音と稱せらる

▲浮島ヶ原(南吉井村) 大字牛淵に在る廣濶の地を總稱す、其中に浮島神社あり、河

野氏累代の祈願所にして南北朝騷亂の際長慶天皇この地に蒙塵崩御せられ玉體を葬じ

る、御陵の松を數町西に去る處、王塚と稱する古墳あり、全帝御陵墓傳説地にして尙

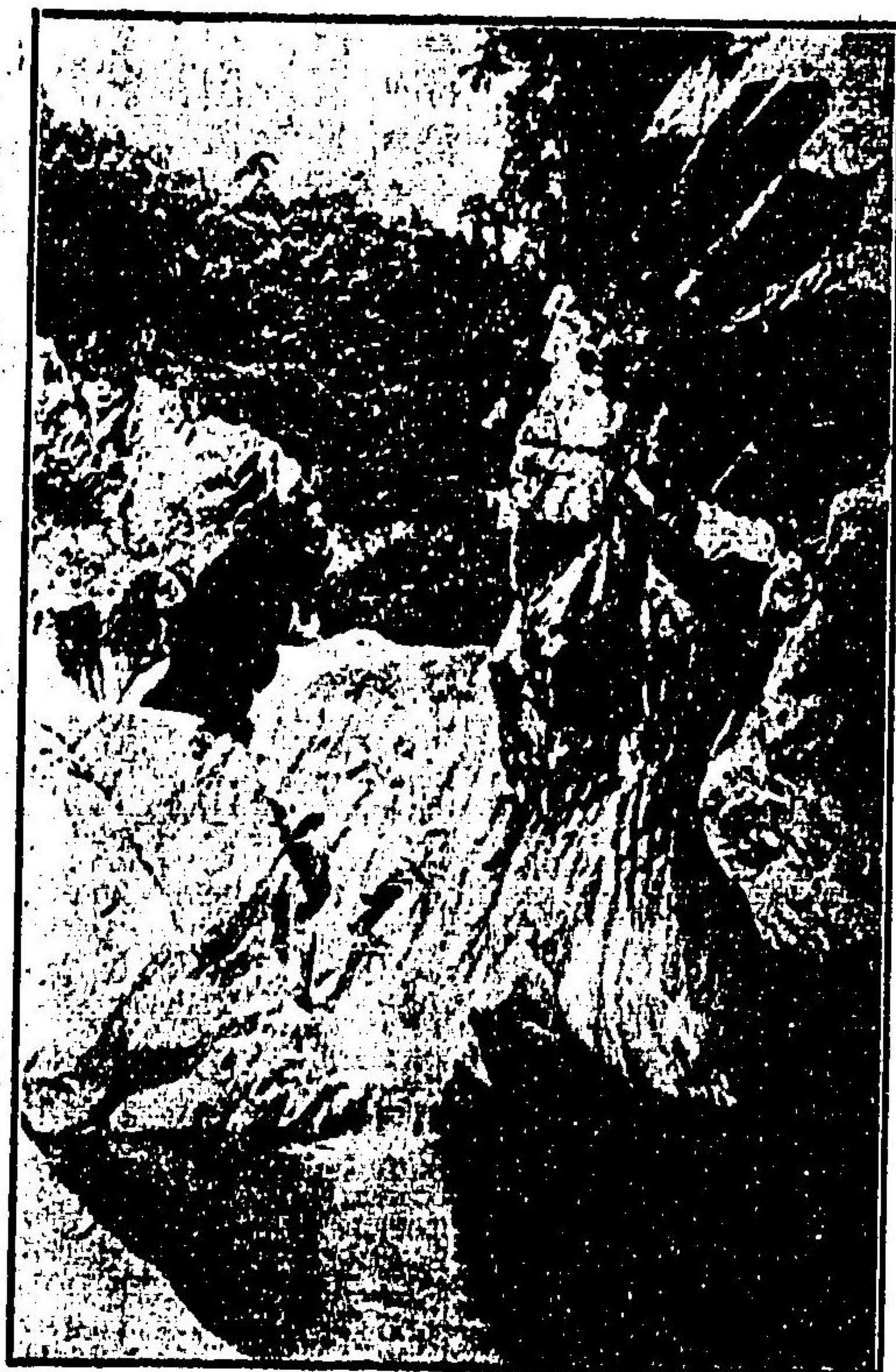
同様の傳説地全郡拜志村にもあり目下宮内省にて調査中なり

▲隻手薬師(全上) 大字田窪の香積寺と稱する巨刹の本尊にして有名なり、昔重信川

氾濫せし趾の荒廢地より掘出せしものにて大きき二寸隻手を失ふ依てこの名あり

▲八塚(荏原村) 大字惠原町の西なる田の中に在り天長年中大字西野に豪族右衛門

三郎なる者あり、性吝嗇にして慈悲心なし、大師來りて施を乞ひ去らざるを怒りて托鉢を打ち落す、托鉢地に墜ちて八ツに碎け其後八子悉く死す、この塚はこの八人の子



湖ヶ洞

を葬りし塚なりといふ
▲蛇ノ釜(坂本村) 久谷川の上流字中組に在る大なる洞窟にして十數人を容るゝに足る、洞内深き所深淵あり昔大蛇棲息して民を惱ませしとか、此邊一帶の光景凄愴として晝尙は暗く鬼氣人を襲

ふものあり

▲八阪寺(全村)

四國巡拜四十七番の札所にして後文武天皇の勅願所なり

▲淨瑠璃寺(全村)

全第四十六番の札所、本尊は藥師如來、養老年間の草創なり

▲播磨塚(小野村)

大字南梅本東方の高地をいふ、清寧天皇の御宇伊與の人久米部

小楯播磨の國司よりこの地に移り住みしかばこの稱あり、附近古墳頗る多く歴史に富む、今は果樹園として開かれ往古の佛を止むること少し

▲淨土寺(久米村)

大字鷹ノ子に在り、西林山三藏院と號す、孝謙天皇の勅願所に

して空海留錫の寺自作の木像を納む、四國靈場四十九番の札所なり

▲西林寺(全上)

大字高井に在り、清隆山安養院と號す、大同年中空海の開基にして

始めは久味郡徳威の里に在りしを後、この地に移す、四國巡拜四十八番の札所なり

▲伊豫豆比古命神社(石井村)

大字居相に在り、社地一小島形をなし船山或は椿の森

と稱す、祭神は伊豫豆比古命、伊豫主命、愛日賣命にして延喜式神名帳に記載さるゝ

古社なり、正月初祭、五月御田植、十一月島廻り等の神事あり

▲天山(全村)

天山は伊弉諾命天より降りて駐蹕ありし靈地にして又日の神降誕の墟

とも傳へらる、山高きにあらざるも松樹全山を蔽ひて神代を偲ばしむ

▲星ノ岡(全村) 天山に對する稱にして元弘中土居、得能の古戰場なり、五ツガ森の頂上に其表忠碑あり

▲繁多寺(桑原村) 大字畑寺にあり、孝謙帝の勅願所にして天皇御幡を納めしより幡寺と稱せしが後、繁多寺に改む、僧行基の形みし聖天を以て名あり

▲雄群神社(雄群村) 大字小栗に在り、祭神は天宇受賣命、品陀和氣命、帶日子命、氣長帶日賣命、天兒屋根命、宇迦之御魂命、大國主命、建速須佐之男命、伊邪那岐命、伊邪那美命にして千三百年前用明帝の御宇宇佐の勘請せし地方に於ける大社なり

▲日招八幡神社(余土村) 大字保免に在り、元暦元年伊豫領主佐々木高綱の軍夜に入りて利あらず日を招きしに忽ち勝ち得たりとて大に崇敬し日招八幡と號す由舊記に見たり、全村西林寺の境内に高綱の碑及び高綱の太刀洗ひの池あり

▲鍵谷カナ子の碑(垣生村) 大字西垣生長樂寺境内に在り、カナ子は伊豫絳の元祖なり

▲履脱天満神社(生石村) 大字久保田に在り、菅公左遷の時、船を櫻井濱に寄せ陸路

この地に來りて滞在あり、朝廷頭の三位中將をして追はしむ、公即ち履を脱ぎ捨て今出の濱より乗船して筑紫に赴く、後、里人公自作の天神像を神としこの地に神祠を營み祭る、當神社之れなり、附近に勅使橋、頭三位の墓等の古蹟今尙は残り、梅樹多く行樂に適す

▲大寶寺(朝美村) 大字南江戸に在り、崇徳院讃岐よりこの地へ行幸の時御車を返し櫻を觀覽ありて「名にしおは、またも來て見ん花の春夕影殘す雪の古寺」の御製あり

一に古寺ともいふ、堂前の殊櫻は聞ふる名花にして當寺安置の釋迦如來、阿彌陀如來の二像は國寶となり本堂は三百年前の造營にして保護建築物となる

▲巖島神社(三津濱町) 大字新立に在り、祭神は瑞津島媛、田心媛、市杵島媛の三座にして崇峻の朝創營せられし古社なり、文武の朝伊豫大領玉興安藝巖島より勘請して

御津大明神と崇め聖武の朝靈驗ありて殿宇の結構を極め土人の尊敬厚く人煙漸く淵密す、足利尊氏西國下向の時釣島沖にて難風に遭ひ御津浦に避け一陸參拜し佛像、神出を寄進す、慶長年間の兵亂に社殿灰燼せしを程なく今の地に造營せり



竹谷よりの岩屋を望む

▲興居島(興居島村) 高濱の沖、伊豫の小富士と稱せらるるもの即ち是也、郡内第一の大島にして和氣姫の古墳あり、其縁故に依りて母居島と書せしを後今の字に改む、島内桃樹多く春の行樂地として有名なり

▲四十島(新濱村) 高濱港の入口に在る一嶼にして奇岩を以て成り頂上に老松老ふ、昔は母居島に對し子住島と稱せしを何つしか今の字に改む

▲梅津寺海水浴場(全村) 古川梅津寺の在る地にして近年海水浴場を以て聞ふ、伊豫鐵道其他の設計に係る諸般の設備完く夏季は特にこゝに停車す、浴客殊に夥しく晩

春より初秋にかけて般賑を極む

▲湖墨櫻(伊臺村) 大字下伊臺西法寺境内に在る名花にして當寺に嵯峨天皇の湖墨の繪旨を藏するより其名を得たりともいひ又花の瓣湖墨色なるより起るとも云ふ、尙は此附近には逆瀬川と稱して逆流せる一名川あり

▲輕太子流瀆の古蹟(御幸村) 大字姫原にして允恭天皇第一の皇子輕太子、皇女輕と通じうつる船に乗せられて流さる、船伊豫の和氣濱に着きこの地に住み薨去ありたれば其墓も全地に在り、後、社殿を營み二宮の靈を奉齋して輕神社と號す

▲天徳寺(全村) 大字山越に在り昔推古帝の御宇聖徳太子勅を受け伊豫に下り我朝四十六大寺の一として創建せし古刹にして南朝の興國二年後村上天皇の勅に依り伊豫守講職河野彈正大弼通政、道後家形の北多幸山に天徳山彌勒寺の古伽藍を移す東西十三町、南北六町の寺内並に三百貫の地を附せらる、後、數度の兵亂に頽廢衰微に及びしを慶長年間松山城主加藤嘉明今の地に移營せしが再び衰へて今や昔を偲ぶよすがもなし、境内に寒櫻あり一月花咲く

▲十六日櫻(全村) 大字山越の龍穩寺境内に在り、毎年正月十六日に花開くを以て其名あり、始めこの樹櫻谷に在りしを今の所に移す、昔この地に翁あり病革りて命旦夕に迫りし時其子に向ひ最早世に望なし、只一つ櫻の花を見て死なんことの惜しと嘆きけるを其子孝心深く一夜樹下に祈願せし爲め夜中花咲き翁の病も癒れたるより一に孝感櫻とも呼び代々の天皇、温泉行幸の砌り必ずこの地に行幸ありしと傳ふ、舒明帝又この花を叙覽あらんとせしに花未だ開かず本意なく還幸ありし跡より花咲きぬと申せしかば即ち急ぎ御車を返させ給ひしとて其坂を車返し坂と申し又勅使立ち御車を停めたる所あり勅使橋といふ

▲太山寺(和氣村) 大字太山寺に在り、天平十一年行基勅を奉じて創營す、一説に敏達帝の御宇豊後國大野郡の人眞野長者この沖を航せし時暴風雨に遭ひしがこの山の頂に火光を認めるとを便りに船を高濱の浦に寄せ光を探ねて觀音の像を得、即ち一夜に伽藍を建立せし由古蹟志に載す、四國靈場五十二番の札所にして本堂と仁王門は保護建築物となり、歴代勅納の佛軀七体國寶に編入せらる

▲圓明寺(全村) 大字和氣濱に在り、四國巡拜五十三番の札所なり
▲高繩神社(河野村) 大字宮内に在る縣社にして推古帝の勅願所たり、祭神は大山積命、高繩神、鳴雷神、保延年間今の地に遷座あり、末社十六皇子社の神體は元明帝和銅以前の作にして國寶に列せらる

▲善應寺(全上) 大字善應寺に在り、河野家に因縁深き古刹なり
▲鹿島(北條町) 北條の沖にある一小島にして滿山樹木鬱蒼として繁り島内に鹿島神社及び鹿島城址あり鹿多く棲み又た奇勝に富む、四時船を遣つて遊ぶもの頗る多し
▲長師の濱(東中島村) 屋島敗れの後、源義經北ぐる平家を壇之浦まで長驅してこの沖を過ぐ會々風波劇しく難をこの島に避けしに風鎮まらず船を出すべからず、意外にも長く逗留せしより長師の名起ると傳ふ、字姫ヶ原にある古松は幹屈曲して龍の雲を巻けるが如く根は三所にありて玉を攫めるに似、枝葉蟠延して五十餘坪を蔽ふ、義經之を賞し鎧を掛けしより鎧掛松と呼ぶに至る

▲腰折山(難波村) 大字下難波に在り、山の形恰も腰を折りて行くが如きよりこの

名あり、山腹には絶へて他地方になき小牡丹なる珍花を生じ伊豫の名物に數へらる

第二章 越智郡



古 岩 屋

丘上地を拓き樹を植ひ園遊地となし吹上公園の名あり、地海に接し四季の行樂に適す

▲今治城(日吉村) 大字
藏敷に在り、慶長七年藤
堂和泉守高虎之を築き、
高虎移封の後松平美作守
定房長島より來つて城主
となり世襲八代明治維新
となる、樓閣は悉く取
毀ち僅に臺礎濠塹を存し
吹揚神社の社地となる、

るより來つて遊ぶもの多し、吹揚神社は越智の祖神を祀る

▲歌仙の瀧(歌仙村) 大字松尾の西南瀧口と稱する山中に在り一に松尾の瀧と呼ぶ長

三十六間幅二間にして飛泉三十六曲をなすより三十六歌仙に擬しこの名あり、尙其奥

に霧後の瀧と稱する大瀑布あり雄渾を以て稱せらる

▲志々満ヶ原(櫻井村) 冷泉爲泰卿の歌に「北の浪句ふみるへの浦近くみるめにかす

む櫻井の春」とあるはこの里にして原中綱敷天満神社あり、菅公左遷の時風波の難に

遭ひこの地の海岸に漂着せしを里人斯く見て急ぎ迎へ船の纜を曲げ座を設け奉事し

ければ公終に其家に留宿し楯の柄を以て自ら像を作り授く後、この地に社殿を建て自

作の神像を以て神體とし祭る之れ當社の起原なり、尙はこの原は海に枕める白沙青松

の勝地にして長汀曲浦又なき趣を示し後は遠く翠巒相連りて霞の衣を纏ひ前は平市

比岐の群島並に越智の大島碁の如くに布かれ眞帆片帆の往來ふ有様畫に似たり、志々

満ヶ原の東端衣干岩あり半腹に一株の老松蟠屈す、菅公濡れたる衣を懸けて干したる

の跡なりといふ

▲朝倉木丸殿の遺蹟(上朝倉村) 大字朝倉上の行司ヶ原に在り、神樂歌の所謂「朝倉

や木の丸殿にわれをれば名のりをしつゝ行くは誰か子そ」とあるは即ちこの地なりと

▲浄寂寺(鴨部村) 大字別府の佐禮山に在る四國巡拜五十八番の靈場なり、小千守興

天智帝の勅を奉じて創營す本尊は全帝の守護佛觀音像、山上に全帝の假陵あり蓋し後

世帝の徳を尊み且つ帝とこの地とは淺からぬ縁あるに依り造營せしものならん

▲脇屋義助の墓(櫻井村) 大字國分字谷ノ口に在り碑石の高さ五尺、回り五尺にして

石垣を以て墓となす、臺の高さ三尺方一丈、碑の正面右の肩に「清和天皇十七代」、

中に「脇屋刑部卿源義助公朝廟」、左側に「曆應三年五月十一日」と刻せり、墓側に

擧兵、廟算 伏義ニ速ニ驅ル 桓桓ヲ雄武 可起シム 懦夫ヲ 戰功籍甚 名與兄俱ナリ 病ヲ終

南海ニ 時乎命乎

曆應三年(南朝の興國二年)義助越前より來て南帝に謁し四國都督となり四月この地に

下りて國分城に入る、北軍と戰ひ武威大に揚り自ら出で、阿讃を徇へんとし頓に瘡疾

に罹り五月十一日國分寺に卒す、今脇屋會なるもの設立せられ之が保存に盡しつゝわ

▲國分寺(全村) 聖武帝天平十三年二月十四日各州に勅し鎮護國家導場を置き國分寺

と爲せしものゝ一にして開基は本性上人なり、この寺四國巡拜四十九番の札所なるが

古の七重塔は全寺より東二町ばかりの所に在りしものと見ゆ田の中に大さ六七尺四

方ばかりの礎石残り、石面の中央に鑿たる圓き柱の切込口あり石の數十一個に及ぶ

といふ

▲唐子山(全村) 大字國分の東端北、海に面し山頂松樹生ひ繁り遠く望めば草童の

頭に似たるあり之れ唐子山(本名國府山)にして南朝の忠臣脇屋義助が南下して始めて

其威を揮ひしといふ國分城の遺蹟なり、今や城廓全く亡びて昔の面影を偲ぶたより

もあらずれと千載の老松浦吹く風に音づられて在りし當時の歴史を語る如く聲切々と

して哀れなり

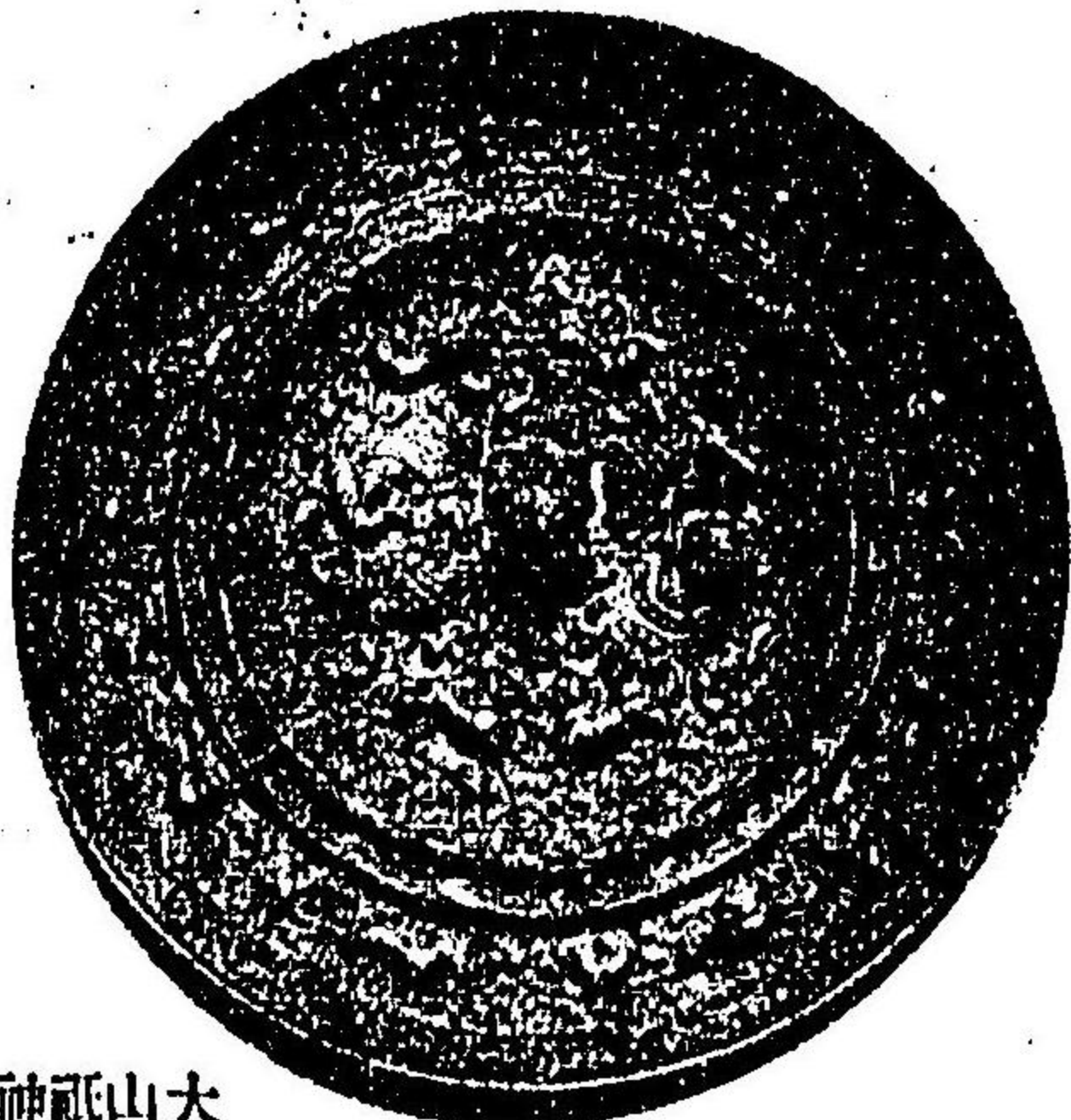
▲篠塚伊賀守の古蹟(近見村) 湊山に在り、新田氏の饒將篠塚伊賀守、世田落城の後

伊賀山より船にて沖の島(今の魚島)に逃れしが痢疾に罹り伊賀に渡り養生せしも終に

空しくこの地に葬ひれりと

國寶 獻 獻 蒲 梅 鑑 (天下一品)

大 山 祇 社 藏



支那六代時代ノ作 (本朝仁德天皇頃 千六百年前)

× 豫風土記所載『乎智郡御島 座神御名大山積神一名和多志 大神』而して大山積神は伊弉

品出眞寔會覽博英日 藏社神祇山大

品出眞寔會覽博英日

● 國幣中社大山積神社 (宮浦村) 社記に據れば孝靈の朝大三島の内瀬戸浦に奉齋せしが大寶年間宇摩大御越智王澄勅許を得て今の神山に神殿を造營し靈龜二年春奉遷せるものにして明治四年國幣中社に列せられしなり、伊×



(作ノ代時治平元保) 錫威系紺寶國 (前年百八儿今去) 山圓大兜 同

諾尊劍を抜て柯遇突智を斬り三段と爲し其一段は是れ雷神となり 段は大山祇神となり一段は是れ高麗となる由日本書紀神代卷に見へたれば本社祭る所の神は即ちこの一段なるべく

古蹟志の一節に曰く冊氏向山瀨川

至于死而不廢、其業是勞、死スル土功

者也、因祭山祇爲地祇、初冊氏生乎

追戸、最後ノ居于石鐵、因追戸曰身鳥

石鐵曰石地、今作三作石

冊氏とは伊弉諾尊の妃伊弉册尊(山住)に

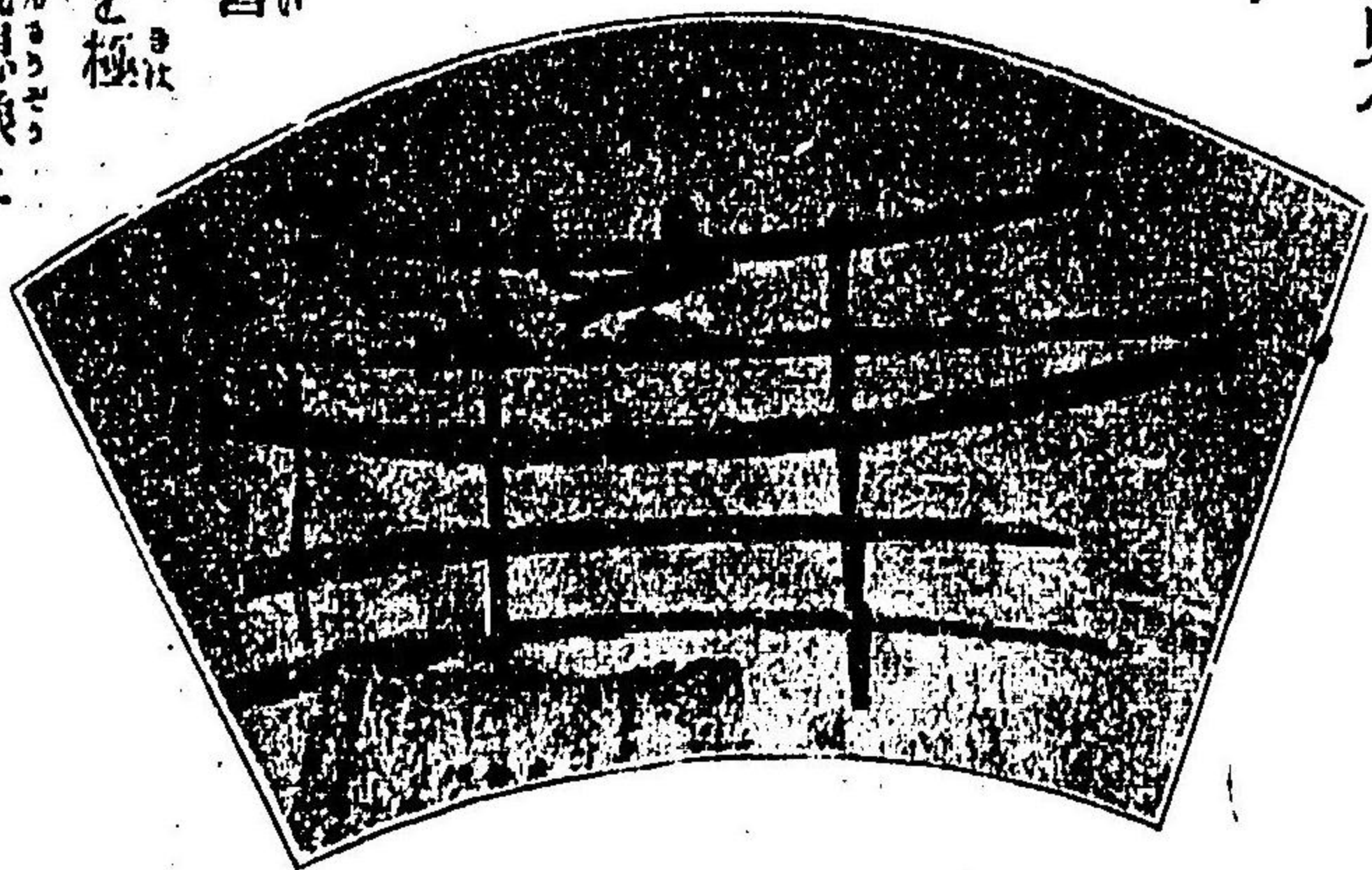
して日の神の母、日本書紀神代卷の所謂柯

遇突知の神是なり、尙ほ全書に據れば大寶移營

の際には廟の經營は朱薨金棟、輪奐として美を極

め殆ど海西に甲たりとあれば當時の壯觀、美觀想像に

品出眞寔會覽博英日



- (一) 國寶兵衛庫太刀
- (二) 國寶寶螺飾太刀
- (三) 國寶包太刀
- (四) 太刀
- (五) 太刀

難からず今尙は境内には老樹鬱蒼として神垣古く在りし神代も偲ばれて神々し、本社
藏する處の寶物殊に夥しく其中重なるもの左の如し

天智天皇御納の長命富貴の鏡、孝謙天皇御納の圓鏡、小松内府の太刀と長刀、能登
守教經の弓、源賴朝の長刀、源賴家の鎧、源義經の鎧、佐藤忠信の太刀、和
田義盛の旗、河野親經の兜、河野通信の兜と直衣並に鎧袖、淺利與市の旗、足利義
政の茶瓶佐理筆の神額、

之等は多く國寶に編せられしが全地の有志者は貳萬圓を投じて寶物陳列館建築の計畫
あり先年故伊藤侯爵道後温泉に來遊の時、越智全族の故を以て特に當社に參拜し注連
石に揮毫し且つ巨金を寄附して陳列館建築の計畫を助く、名物としては煎餅、轆轤細
工、びつくり團子等あり、島内また勝地に富む臺の瀧、奥の院等其重なるものなり

第四章 周桑郡

▲鷲森の城趾(壬生川町) 河野の一族桑原河内守通興之を築き道前の鎮撫とし子孫相

傳へて十八將の一人に列せしが數戰を経、今は僅かに礎石一二を殘すのみ

▲實報寺(庄内村) 高殿と稱する地に在り舒明天皇伊豫の勲田津湯に行幸の時御船風
波の難に遭ひ給ひしが闇中忽ち火光を認め強ひて御船をこの地に寄せ火光の發する所
を極めしに岩窟内に地藏尊の像を得給ふ乃ち勅してこの像を本尊とし行營の跡を寺と
なし慧隱法師を開基とせられしが當寺なり

▲興隆寺(全村) 大字古田の西山に在り昔は安摩ヶ野にありしを移す、源賴朝の建
立せし本堂今尙は現存し地方の古建築物として有名なり、古文書の所藏亦多し

▲大館左馬之助の墓(楠河村) 大字楠世田山城墟梅檀寺の境内に在り、大館左馬之助
氏明は建武年間朝命を以て伊豫守に任じ當國に下り世田山城に據り勤王の兵を催ふし
興國元年細川勢と戦ひ死す、殉死の士十七人と共にこの地に葬りしものなり

▲寶壽寺(小松町) 大字新屋敷に在り聖武帝の勅願所にして僧空海作の十一面觀音
を本地佛とす、四國巡拜六十二番の札所

▲清樂寺(全町) 全しく聖武帝の勅願所に依り越智玉澄創營し行基開基たり、四國巡

拜六十番の札所なり

▲香園寺(小松町) 大字南川大日に在り、聖徳太子の開基にして四國鹽場六十一番の札所なり

▲石鎚神社(千足山村) 豫土兩國に跨る石鎚山の絶頂に祭る、海拔六千四百尺四國最高地に在る神社なり、祭神は石土毘古命にして役行者小角始めて瓶ヶ森の山頂に神佛混淆の社を建て石鎚藏王權現と號せしが維新の後、神とし祭り石鎚神社と改稱す六七月の交白衣の行者、貝の音を立て金剛杖を携へて參詣す其數毎年數萬に及び一大異觀を呈す、上浮穴郡、新居郡、周桑郡に各一二の登山口を有す、山道頗る峻険にして山頂二條の鐵鎖あり絶頂一面岩石より成り四顧視線涯りなし、至る所奇勝に富み年の半ば、雪を戴く『伊豫の高峰』として古歌多し、又た山中冠岳の西に高百三四十間幅二間餘の縣下第一の大瀑布あり高瀧又は冠瀧と稱す

第五章 新居郡

▲仲哀天皇行宮の跡(玉津村) 字帝と稱する地之れなり往古は岡陵にして櫛律岡と稱し仲哀天皇南下の時この地に行宮を營み駐蹕ありたり因て帝を稱す、尙ほこの地に續ける大字船屋は神功皇后三韓征伐の時命じて多くの軍船を造らしめ給ひし所なりと云又た仲哀帝並に皇后龍船に駕し櫛津島山(一名伊豫島山)に着し給ふ時この上の櫛を折て笏となし給ふ由今尙ほ山中數株の老櫛あり、この外全帝の御遺跡として高津村大字宇高は熊襲御親征の時今の八幡神社の地へ造船長を置かれ神功皇后筑紫より還幸の時この地に船を碇め給ふ由云ひ傳ふ、因に齊明天皇西幸の時越智郡朝倉宮にて崩御あり皇太子仲大兄(天智天皇)宇摩郡長津宮に遷り給ひ前將軍阿曇比羅夫、河邊百枝臣等を百濟國に遣はさる時軍船を造り給ふ之れ今の垣生村字船倉にて船材を伐り出したる地は全郡船 村なり、八幡神社には源氏以降の武將の歸依深く寶劍祭田等の寄附多かりしといふ

▲歌詩和畔(船木村) 保國寺の開祖佛道禪師始めて當國に來りし時一柳義次師の容貌の凡ならざるを見、關中に接し相携へて本城に歸らんとし城見坂に到り和歌を詠じて

師に呈せしに師亦た詩を賦して之に和す仍てこの名あり、今開鑿して平地となる、松茸の産地にして東新屈指の景勝の地なり

▲瑞應寺(角野村) 地方名刹の一、戦捷記念大梵鐘あり

▲王至森寺(大生院村) 是亦地方の一名刹たり

▲伊曾乃神社(神戸村) 大字中野の比明に在り天照大神を祭る、崇徳天皇讚岐より伊豫の湯に潛幸の時天王に行宮を作り一七日御參拜あり、其時宸筆の額を二の鳥居に掛

させ給ひしが今も尙ほ存せり、天正の亂に社殿兵火にかゝりしを慶長年間再建す、伊曾乃祭は東豫著名の神事也

▲保國寺(全村) 大字中野の上野に在り神龜天平年間の創營にして聖武皇帝の勅願所たり庭園の風趣佳なるを以て聞ゆ

▲御所堂(橋村) 加茂川の左岸にあり天智天皇の古蹟なる由口碑に残る附近の眺望頗る佳なり

▲吉祥寺(永見町) 字寺の下に在り、四國靈場六十三番の札所なり

▲前神寺(全村) 四國靈

場六十四番の札所、境内

廣潤にして風致に富む

▲止呂、大兩瀧(加茂村)

共に字藤野石に在り止

呂瀧は高三十丈幅十四間

東宮川の中流にして、頗

る巨大の瀧なり下は深淵

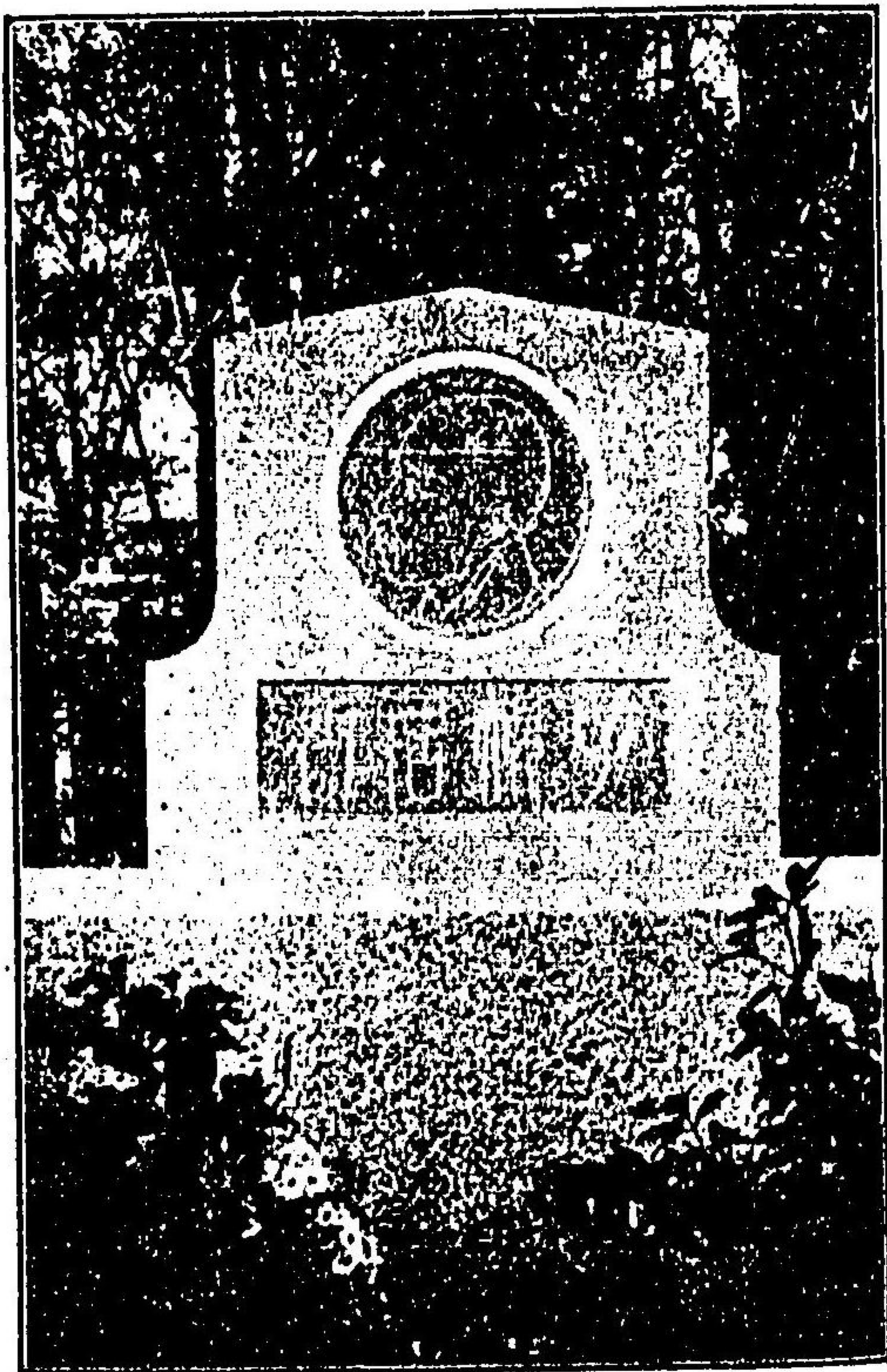
をなし止呂瀧と稱す、大

瀧は高二十六丈幅八間

▲武丈の櫻(大町村) 伊豫の小嵐山と呼ばれし八堂山の麓、加茂川の清流とまつて

伊豫ヶ淵に休らひ更に流れて緩かに落る畔に草柔く花暖き一勝地あり武丈といふ、

櫻を以て名高く地方唯一の遊園地として春の人氣は爰所に集る



(内境寺宗正山松)塔髮埋士居規子

▲觀音堂(神拜村) 加茂川の堤塘、數十株の櫻樹あり其下に一堂宇ありて觀音堂といふ、境内に枝垂れ櫻あり花殊に美しく其名高し

▲御代島(新居濱町) 新居濱の海岸を北に半里ばかり隔て、御代島あり荒波狂ふ海上に浮んで自然に新居濱港を庇護す、風光絶佳にして伊豫の江の島の稱あり、近時桃、梨、柑橘其他花卉の類を栽培し公園的設備をなして一段の風趣を増せり

第六章 宇摩郡

▲後藤玄哲の墓(川之江町) 佛殿城山の半腹に在り、玄哲は後藤又兵衛基次の子にして醫を學び京都に於て在官十五年川之江に歸住し寛文元年卒しこの地に葬る、之より先き基次慶長三年豊臣公伏見城に薨去の後、去つて伊豫松山城主加藤嘉明に客たりしが大阪甲寅の亂に大阪城に入り一方の將として隱岐守に任じ元和元年河内に戦死す遺骸は伊豫神崎の郷長泉寺に葬る、其子法橋玄哲(俗稱吉右衛門基芳)、加藤嘉明奥州會津へ移封されしに依り松山を去て川之江に移住せしなり(川江城興廢記)

▲西行の松(二名村) 大字長須に在り、西行法師四國行脚の時暫くこの所に住み庵の前に松あるを見て「こゝをまた我住みうくてもうかれるは松はひとりにならんとするらん」久しきに經てわか後の世をへよや跡したふへき人もなき身と詠じたるより世この松を西行の松と稱し名所となる、其松今は枯れて植繼さじもの繁茂せり

▲三角寺(金田村) 八反地に在り、行基の創建にして空海中興す、本尊は空海自作の十一面觀音立像なり、本堂の左に空海護摩法を修せし、三角の壇あり因て三角寺と號す、四國巡拜六十五番の札所なり

▲木梨輕太子の御陵(妻島村) 允恭天皇第一皇子木梨輕太子罪ありて伊豫の湯(古事記所載)に流瀆せられ給ひしが終に薨じてこの地に葬る、御陵は妻島村の東南春宮山と稱する山の頂に在り封土の高さ一間、上に松の樹を植ゆ、春宮山は高さ八丈五尺周圍三町四十八間にして頗る險阻なるが田の中に孤立し樹木繁茂せり、この上に春宮神社ありて太子の靈を祭れり、頃日御陵參考地として宮内省より官吏出張し取調ぶる所あり嚴重に柵結び繞らして濫りに衆庶の入るを禁せり、又全地の海濱に春宮石とい

ふ高さ三尺柱の如き石あり太子當國に流瀆の時この石に御船を繋ぎしものなる由傳説す、今は砂礫に埋れて僅に其上部を露はすのみ

▲三島神社(三島町) 養老四年宇摩大領越智玉澄の勸請せしものなり

▲磐瀬行宮の跡(津根村) 日本書紀に所謂干娜の大津とはこの地にして齊明天皇の磐瀬の行宮は村上神社の地なり、天皇この行宮に居まし給ひし時地名を長津と改められし由全書に記されあり、天皇七年三月丙申朔庚申西征より御船還つてこの地に至り五月乙未朔癸卯朝倉櫛の廣庭宮に遷り給ひしといへばこの地に御滞留約三ヶ月に及びしものか、斯くて天皇七月甲午朔丁巳朝倉の宮に崩御あり八月甲子朔皇太子(天智天皇)天皇の喪を徒し奉り還つて磐瀬の宮に至り給ひしが冬十月この地を去り給ひぬと云、村上神社(長津坂)は天照大神、齊明、天智両天皇を祭り木像大小七十四体あり此は齊明天皇「此地朕可住居、與宮所」と勅らせ給ひて行宮を營み給ひし時斐山の御形代に依り近侍男女の生像を作らせられ宮室に安置し給ひしものなる由社記に傳へり、斯程由緒正しき地も天正以來の戦亂に蹂躪され社殿亦兵燹に

罹り舊態を存せざるは惜むべし

▲面白の瀧(津根村) 「ツラジロ」と訓す、國道より上ること數町の處にあり

▲三名松 其一は蕪崎村の宮任司に在る、「印の松」にして越智玉澄の支那より歸朝の時手植えしものにて玉澄鐙の先にて水を探りしより鐙先の地名起りしを後、今の蕪崎に改む、其二は全村の海濱に在る「一本松」にして恰も翠蓋を張るが如く風景殊に住なり、其三は土居村の三月田に在る「誓の松」にして樹枝四方に蟠屈し十數間を蔽ふ、誓の松一に「Sなり松」と稱す

▲入野の湖(土居村) 大字入野の西南字西



霧朝の橋岩黒

山口に在り萱芒のみ生ひ茂れる曠野にして枯れ残りたる尾花の風に靡きて冬野の景色殊に哀れ深し、伊豫の名地にして古歌多し

小男鹿の入野の薄はつ尾花いつしか妹か手枕にせん

誰かために入野の枕それならてまかきの薄とふ人もなし

旅人の入野の朝路ふみしたき鳴くや鶉の床ものこさし

柿本 人麿
家 隆
順徳院天皇

▲宇摩の關蹟(關川村) 大字上野字關ノ峠に在り、昔は新居の關とも稱せしと云宗祇

法師の歌に「秋雨に谷の柴栗しはぬれて我袖ぬらす宇摩の關守」、この所に西行法師が回國行脚の時腰を掛けたりといふ石あり今尙は人家の傍に存す

第七章 上浮穴郡

▲三阪峠(明神村) 温泉、上浮穴兩郡の境にして伊豫土佐兩國の分水嶺たり、頂上の眺曠三嘆に値す、

▲笛ヶ瀧公園(久万町) 東宮殿下御慶事紀念として開拓したるもの、天然の美と人工

の技と相俟つて新勝地を成せり

▲菅生山大寶寺(菅野村) 大寶元年豐後の獵人十一面觀音立像を拾ひ草庵を結び安置す、國守の奏聞に依り文武天皇勅して伽藍を創立せしめ寺領數十町を賜りしが仁平中

焼失し保元中後白河院再建し皇妹を下して住職とす、姫のことなれば常に里坊に居ませり里坊跡、勅使橋今尙は現存す、明治七年再び火災に罹り舊觀を止めず、四國靈場

四十四番の札所なり、附近に井部榮範氏輕營の大森林あり

▲御三戸(弘形村) 大字上黒岩に在り、石鎚山麓を發せる面河の碧流は土州四方十川に注がんとして久万川に合し茲に一大碧潭を作る、河中巨巖あり老松蔦蘿之を彩つて

四時の風光頗る佳也、嚴上御三戸神社を奉祀す

▲岩屋寺(仕七川村) 大字七鳥に在り弘仁六年空海開基、海岸山岩屋寺と號す、この地深山幽谷にして巖石突兀たる數峰雲に聳へ下には數個の岩洞あり、巖壁の特立せるもの八ツ曰く芦原岳、不捨嶽、白山鈴嶽、高祖嶽、古岩、龍女峰是れなり、この外尙

は危巖多く胎内潜りには十六階、二十一階の梯子を架す、又奥の院は洞窟深く觀音像

を藏ひるも窟中暗黒にして之を拜するもの松明を照す、古岩屋亦た奇勝の地にして岩柱二三雲を凌ぎて聳立するなど實に縣下の名所たり、四國通路四十五番の札所なり、この地七鳥棲む依て七鳥村と稱す

▲面河(杣川村) 其交通の不便なる、上浮穴郡は由來縣下の北海道と稱せられ杣川村

は更に上浮穴郡の北海道と稱せらる、面河は石槌山の南麓にして杣川村大字杣野の奥なり、一大森林中面河川に沿ふて奇勝多く如來瀧、龜腹、櫃の底、彌十淵其他有名無名の勝地多き中に字若山の奥關門の景は蓋し絶勝中の絶勝にして萬丈の危壁層々相重なつて千仞の深淵に臨む處一木一石何等人工を加ふるなく雄大壯麗殆んど驚嘆すべきものあり、彼の耶馬溪の勝と雖も遠く之に及ばず、然も地僻遠にして行くに易からざるは今日尙ほ面河の勝の世に知られざる所以にして吾人の最も遺憾とする所なり

▲名産伊豫籬(父二峰村) 大字 露峰に限りて生ずる竹を以て製す、昔より世に聞へたる名産なりしが後世其地を開墾して畑となし今や殆ど其跡を絶たんとするは惜しむべし

▲平氏整居の跡(小田町村) 大字 寺村字 中組に清盛寺といふ古刹あり舊名清成寺なりしが後、今の寺號に改む、全寺下庭に最も古りたる座輪の紅梅あり其下に五輪塔一

基建つ、墓印に稱尊院楠薫大童女大治二年丙午六月十六日と刻し青苔深く蒸して古色蒼然たり、之れ 平清盛の姫君が塚なる由云ひ傳ふ、平家八島崩れの砌、陸傳ひに忍びくこの地に來り整居中死してこの所に葬りしものならんか、參川村大字本川の妙見神社には能登殿の大矢と稱す大狩股の渡し六寸八分の矢の根あり外に同時代の鎧三傾もありたり之等は寺村に忍び住みし平家の内人橋公定といふものゝ納めしなりとす

不

▲小田深山(參川村) 面河、滑床と列び稱せらるゝ大官林にして林道拓け比較的交通便利なり、牛淵の瀧、鬼ヶ臼、秋定淵、茂七橋、障子岩等見るべきの勝地に富む

▲羅漢穴(浮穴村) 大字 小屋に在り昔は浮穴と稱せしが穴中に丸き石多く形、羅漢の像に似たるより今の名に改む、入口七尺四方形にして岩石を以て壘みたる如く入るに従つて愈よ狭く鐘乳石、氷柱の如く垂下し六七町行きて足の中節に立つ深さの水溜り

あり鏡の池と稱す、これを渡りて進めば穴再び廣く又狭く胎内潜りてと匍匐漸く通ずるあり、更に進めば丁字路となり右は上りにして數十間の處を極点とし比較的行くに容易なれども左は下りにして穴内泥濘深く蝙蝠群飛して点火屢は滅せんとし行歩甚だ難し、往々に従つて大小三ヶの水あり一ノ川二ノ川は歩いて渉るべきも三ノ川に至つては其深さは勿論源泉及び流去の所を知らず、古來其極所を窺ひしものなし、又穴内中央に石の鳥居と稱する二本の柱あり鐘乳石の結塊なり、亦以て縣下の一奇蹟たるべし

●大原ヶ原(全村) 大字小屋村に在り、一に源氏ヶ駄場又は笹ヶ峠とも稱する前面の大高原にして伊豫、土佐の國境に接せり天正の亂大除城主大野直昌、土州勢とこの所に戦ひ討つて之を退く、今は第五師團の砲兵隊試撃場となりて開墾せられ郡道通ず、原中小松の池なるものあり龍神を祀る池水土州の龍王社に通ずといふ

●新田義宗の墓(田渡村) 大字中田渡字成組に在り、明徳年間義宗味方の軍振はざるを以て出羽々黒山下より伊豫の勤王黨を便りて來り伊豫守通義の計ひにて宇和島へ移

せしが居ること二年、この地に來り雨露を凌ぐばかりの小屋にて暫く身を忍ばせしが荆病に罹り今の新田八幡社の東なる田の邊りにて養生あり附近の小川に水飯まんとて出でしに俄に病革まり再び還ること能はずして死す、里人深く悲み其所に印を留めんため一祠を建て遺骸はこの宮の近所にて險しき岩間に納め五輪の塔を立つ林中岩高くして容易に人の知る所にあらず、其二基あるは一は義宗の室ならんか、英雄の末路惘れむに堪へたり

第八章 伊豫郡

●五色の濱(郡中村) 大字小港に在り、海濱の石悉く五色なるを以てこの名あり、前面伊豫灘に梳み遙かに青島を模糊の間に望み後に住吉ヶ原の青松白砂を控ふるなど地方有名の勝景たり、彩濱館住吉神社この原に在り一に萬松園と稱す

●大森彦七の史蹟 伊豫郡には彦七の遺跡多し、太平記に曰く曆應五年の春伊豫國住人大森彦七盛長といふ者あり、其心飽まで不敵にして力世の常の人に勝れたり、初め

は土佐國奥山の獵師なりしが尊氏公先年九州より發向の時細川定禪の手に屬し兵庫に於て劇しき働きある故其賞として大庄二三ヶ所を給ふとあり、兵庫の働きたは夫の湊川の合戦に楠正成軍敗れて生害せし時其首級を討取りたる謂れにて恩賞として給ひし大庄二三ヶ所とは即ち砥部の庄松前邊にて現に彦七の館跡砥部村大字五本松に在り尙ほ別荘をこの地に營み花畑と稱し虎の尾櫻といふ名花残りし由大洲舊記に見ゆ、又原町村大字麻生に魔住ヶ窪(茄子ヶ久保)とて物凄き所あり彦七の化物に出會ひたる地にして小金坂も異女の出で彦七の背に負はれたる所、矢取川(鏡川)は異女の姿水に寫り鬼の姿と見へたる川なり、この外同じ麻生の惣賣ヶ淵は彦七に縁ある地にして或日一人の鹽賣この所に晝寢し居たるに淵の中より大蛇出で件の惣賣を呑んとしたるに籠の内に鹽の價とて取りたる劍あり自ら抜け出で彼の大蛇を追ふ會ま彦七通り掛り其靈劍たるを知り乞ひ得て持刀となせし由、この劍は元曆中平家城之浦にて亡びし時悪七兵衛景清が海中へ落したりしを其後百餘年を経て讚岐宇多津の沖にて漁夫の網に引かれ上りたるものにて日本銘刀三口の一なりとぞ、而して彦七が居城は砥部村大字川

登字千里山に在りし千里城にしてこの山の南下に彦七の建てしと傳ふる茶屋ありき全村大字万年字南万年の新田五社神社も彦七が其出身地なる土佐國より勸請して氏神とせしものなり、斯程の豪傑も終には良心の苛責に堪へずして發狂し松前の金蓮寺に於て猿樂を催ふせし時湊川合戦の有様を演べ正成と問答の態をなし大に苦み狂ひ終に猿樂もなし得ずして止み程なく悶死を遂げしが後、正徳二年里人原町村大字宮内に一基の碑を建て長盛院殿大森彦七大居士と刻せり、この碑今は草深き裡に埋れて訪ふ人もなし

▲義民窪田兵右衛門の社(原町村)

大字麻生字赤禿に在り明和八年の大旱魃に市の井手に水論あり多くの死傷者を出し遂に公裁となり備中會敷の代官所へ村民悉く呼出され幕府の老中松平左近將監、松平播磨守下向あり水火の責を以て拷問されしも事分明ならず窪田兵右衛門正明村民の附添人として代官所に在りしが慨然として死を決し自ら首魁と稱し衆人の罪を一身に負ひ安永三年死刑を受く村民其恩恵に感じ社を建て衣更着神社と稱す、兵右衛門の辭世「衣更着のあわれ尋ね上法の道」に取りしなり

▲古岩屋の勝(砥部村) 大字岩屋口に在り、樹石の古色掬すべし
▲古城の松(松前村) 筒井なる松前城趾の松にして老幹數抱へに餘り枝葉地に垂れて其幾百歳を經しを知らず、松前城は創築時代詳ならず加藤嘉明、松山城を築くに當りて毀つ、

▲義農作兵衛の墓(全村) 大字筒井に在り、作兵衛は全地の農夫なりしが享保十七年の大凶災に際し郡邑救荒の政を施すに暇あらず業を捨て離散するもの多し、作兵衛饑餓を忍び自ら數十畝を耕し麥種を播かんとして精力衰耗し狼狽して家に還り困頓特に甚しく將に死に瀕せんとす、隣人諭して其有する所の麥種を食し死を免るべしと諭す、作兵衛容を正して農は國の基なり今之を食し盡さば來歲何を以て國用を濟はん、我命は軽く農は重しと終に麥囊を枕にして死す、里人其志に感じ巨碑を建て明治十四年有志者獻金して一社を字仕出縣道の南側に創建し義農神社と稱す
▲金蓮寺(岡田村) 大字西古泉字金子に在り寛喜三年唐僧明海上人の開基にして初め性尋寺と號せしが加藤嘉明この寺を今の地に引き其跡へ松前城を増築し全時に玉松山

十二光院金蓮寺と改稱す、境内龍燈の松と稱するあり、禪師當寺を營みし秋龍伯燈を

この松の梢に繫けしものなりといふ

▲谷上山寶珠寺(全村) 大字上吾川字谷上山に在り天武の朝白鳳十二年越智有興の創建、後第四の營造を經文政中火災に罹り寶物、文書等悉く焼失し五度營造のもの今の精舎之れなり、地方著名の古刹

▲後藤基次の墓(南伊豫村) 大字宮之下字惣津池長泉寺北下の農家の宅内に在り、基次大阪落城の後伯父なる長泉寺住職を志し廻國の姿にて渡り一生この寺に潜居して終る由云ひ傳ふ

▲伊豫神社(北伊豫村) 大字神崎字小齋院に在り桓武帝の皇子今岡親王(伊豫皇子)詔に依り伊豫に下り神崎の庄に座す後世靈宮と崇め奉るもの即ち之れ、一に親王宮と稱す

第九章

喜多郡

▲大洲城(大洲町) 元和前は大洲を大津と書し昔は比志ノ城或は地藏ヶ岳の城とも稱しき、創業年代詳ならず、今や岳上一二の廓を殘すのみにして舊形を止めざるも脰川の清流を控へ八幡神社の森と相對したる眺望畫の如く殊に桃を以て名あり、今大洲公園となり四時こゝに遊ぶもの多し

▲臥龍の淵(全町) 市街の東端に在り、奇岩怪礁突兀たる所脰川の深潭藍を湛めて幽邃限りなし、近年この地を開拓して榭亭を設け町民行樂の所となす

▲中江藤樹の屋敷跡(全町) 藤樹の父、大洲公に什ふ其屋敷は今の縣立大洲中學校運動場の一部なり、其墟に藤を植ゑて形見となす天下の巨儒藤樹が呷呷の聲を發しつゝありしは實にこの所なりといふ、尙ほ地方の有志家は藤樹の銅像を舊城趾の頂上に建て、紀念とし傍ら子弟が教育の材料に供しつゝあり

▲白瀧公園(瀧川村) 大字加屋に在り、近年地方の有志家が開きしものに係り奥に有名なる白瀧あり高六十間中頃にして二ツに分る夫婦の瀧の名あり、今や郡内三名所の一となり曳杖客頗る多し

▲矢野の神山 上須戒、豊茂兩村並に西宇和郡出海村に跨る高山にして昔よりの名所なり、古歌多し『雁鳴てさむき朝けの露霜に矢野の神山色つきにけり、鎌倉右大臣』

▲出石寺(豊茂村) 矢野の神山の絶頂に在る古刹にして僧空海の開く所なり、本尊佛觀音、地藏の二體は地中より涌出したるものにして田野中村の獵師が發見なりといふ

▲神南山(新谷村) 南豫著名の高山にして麓は七村に跨り四時の眺望佳なり

▲小叡の冷泉(宇和川村) 小叡の川林といふ所に在り炭酸質にして六十四度の温度を保てるが近年地方の某々等立派なる浴場を建て諸種の設備を整へ温水としたるより浴客多く殊に梅雨の季節大に賑ひために附近の繁昌一方ならずといふ

▲鬼王の遺蹟(大瀬村) 曾我兄弟の家臣鬼王は宇和郡鬼ヶ城邊より出でしものなるが兄弟富士の裾野に敵を討ち獄門に掛られしを鬼王密に其首を盗み取り郷里に持歸りしに道筋吟味厳しく山傳ひに漸くこの地まで歸りたれども足痛重くこゝに兄弟の首を葬り置きし由口碑に殘る、今椎木駄馬の山中に切石の臺、五輪の塔など殘るこは清水寺とて鬼王が居ける寺の蹟なりと云

▲肱川の勝 喜多郡を貫通せる肱川は隨所名勝に富み四季の行樂に適す、由來全川の沿道は山紫水明伊豫の小京都の名あり、中にも臥龍ヶ淵、富士山、浮龜橋の附近、八幡神社の下、粟津わたり、川口等は其眺望殆ど筆紙に盡す能はざる程にして暮刻歸帆の長流を遡る光景は佳絶繪の如し

第十章 西宇和郡

▲平家の遺蹟 昔矢野領は平家方の池大納言が庄園にして後、源氏の代となるに及びても池の禪尼が舊恩に報ひんため領地の没收をもなさず以前のまゝに給與したる程なれば平家が壇ノ浦没落後は舊縁を思ひてこの地に來りしもの多く其遺蹟各地に殘存せり、双岩村大字中津川の梅堂は昔、忠光寺と號したる古刹にして平家未だ策へ矢野領の庄園たりし頃代官としてこの地に來りし平家の將上總五郎兵衛尉忠光の建立に係り其實名を直に寺號としたるものなりこの外日土村字出奥の能忠寺も亦平家の侍小野右衛門尉平能忠の創建にして其護持佛を納めて本尊となしたる因みに依りこの

寺號ありとぞ、喜須來村大字喜木字平家谷は平家の落武者が隠れ所にして現に平家大明神(今は平家神社)と稱する一社あり、こは之等の一人々が死後神とし祭りしもの、由傳説あり、宮内村客神社の境内にも平家神社と稱する神社ありこも亦平家の落人が靈を祭れるものにして口碑に據れば平家の一將平維盛以下この地に遁れ來り今の神社の上なる不入山に深く潜伏して源氏の追討を免れぬるとぞ、この山は樹木陰森として書尙は物凄く山中に谷川及び岩窟などあり窟には長き石を墓標の如く立て並べあり此所へ太刀、兵具等を納め又た山を出でたる上方の畑中にある一本木も兵具を藏せし跡なりとぞ、不入山より三町餘りの下に狭間谷といふがあり、一に平家谷と稱し上宮、下宮といふ二ツの山より成る老樹鬱蒼として繁茂せるがこゝにも平家の諸人潜匿し一夜白鷺の羽音に驚き俄に自殺せし地なる由口碑あり、伊方越のお上り場は即ち之等の人々が上陸せし所なる由にて今に地名殘れり、上宮、下宮は一行中に高貴の方あり其居まし所たりしより宮の名を附せしものにて同じく及に伏して崩れ給ひしとぞ、この方は未だ御陵墓の所在地定まらざる安徳帝なる由口碑に殘れり、全村に在る兩家

(地名)は平家壇ノ浦没落後、平忠吉外二將と從者二名が潜伏せし地にして從者は三將を見送り後、この地に家居せりとす

▲**盤成の堀切(三机村)** 鹽成浦と三机浦とに跨り三崎半島を横斷したるものなり

第十一章 東宇和郡

▲**黒瀬城趾(卯之町)** 西園寺家の築く所にして後代替の祝宴を張りし時、盃の臺に松の葉飛び來て止まりたるより西園寺公「十八公光榮霜後一千年色深、盃中」と吟じ目出度き瑞相なればとて松葉城と改稱し、町の名も松葉町と號せしが慶安四年今の名に改む

▲**足利又太郎忠綱の遺蹟(宇和町)** 大字伊賀上に在り、治承三年田原又太郎忠綱宇治に敗れこの地に落ちはなかの峠の奥の谷に潜伏して終る、忠綱は齒長かりし故この地を齒長峠と稱し其護持佛千手觀音を納めたる寺を齒長寺と號す

▲**明石寺(田之筋村)** 大字明石に在り、弘仁十三年僧空海の一夜建立と云ひ傳ふ、寛

永中嵯峨大覺寺宮四國修行の時この寺に御宿りあり、庭の櫻小春にて返り花も見ぬ七日の間時雨して御逗留あり因て時雨櫻と名付け給ひぬ、四國巡拜四十三番の札所なり

▲**龍澤寺(魚成村)** 後醍醐帝の御宇元亨年中の草創にして後花園帝の御宇嘉吉年中再興す、この寺には立室和尚と成王瀨淵の龍との問答奇譚あり

▲**那須與市の館跡(野村)** 大字河下に在り今に與市屋敷、御刀磨き小姓の屋敷、御笠指掛の者の屋敷の三ヶ所残る、字下野は下野國を形取るなりと

第十二章 北宇和郡

▲**宇和島城(宇和島町)** 舊名板島丸串城といふ、初め家藤監物信種城代として居り板島殿を経て戸田氏となり、藤堂、富田を経て伊達氏に至る、今に城廓残れり

▲**宇和津彦神社(丸穂村)** 宇和島名社の一、附近神森神社は近來大に開拓され花樹を栽ぬ水石を按排して頗る行樂に適す

▲**和靈神社(八幡村)** 大字下村字鎌江に在り、伊達家の忠臣山家清兵衛公頼の靈を祭

る、公頼端正敦厚廉潔の士にして元和元年秀宗に従ひ奥州より來り家老職となる、秀宗奸臣の讒毀を信じ命じて之を蚊帳の内に刺さしむ、實に元和六年六月二十日なり、公頼死後其忠魂君側を去らず君主に奉ずること生時よりも、尙ほ厚く異變續出して奸臣を斃す、茲に於て秀宗城の北なる安荒神社の境内に小祠を立て祭て兒玉神社と私稱せしが承應二年神靈を檜皮の森に移し山頼和靈神社と改稱し明暦二年再び森安に遷す、元祿十三年明神號を授けられ享保十三年大明神號に進み全十六年今の社地に遷座す、毎年春夏兩度の大祭は賽客遠く九州、中國、四國の各地より群集して全町股賑を極め港内には船舶輻輳して檣林の如し

▲繼明神社(吉田町) 吉田藩の世臣家老職安藤儀太夫繼明の靈を祭る、寛政中領内の民苛政を憤り大舉して宗藩宇和島城下に押寄せんとす、有司之が慰撫に力むるも諸民抗論して効なし、繼明即ち割腹して死し其不才を謝せしかば諸民漸く歸村し事平ぐ、明治五年其故宅に祠廟を建て神祭す

▲佛木寺(成妙村) 大字則に在り、僧空海の創營にして四國遍路四十二番の札所なり

▲滑床(明治村) 大字目黒に屬す、土地滑潤なるを以て此名あり、城内勝地頗る多きが中に雪輪の溜は其最たるものか、初夏の石楠花、晩秋の紅葉特に觀賞するに足る

▲満願寺(清満村) 大字岩淵に在り、行基作の薬師を安す、四國巡拜四十一番の札所にして弘法大師手植の櫻、柿を以て名あり

▲正月櫻(下瀧村) まけの浦邊に在り、この櫻 正月十二三日頃には必ず花咲く

▲藤原純友の古蹟(日振島) 天慶中伊豫椽藤原純友が不軌を謀り遙かに平將門と通じて反旗を翻へせしはこの島なり、純友こゝを根據地として南海、山陰の諸國を掠め海陸の行路を絶ちて遂に太宰府を陥れ勢焰最も猖獗たりしが官軍のため破られ古三津に戦死す、今や入智大に開けこの孤島も文化恰く殊に海産物を以て名あるに至れり

第十三章 南宇和郡

▲僧都川の勝(綠僧都村) 僧都川は幅員廣からず又長からざれども到る處水石の美に富めり、就中長走り、鮎返り等は最も奇觀と稱せらる

●貝塚港() 縣下最南端の景勝地、近海に小西左金吾氏經營の眞珠貝養殖場あり

●觀自在寺(御庄村) 大字平城に在る古刹にして弘法大師一夜建立の七堂伽藍と云ひ傳ふ、數度の火災に舊形を存せず今の堂宇は延寶中宇和島城主の修營せしもの四國巡拜四十番の札所なり、境内に平城天皇の御陵と稱する立石あれども証すべき傳記なし

●篠山神社(一本松村) 用明帝の朝創營し中頃祭り絶へたりしを光孝帝の朝に至りて再興し其後、今の篠山(一に篠山)の絶頂に移す、萬治二年宇和島、高知兩藩の山界争ひ起り幕府の裁決に依りこの社より八町四方を間地とし兩藩をして共に管轄せしめしが明治六年愛媛、高知兩縣相識して山頂より北を土佐、東南西の三方を伊豫と定めたり

(一) 大阪商船株式會社定期汽船發着表

大阪内海線

大分丸 第九字和島丸
別府丸 加茂川丸
淡路丸 (兩地毎日一回出帆)

往		復	
大阪	初四日 後八時	大阪	初四日 後十時
高松	初二日 後五時三十分	高松	初二日 後四時三十分
多度津	初二日 後十時三十分	多度津	初二日 後九時三十分
今治	初二日 後一時三十分	今治	初二日 後一時三十分
高濱	初二日 後五時	高濱	初二日 後四時
長濱	初二日 後九時	長濱	初二日 後八時
別府	初二日 後一時	別府	初二日 後一時
大分	初二日 後五時	大分	初二日 後四時
佐賀關	初三日 後九時	佐賀關	初三日 後八時
白濱	初三日 後一時	白濱	初三日 後一時
佐伯	初三日 後五時	佐伯	初三日 後四時
土佐	初三日 後九時	土佐	初三日 後八時
細島	初四日 後一時	細島	初四日 後一時
内海	初四日 後五時	内海	初四日 後四時

大阪宿毛線

愛媛丸 第十字和島丸
香川丸 第七字和島丸
鳳門丸 第三字和島丸
(兩地毎日一回出帆)

往		復	
大阪	初四日 後九時三十分	大阪	初四日 後三時三十分
高松	初二日 後九時	高松	初二日 後七時
多度津	初二日 後一時	多度津	初二日 後一時
今治	初二日 後五時	今治	初二日 後五時
高濱	初二日 後九時	高濱	初二日 後八時
長濱	初二日 後一時	長濱	初二日 後一時
別府	初二日 後五時	別府	初二日 後四時
大分	初二日 後九時	大分	初二日 後八時
佐賀關	初三日 後一時	佐賀關	初三日 後一時
川石	初三日 後五時	川石	初三日 後四時
吉和島	初三日 後九時	吉和島	初三日 後八時
宇和島	初三日 後一時	宇和島	初三日 後一時
深浦	初三日 後五時	深浦	初三日 後四時
宿毛	初三日 後九時	宿毛	初三日 後八時

●本線復航ハ毎日守江ニ發港ス
●本線毎一六ノ日大阪發船ニ限リ復航三瓶ニ發港ス

四國經過大阪門司線
 綠川丸 船田川丸
 (每偶日大阪發)
 (每奇日門司發)

宇品高濱線
 那智川丸 早速丸 相生丸
 兩地每日三回出帆

航往		航復		航往		航復	
大阪	初十日	門司	二日午後八時	宇品	一號便	吉浦	二號便
神戶	日一	外入	三日午前三時三十分	吉浦	前八時三十分發	吉浦	後二時五分發
高松	日七	高濱	三日午前八時	高濱	前九時三十分發	高濱	後二時四十分發
多度津	日九	今治	三日午前十一時	高濱	前十時十分發	高濱	後五時發
今治	日十一	高濱	三日午前四時	高濱	後一時五十分發	高濱	後七時二十分發
高濱	日十三	神戶	四日午前七時	高濱	後四時十五分發	高濱	後九時四十五分發
外入	日十五	大阪	四日午前十一時	高濱	後四時五十分發	高濱	後十時二十五分發
門司	日十七			高濱	後五時十五分發	高濱	後十一時二十分發
				高濱	後五時二十分發	高濱	正午發

(二) 大阪商船株式會社汽船運賃表

大阪內海線并二大阪宿毛線

外入卜各港相互間

大阪	神戶	高松	多度津	今治	高濱	長濱
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇

外入	三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
大阪	神戶	高松	多度津	今治	高濱	門司
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇

四國	大阪	神戶	高松	多度津	今治	高濱	下門
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
三三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇

宮島	宇品	吳	音戶
一三九六	二九六〇	〇七五〇	九六四〇
三九八五	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇八五〇

大阪	神戶	高松	多度津	今治	高濱
四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇

備考

- 本表運賃ノ單位ハ錢位ナリ
- 本表中三行ニ分チタルモノハ右ハ三等中ハ二等左ハ一等トシニ行ニ分チタルモノハ右ハ三等左ハ二等ノ運賃トス
- 小兒四歳未満ハ一人ニ限リ無賃他ハ一人ニ付定額ノ四分ノ一十二歳未満ハ半額トス
- 船客連絡輸送
- 宇品高濱線ハ船車連絡切符ニテ東海線山陽線及伊豫鐵道線ニ連絡ス
- 割引往復切符
- ▲甲乙阿地直通ノモノ
- 大阪神戸ト今治高濱長濱相互間
切符通用期間……………二十日間
- 伊豫鐵道主要驛ト大阪神戸高松多度津今治長濱守江
日出別府大分佐々關川ノ石八幡濱吉田宇和島深浦宿
毛臼竹佐伯土々呂細島内海門司下關トノ相互間……………二十日間通用
○宮島、宇品、吳、音戸、ト高濱相互間……………十四日間
切符通用期間……………
- 大阪神戸ト内海宿毛航路中守江以南ノ各港相互間
切符通用期間……………三十日間 登割引
- ▲往復途中(高松又ハ多度津)ニ上陸シ得ルモノ
- 大阪神戸ト内海及宿毛航路中守江以南ノ各港相互間
切符通用期間……………三十日間 五形引
- 船客手荷物ハ 一等百五十斤二等百二十斤三等六十斤ヲ限リ無賃トス
- 船客自用自轉車ハ他ニ手荷物ナキ場合一人一輛ヲ限リ無賃トス

●船中直取ハ總テ本表運賃ノ一割増トス

●船客食事ハ各等共總テ和食トス

●左記區域内ノ各港間船客乗揚リ解貨及棧橋賃ハ無料トス

大阪宿毛間 大阪内海間 四國經過大阪門司線 高濱宇品間

●通行稅ハ内地旅行ノ旅客ヨリ徴收スヘキモノナルヲ以テ左表ノ運賃外差出サルヘシ

○五十哩未満一等五錢二等三錢三等一錢 ○百哩未満一等二十錢二等十錢三等五錢

○二十哩以上二百哩以下一等二十五錢二等十二錢三等六錢

○團體客ハ人數ノ多寡ニ拘ハラズ一團體ニ付五人分チ差出サルヘシ

伊豫鐵道列車發着時刻表

注意

一四車ハ混合列車ニシテ一三兩等客車ヲ聯結シ二等客車ハ改裝セズ又夜間長濱河原野線車ハ三等客車ノ付トス

○印ハ十月ヨリ翌年三月ニ至ル六ヶ月間臨時ヲ休止ス

▲印ハ七月ヨリ翌年二月ニ至ル六ヶ月間臨時ヲ休止ス

×印ハ不定期列車ナリ

線 濱 高		午 後		午 前	
下	上	下	上	下	上
古山發	古山發	古山發	古山發	古山發	古山發
三津發	三津發	三津發	三津發	三津發	三津發
高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發
古山發	古山發	古山發	古山發	古山發	古山發
三津發	三津發	三津發	三津發	三津發	三津發
高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發
古山發	古山發	古山發	古山發	古山發	古山發
三津發	三津發	三津發	三津發	三津發	三津發
高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發
古山發	古山發	古山發	古山發	古山發	古山發
三津發	三津發	三津發	三津發	三津發	三津發
高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發
古山發	古山發	古山發	古山發	古山發	古山發
三津發	三津發	三津發	三津發	三津發	三津發
高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發	高濱發

後		線		午		後	
リ	下	リ	上	リ	下	リ	上
古町發	道後發	道後發	古町發	古町發	道後發	道後發	古町發
三、〇三	三、三九	三、三九	三、〇三	三、〇三	三、三九	三、三九	三、〇三
二、二二	二、四〇	二、四〇	二、二二	二、二二	二、四〇	二、四〇	二、二二
二、一六	二、三三	二、三三	二、一六	二、一六	二、三三	二、三三	二、一六
六、三三	六、一九	六、一九	六、三三	六、三三	六、一九	六、一九	六、三三
七、三二	七、五〇	七、五〇	七、三二	七、三二	七、五〇	七、五〇	七、三二
七、四三	七、六一	七、六一	七、四三	七、四三	七、六一	七、六一	七、四三
八、五二	八、七〇	八、七〇	八、五二	八、五二	八、七〇	八、七〇	八、五二
八、五九	八、七七	八、七七	八、五九	八、五九	八、七七	八、七七	八、五九
九、〇三	九、二一	九、二一	九、〇三	九、〇三	九、二一	九、二一	九、〇三
一〇、一三	一〇、三一	一〇、三一	一〇、一三	一〇、一三	一〇、三一	一〇、三一	一〇、一三
一〇、三三	一〇、五一	一〇、五一	一〇、三三	一〇、三三	一〇、五一	一〇、五一	一〇、三三
一一、三三	一一、五一	一一、五一	一一、三三	一一、三三	一一、五一	一一、五一	一一、三三
一一、四三	一一、六一	一一、六一	一一、四三	一一、四三	一一、六一	一一、六一	一一、四三

明治四十三年四月三十日印刷
 明治四十三年五月八日發行

〔定價金參拾錢〕

愛媛縣案内發行所代表者 栗本 諒 二

編輯兼發行者 藤井 護三郎
 印刷者 藤井 護三郎
 印刷所 改進堂印刷所

發行所 愛媛縣案内發行所

松山市三番町四十四番戶

弊店ノ販賣スル木浦鹽ハ色白ク且ツ斤量ニ比
シ升量多ク名聲既ニ定評アリ多少ニ不拘御注
文ノ程願上候

鹽販賣

越智郡東伯方村木浦港

深見商店

電話略號 (一七)

振替口座大阪第一三六三番

大阪市西區阿波堀四丁目

深見大阪支店

三津濱、高濱
尾道間

每日定期航海

三相生丸

三津濱發

午前七時
午後一時

五相生丸

尾道發

午前六時
午後二時

寄港地

北條、菊間、御手洗、木之江
宮浦、忠海、糸崎、尾道

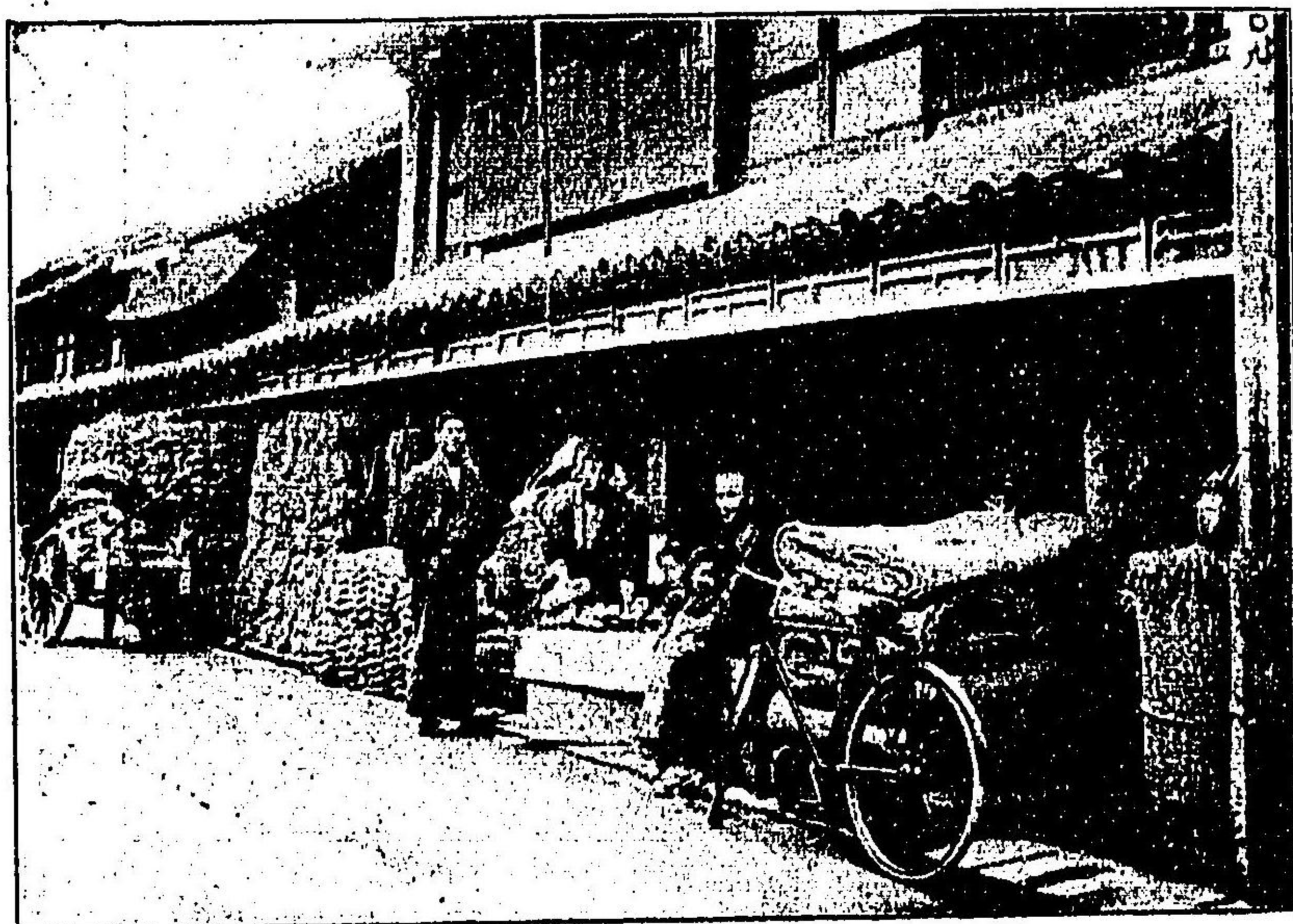
三津濱

石崎運送店

高濱

石崎支店

松山市唐人町貳丁目



荒物卸小賣商

松山 藻繩
監 蘭繩
獄 繩
製 麻裏
一手販賣所

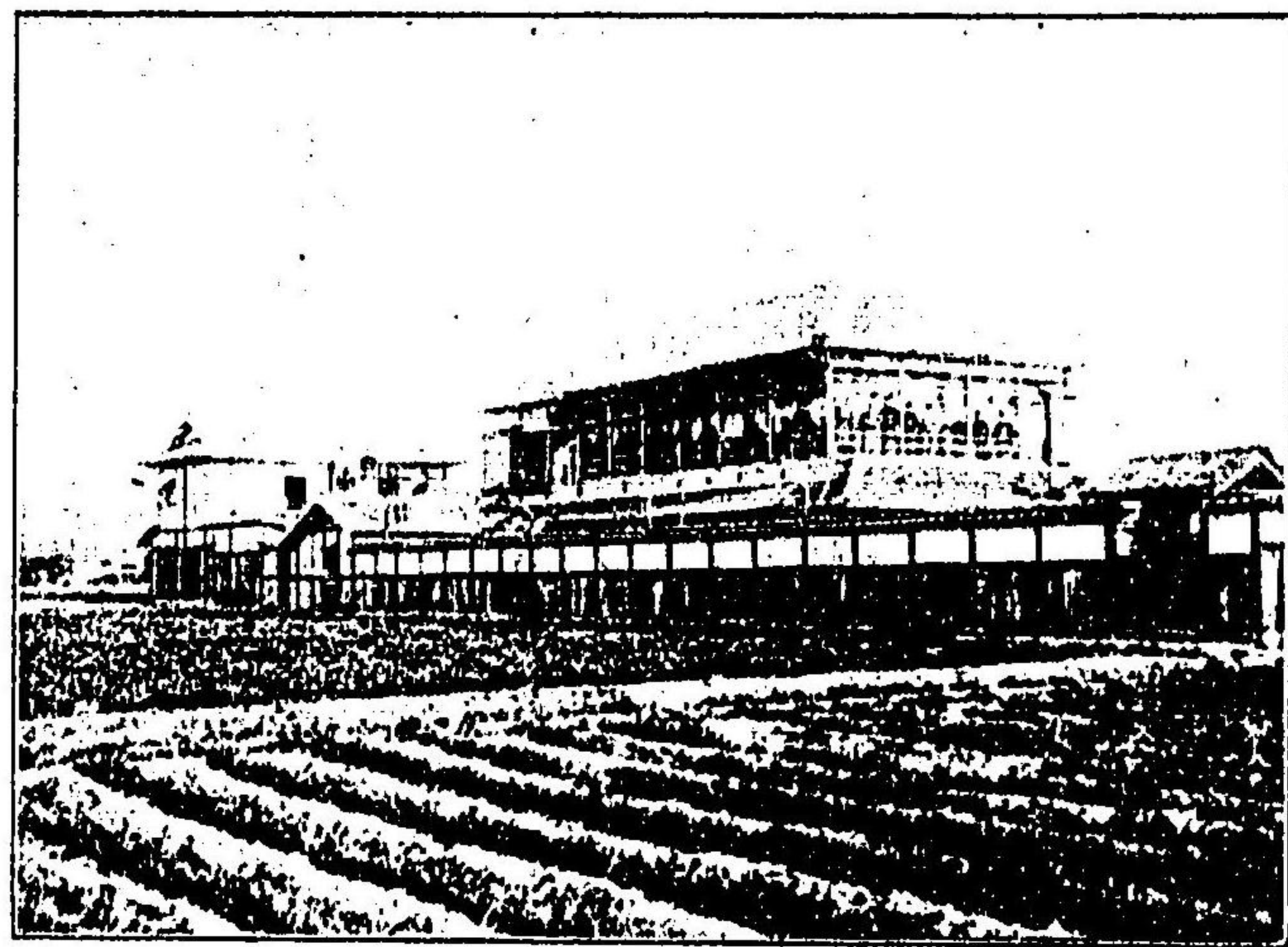
諸官署御用達
第貳區郵便切手類
並ニ收入印紙

元賣捌所

萬 佐伯德太郎

電話 參四貳番

貸 席



和洋御料理



館主 佐伯德太郎

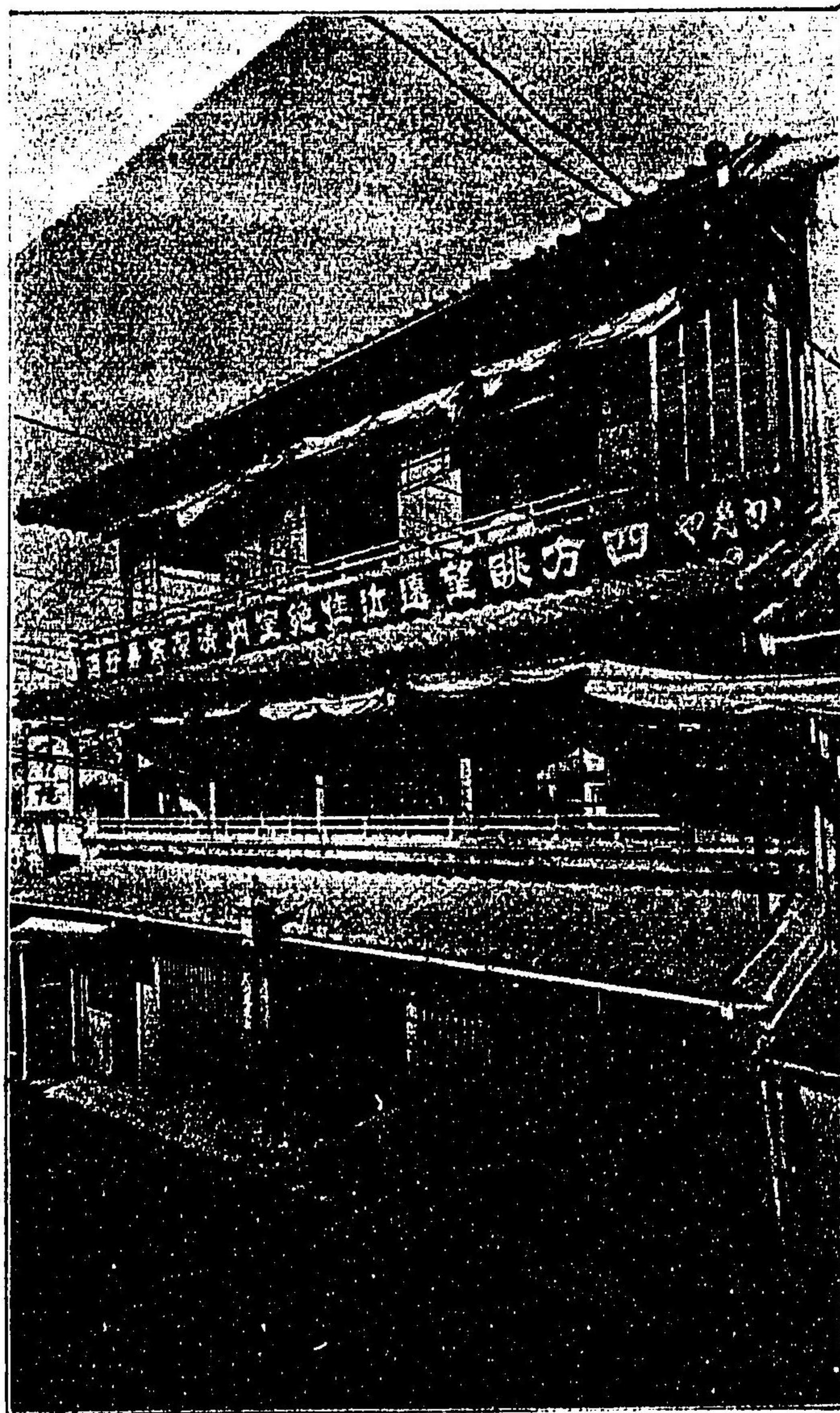
電話 三四二番

松山市唐人町貳丁目裏

清 樂 館

營業百有餘年

和洋會席御料理すき焼



松山名物かめやうどん

松山市湊二町かめや電話一七四番

和洋御料理

庭園の雅趣

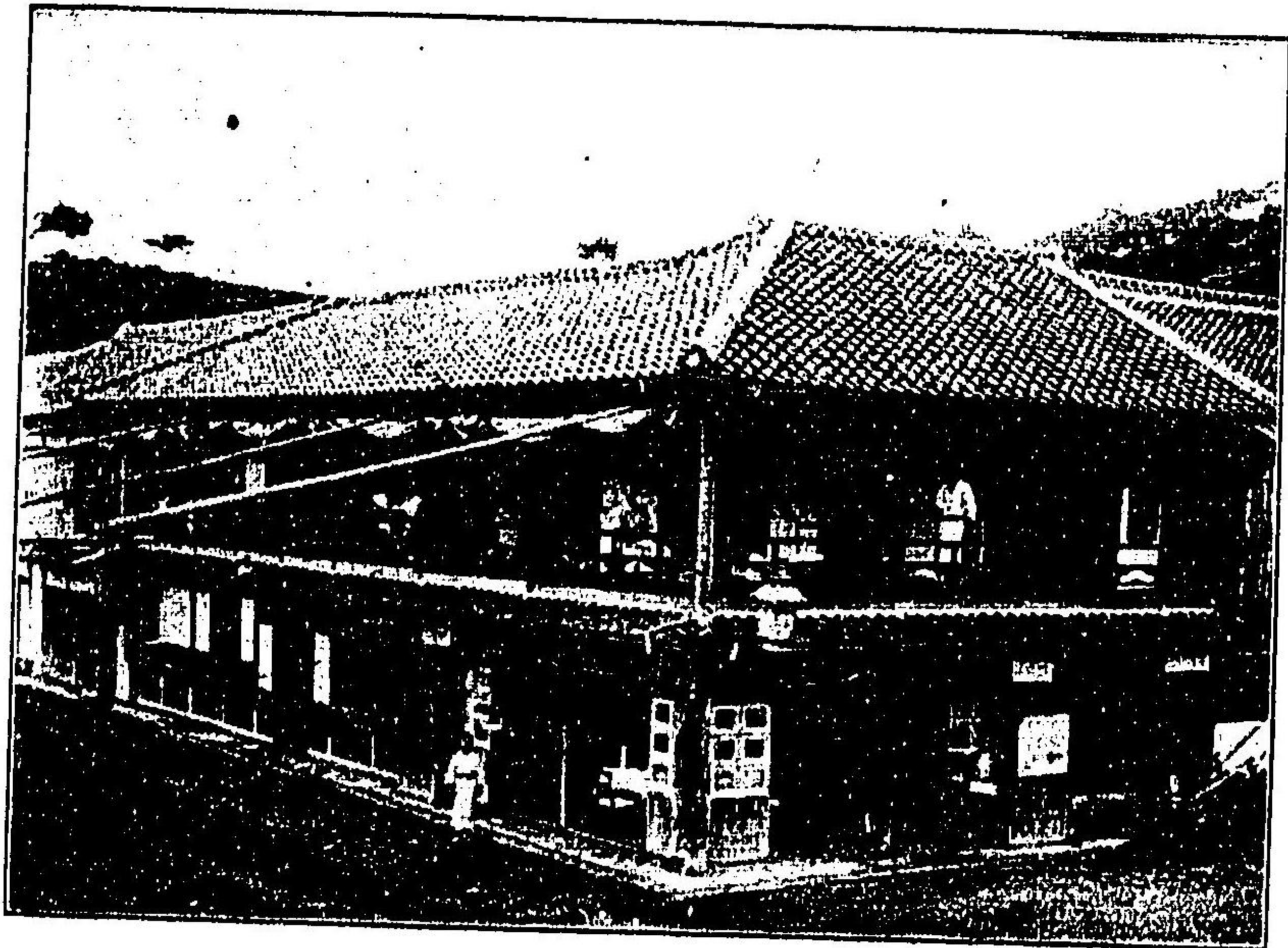
松山に冠たり

松山市豊阪町一丁目

龜の井

(電話二一五番)

伊豫高濱港



旅館兼和洋料理

高濱停車場前

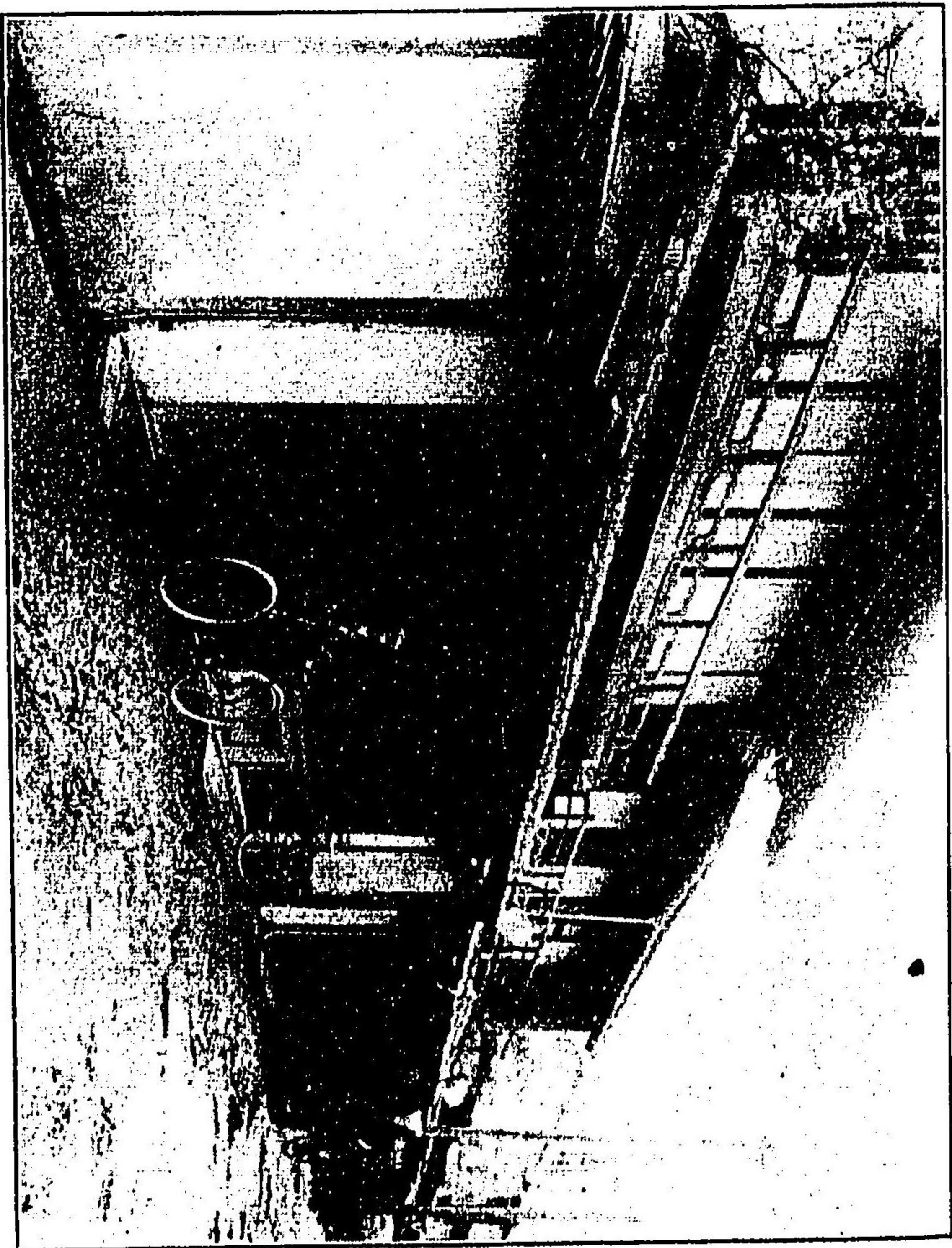
有信館

特設電話二番

高濱北棧橋前

風景絕佳

御料理花信樓



御旅館 岱翠館

松山市三番上町丁(電話三〇一)